

第 3 次 富岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画

富岡市再犯防止推進計画

富岡市成年後見制度利用促進計画

令和 3(2021)年度 ～ 令和 7(2025)年度

ともに支え合い 誰もがいきいき
元気なまち「とみおか」



富岡市

社会福祉法人 富岡市社会福祉協議会

はじめに

昨今の地域福祉を取り巻く社会環境は、著しく変化しています。なかでも急速に進展する人口減少、超高齢化をはじめ、生活様式や価値観の多様化などにより、地域での住民同士のつながりが希薄化し、地域コミュニティの弱体化が進行しています。その一方で、個人や家庭のなかだけでは解決できない課題を抱え込む人が増えており、分野ごと・対象者ごとに整備された既存の公的福祉サービスの枠組みでは、こうした問題の解決が困難になっています。



このような現状を改善し、誰もが住み慣れた地域のなかで、安心して暮らし続けられる社会を実現するためには、行政や福祉活動を行う団体だけではなく、すべての地域住民が地域における様々な課題を「自分ごと」として捉え、解決に向けてお互いに協力し合い、支え合うことのできる体制の構築や地域づくりを進めることが重要です。

このたび、社会福祉法の改正を踏まえるとともに、法改正の背景にある地域生活課題の解決に向けた地域福祉の向上を図ることを目的に、その基本的な方針となる「地域福祉計画」を第3次計画として策定しました。さらに社会福祉協議会が地域住民や地域福祉に関わる団体などが実践する具体的な活動内容を示した「地域福祉活動計画」を一体的に策定することで、より効率的で効果的な施策の実施を図ってまいります。加えて、すべての人が地域社会のなかで安心して暮らし続けられる社会をつくるという地域福祉の観点から、「再犯防止推進計画」と「成年後見制度利用促進計画」をあわせて策定しました。今後はこれらの計画で示す方向性に則って、地域共生社会を具現化することで、「ともに支え合い 誰もがいきいき 元気なまち『とみおか』」を実現し、「住みたいまちナンバーワン富岡」を目指してまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、ご尽力いただきました策定委員会委員の皆様や多くの市民の皆様、関係各位のご協力に、心より感謝申し上げます。

令和3（2021）年3月

富岡市長

榎本義法

はじめに



少子高齢化や一人暮らし世帯の増加、働き方の多様化、地域で支えあう力の希薄化などを背景として、地域活動の担い手不足、子供の居場所づくり、生活困窮者や老々介護の問題、また、「制度の狭間」で支援が届きにくいなど、あらゆる世代の暮らしに関する困りごとが多様化し、様々な課題が広がりを見せています。

こうした中、誰もが活躍できる場所、助け合い支え合いができる近所づきあい、孤立せず話し合いができる仲間づくりなど、ともに生きる豊かな福祉社会をつくりあげるため、すべての人々が「我が事」として参画し、分野を超え「丸ごと」つながることで暮らし、生きがいを創り、支え合う「地域共生社会」の実現が必要不可欠となっています。

こうしたことを踏まえ、富岡市社会福祉協議会では、子どもからお年寄りまで、障害の有無にかかわらず、人と人とのつながりを重視し、住み慣れた地域で心豊かに暮らせるよう様々な方々と協働し、地域の福祉力をより一層高めていかなければならないものと考えております。

今回、「ともに支え合い 誰もがいきいき 元気なまち 『とみおか』」を基本理念として、令和3年度からの5か年を期間とした第3次地域福祉活動計画を富岡市が策定している地域福祉計画と連携を図り策定いたしました。この計画は、地域福祉を推進するための方向を定めたものであり、地域住民や地域福祉に関わる団体などが実践する具体的な活動内容を示したものです。

本会は、この計画の実現に向け地域福祉に関わる団体と連携して、基本理念にあるように、支え合い誰もがいきいき元気なまちづくりを目指し、地域福祉活動を盛り上げていきたいと考えておりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見と多大なるご協力を賜りました策定委員の皆様をはじめ、アンケートにご協力いただいた市民の皆様に心より感謝とお礼を申し上げます。

令和3（2021）年3月

社会福祉法人 富岡市社会福祉協議会
会長 大手 治之

目 次

第1章 計画の概要	1
1 「地域福祉」について	1
2 計画策定の背景と主旨	2
3 地域福祉に関する近年の動向	3
(1) 「地域共生社会」の実現を目指して	3
(2) 社会福祉法の改正について	4
4 計画の位置づけ	6
5 計画の期間	7
6 圏域の考え方	7
7 SDGsについて	8
第2章 地域福祉を取り巻く現状・課題と今後の方向	9
1 人口・世帯等の状況	9
(1) 人口・世帯数	9
(2) 人口の将来推計	10
(3) 年少人口	12
(4) 高齢者人口	13
(5) 世帯の状況	14
2 地域福祉に関する活動等の状況	15
(1) 障害者の状況	15
(2) 要介護者等の状況	16
(3) 生活保護の状況	16
(4) 避難行動要支援者登録数の状況	16
(5) 児童・高齢者の虐待に関する相談対応の状況	17
(6) 犯罪発生の状況	17
(7) 民生委員・児童委員の活動状況	17
(8) 消費生活相談の状況	18
(9) ボランティア・NPO法人登録数の状況	18
(10) 消防団の状況	18
(11) 地域づくり協議会の状況	19
3 市民アンケート調査	20
(1) 地域福祉に関する市民アンケート調査	20
(2) 住みやすさ・定住意識・福祉施策の満足度と重要度について	35
4 団体ヒアリング調査	37
5 第2次計画における取組の評価	44
(1) これまでの取組状況の評価	44
(2) 今後の方向性	45
6 現状や市民・団体調査からみえてきたこと	46
7 課題とその解決のための方向性	49
課題1 少子化・超高齢社会や人口減少に適応できる市民力・地域力の強化	49
課題2 市民力・地域力がつながら地域共生社会の基盤づくり	50
課題3 誰も取り残さない支援体制づくり	50
課題4 安全・安心な暮らしの確保	51
施策展開の視点	51

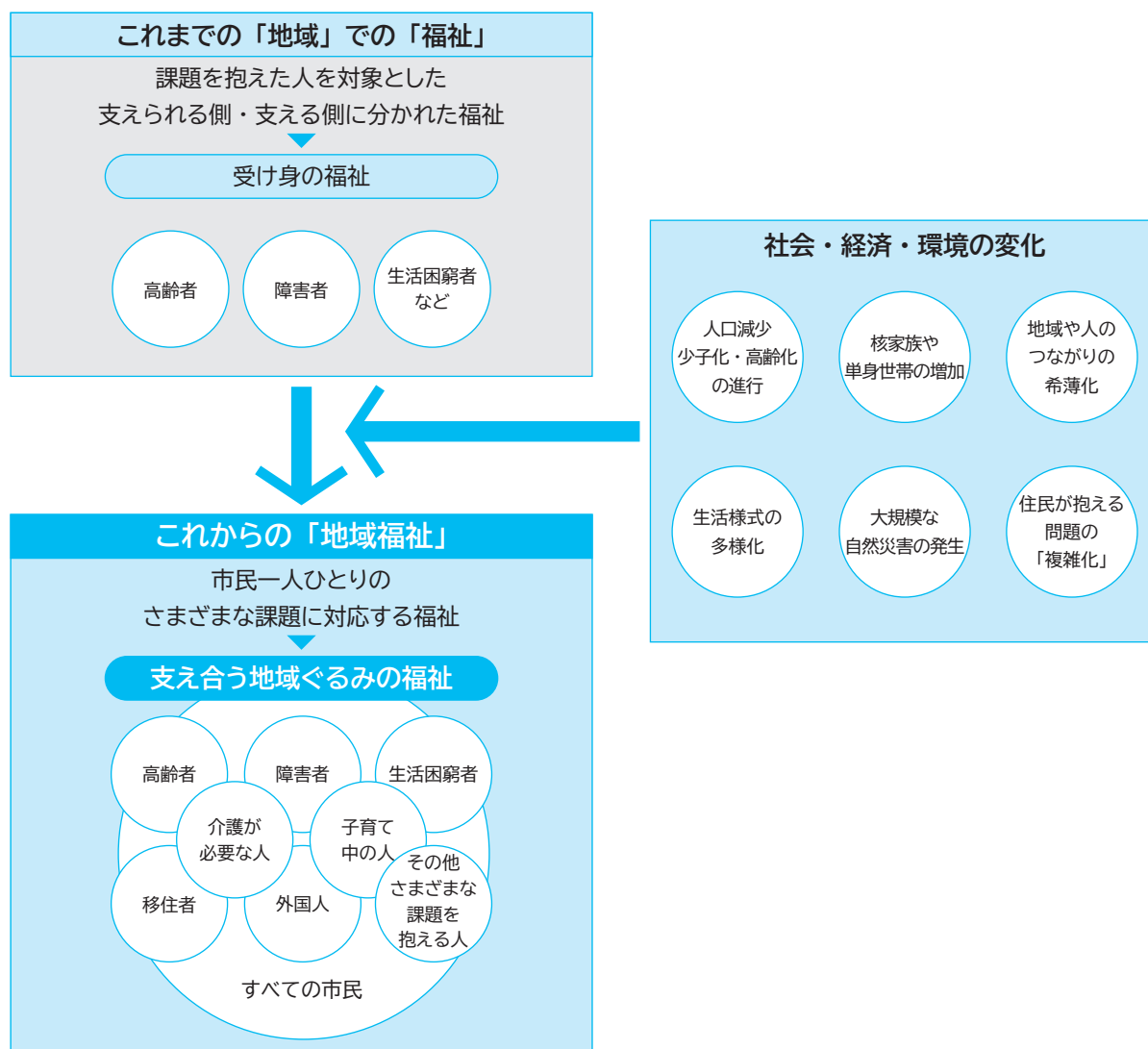
第3章 施策展開のための基本的な考え方	52
1 自助・互助・共助・公助による推進	52
2 基本理念.....	52
3 基本目標.....	53
4 役割分担.....	53
5 計画の体系	55
目標1 地域福祉を支える 人づくり	56
1-1 地域福祉の意識醸成.....	56
1-2 地域福祉の担い手づくり.....	58
目標2 安心して暮らすための 地域づくり	62
2-1 住民同士のつながりによる支え合いの支援.....	62
2-2 安全・安心なまちづくり.....	64
目標3 さまざまなニーズに対応できる 仕組みづくり	66
3-1 包括的な相談・情報提供の仕組みづくり.....	66
3-2 適切な支援につなぐ仕組みづくり.....	68
第4章 富岡市再犯防止推進計画	71
1 目的.....	71
2 位置づけ.....	71
3 対象.....	72
4 現状と課題	72
5 取組.....	72
第5章 富岡市成年後見制度利用促進計画	74
1 目的.....	74
2 位置づけ.....	74
3 対象.....	74
4 現状と課題	74
5 取組.....	75
第6章 計画の推進	76
1 計画の公表	76
2 計画の進行管理	76
資料編.....	77
1 富岡市地域福祉計画策定委員会要綱	77
2 富岡市地域福祉活動計画策定委員会要綱	78
3 富岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 委員.....	79
4 第3次富岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定の経過	80

第1章 計画の概要

1 「地域福祉」について

「地域福祉」は、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるよう、私たち一人ひとりが互いに協力し、支え合う、「地域ぐるみの福祉」の考え方です。「支えられる側」「支える側」のいずれかに分かれるものでも、さまざまな課題を抱える人だけが受けられるサービスを指すものでもありません。地域で暮らすすべての人が関わり、すべての人が安心して暮らし続けられる地域をつくるのが地域福祉の目的です。

なぜ地域福祉計画・地域福祉活動計画の見直しが必要なのか

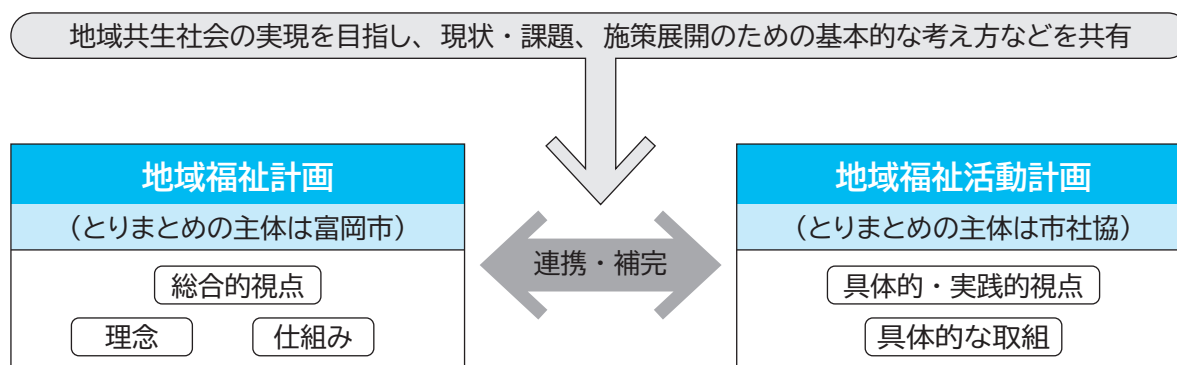


2 計画策定の背景と主旨

市民一人ひとりの課題に対応し、「ひとりにしない、みんなで受けとめて、支え合う」ためには、**地域で暮らす市民の力や地域の力を発揮しながら、行政などのさまざまな関係者が力を合わせて解決**することが必要です。

これまで富岡市と富岡市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」または「市社協」という。）は、社会福祉法第 107 条に基づき市が総合的な視点でまとめる「**地域福祉計画**」と、市社協が中心となって具体的・実践的な視点でまとめる「**地域福祉活動計画**」を『第 2 次富岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画』（以下「第 2 次計画」という。）として一体的に策定し、それぞれの役割に基づく取組を連携・協働を図りつつ進めてきました。

この『**第 3 次富岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画**』（以下「**本計画**」という。）は、第 2 次計画の計画期間が令和 2（2020）年度で満了となることから、少子化と高齢化、人口減少の進行をはじめとする本市を取り巻く社会経済状況の変化や、これまでの地域福祉の取組の評価・検証、関連法の改正などを踏まえ、私たち一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく地域共生社会の実現を目指す計画として策定するものです。



3 地域福祉に関する近年の動向

(1)「地域共生社会」の実現を目指して

国は、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28（2016）年 6 月閣議決定）や、『『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）』（平成 29（2017）年 2 月厚生労働省）、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2020」（令和 2（2020）年 7 月閣議決定）などにに基づき、「地域共生社会」の実現に向けた改革を推進しており、その考え方を以下のように示しています。

【国が示す「地域共生社会」の考え方】



資料：「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ資料より抜粋（厚生労働省）

市町村が策定する地域福祉計画は社会福祉法に以下のように位置づけられています

〈社会福祉法（令和元（2019）年 6 月改正）より抜粋〉

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（２）社会福祉法の改正について

既存の制度では解決が難しい課題に対応するため、地域で暮らす住民による支え合いと、公的な支援が連動した包括的な支援体制の構築を目指し、社会福祉法が改正されました（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正 平成 30（2018）年施行）。改正の主なポイントを以下に示します。

- 支援を必要とする住民（世帯）が抱える**多様で複合的な「地域生活課題」**※について、**住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携**などによる解決が図られることを目指すという「地域福祉の方法」が明記されました。（法第 4 条第 2 項）
- 地域福祉を推進するにあたっての「国及び地方公共団体の責務」を定め、その責務を具体化し、公的責任を明確にするため「**包括的な支援体制の整備**」に努めることが規定されました。（法第 6 条第 2 項、法第 106 条の 3）
- 「福祉の各分野における相談支援を担う事業者の責務」として、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合に、必要に応じて適切な支援機関につながることが**努力義務**とされました。（法第 106 条の 2）
- 地域福祉（支援）計画の策定が「**努力義務**」とされました。（法第 107 条、108 条）
- 「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取組むべき事項」を定め、他の分野別計画の「上位計画」として位置づけられました。（法第 107 条、108 条）
- 定期的に、その策定した地域福祉（支援）計画について、「調査、分析及び評価を行うように努める」ことが明記され、PDCA サイクルを踏まえた進行管理の必要性が示されました。（法第 107 条、108 条）

資料：「地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定・改訂ガイドブック」社会福祉法人全国社会福祉協議会（平成 31（2019）年）

※地域生活課題とは

介護、介護予防、保健医療などといった、地域住民やその家族などが必要とする福祉のサービスや制度に関する課題だけでなく、住まい、就労、教育、子育て、地域社会からの孤立、根拠のない差別や偏見など、**地域で生活を営む上での課題全般**を指します。

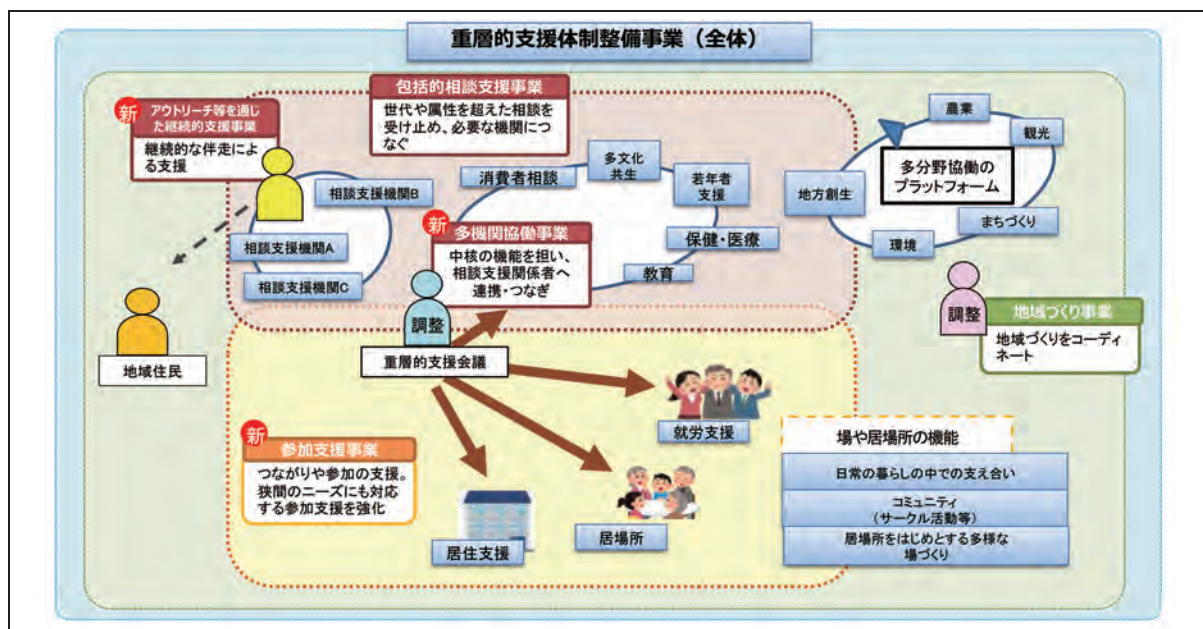
このような「地域生活課題」について、介護と子育てを同時に行う（ダブルケア）世帯や、高齢の親とひきこもりの子の世帯の抱える問題（8050 問題）、障害と高齢による課題の両方を抱える人や、それらを取巻く経済的な問題、虐待や DV、障害者や高齢者などの人権や財産の侵害、社会的孤立など、**課題の多様化や複合化が進んでおり、従来の分野ごとの体制だけでは対応が難しくなっています。**

さらに、令和2（2020）年6月には、**地域共生社会の実現**を図るため、社会福祉法の一部改正が公布されました（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律による改正 令和3（2021）年4月1日施行予定（一部を除く））。改正の主なポイントと、この中で示されている「重層的支援体制整備事業」の考え方について以下に示します。

- 地域福祉は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら参加し、地域共生社会の実現を目指して推進する**という「方法」と「目的」が明記されました。（法第4条第1項関係）
- 「包括的支援体制の整備」として、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、**相談支援、参加支援、地域づくり支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の創設が規定**されました。（法第106条関係）
- 社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人などを社員として、相互の業務連携を推進するため、「**社会福祉連携推進法人**」の創設が規定されました。（法第125条関係）

資料：『「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）」、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案の概要」、「令和2年度 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議」資料「重層的支援体制整備事業における具体的な支援フローについて」（いずれも厚生労働省）

【国が示す「重層的支援体制整備事業」の考え方】



資料：「重層的支援体制整備事業における具体的な支援フローについて」（厚生労働省）

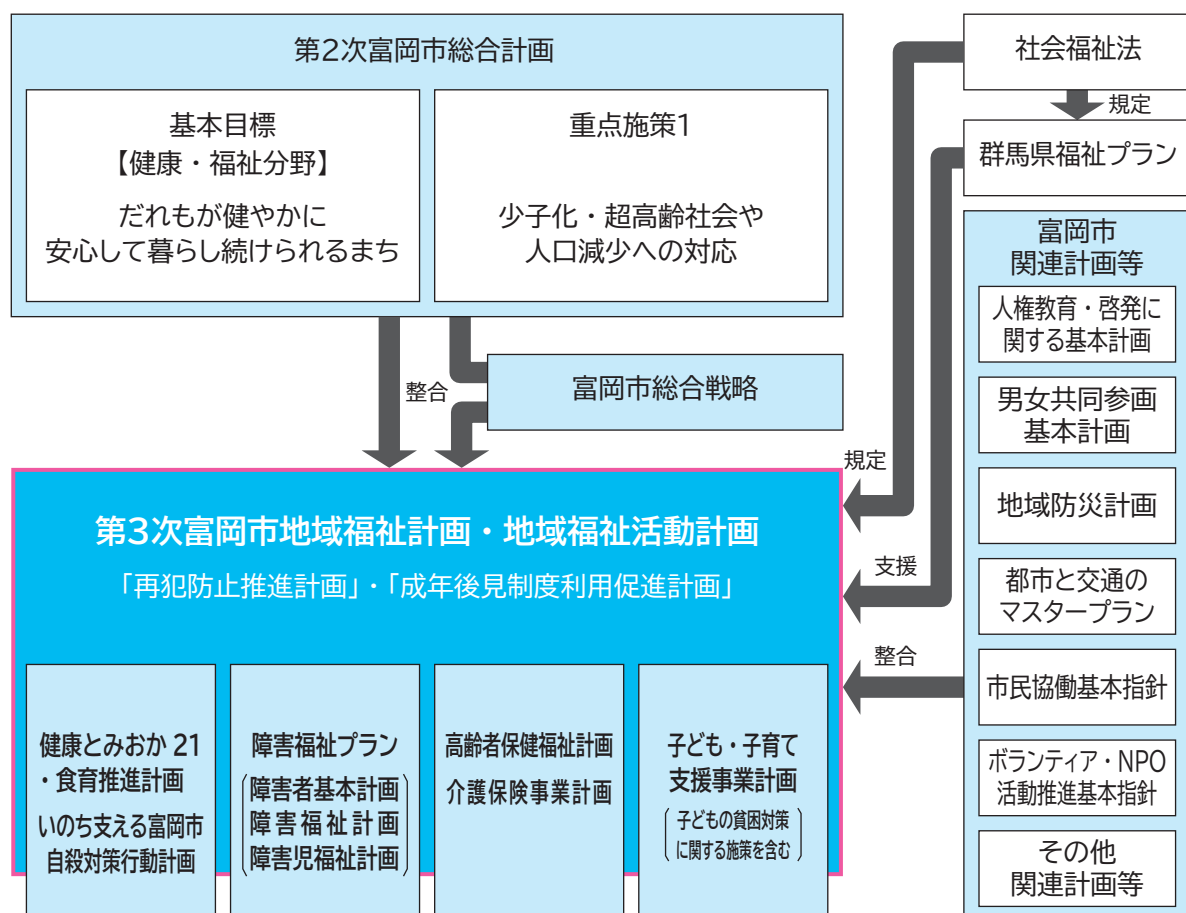
4 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である『第2次富岡市総合計画』（計画期間：平成28（2016）年度～令和8（2026）年度）と、その中で本計画が該当する施策分野「健康・福祉」の基本目標「だれもが健やかに安心して暮らし続けられるまち」に基づき、総合的な視点から地域福祉を包括的に推進する、福祉分野の最上位計画です。

高齢者、障害者、子どもの福祉や、健康づくりに関する計画など、福祉分野の諸計画と緊密に連携するとともに、これらの計画が共通して取り組むべき事項を示します。

また、福祉分野だけでなく、人口減少下における持続可能な地域社会の実現に向けた『第2期富岡市総合戦略』（計画期間：令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）や防災、都市基盤整備、公共交通、市民協働など、さまざまな分野の個別計画や指針などとの整合を図るものとします。

さらに、「再犯防止等の推進に関する法律」に基づく『富岡市再犯防止推進計画』及び、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく『富岡市成年後見制度利用促進計画』を本計画とあわせて策定します。



5 計画の期間

本計画は、令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度までの 5 か年を計画期間とします。

なお、関係する法制度の改正や社会経済情勢の変化、関連する計画等との整合などを踏まえ、必要に応じた見直しを行います。

【関連計画の計画期間】

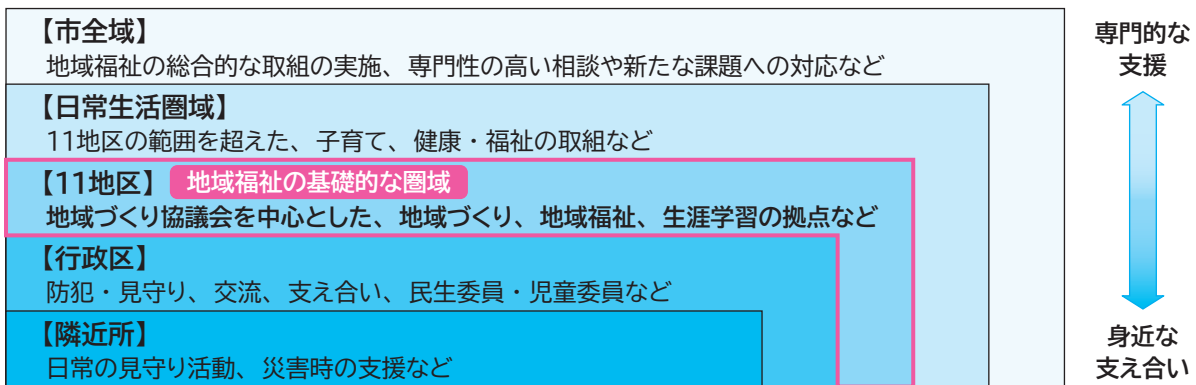
		平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
第2次富岡市総合計画	基本構想											
	基本計画	前期基本計画			中期基本計画				後期基本計画			
富岡市総合戦略		第1期				第2期						
地域福祉計画・地域福祉活動計画 再犯防止推進計画・成年後見制度利用促進計画		第2次					第3次					
健康とみおか 21		第3次										
食育推進計画		第3次										
いのち支える富岡市自殺対策行動計画												
障害者基本計画		第2次	第3次				障害福祉計画	第4次				
障害福祉計画		第4期	第5期					第6期				
障害児福祉計画			第1期					第2期				
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		第6期		第7期			第8期					
子ども・子育て支援事業計画		第1期				第2期						

6 圏域の考え方

現在、市内では地域づくり協議会を中心とした活動が、地区公民館区を単位とした範囲で展開されています。そこで本計画では、地域共生社会の実現に向けた**地域福祉の基礎的な圏域**として、市民に身近で、組織的活動の基盤を持つ地区公民館を拠点とした **11 地区**を設定します。

そして、隣近所や行政区といったより小さな圏域や、『第8期富岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』に基づく6つの日常生活圏域、市全域といったより大きな圏域との重層的なネットワークの構築と連携を図りつつ、地域福祉を推進します。

【圏域設定の考え方】



7 SDGsについて

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals エス ディ ジーズ）は、平成 27（2015）年の「国連持続可能な開発サミット」で採択された国際社会全体の目標です。貧困、飢饉、エネルギー、気候変動、平和的な社会などに関する 17 の目標で構成され、国連に加盟するすべての国が令和 12（2030）年までの達成に向けて取り組んでいます。

本市では『第 2 次富岡市総合計画 中期基本計画』（計画期間：令和元（2019）年度～令和 4（2022）年度）に SDGs を位置づけ、17 の開発目標と各施策の対応を明示しています。本計画が該当する施策分野「健康・福祉」では、特に関連性の高い開発目標として 10 目標を示しています。また、各分野別の計画などでも SDGs の位置づけを進めています。さらに、令和元（2019）年 12 月には、SDGs について職員の理解を深めるとともに、市民や市内企業などへの普及啓発を推進する部局として「富岡市 SDGs 推進本部」を設置し、全庁的な取組を推進しています。

地域福祉の考え方は SDGs の理念「誰ひとり取り残さない（No one will be left behind）」と強く関係するため、本計画でも SDGs の実現を見据えた推進を図ることとします。



本市独自の取組を象徴するロゴマーク

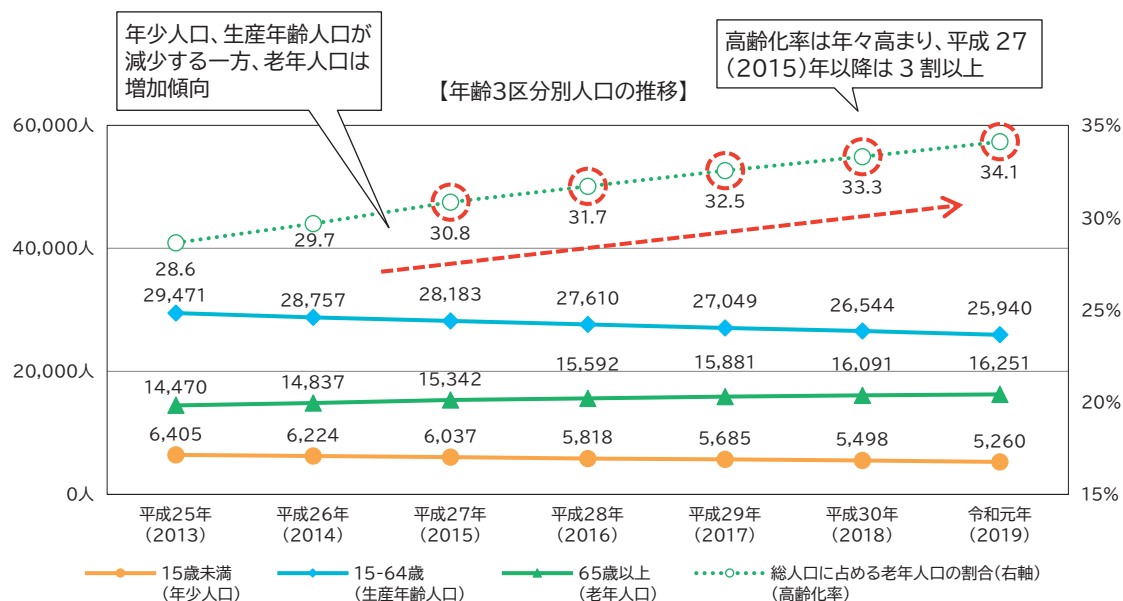
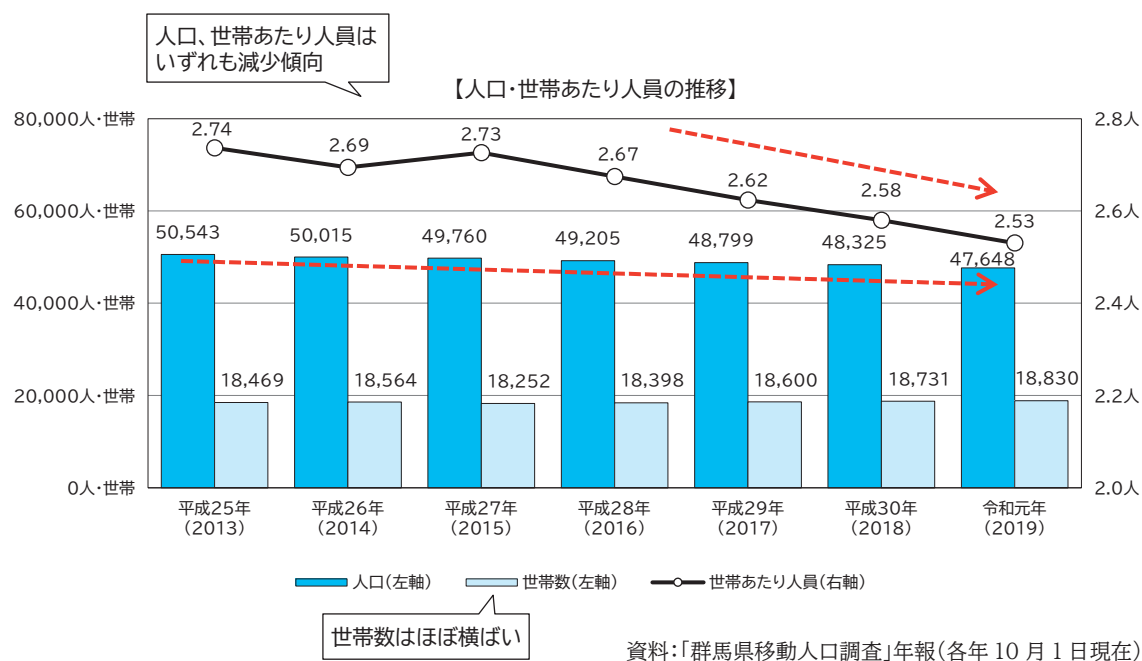


施策分野「健康・福祉」と特に関連性の高い SDGs における開発目標

第2章 地域福祉を取り巻く現状・課題と今後の方向

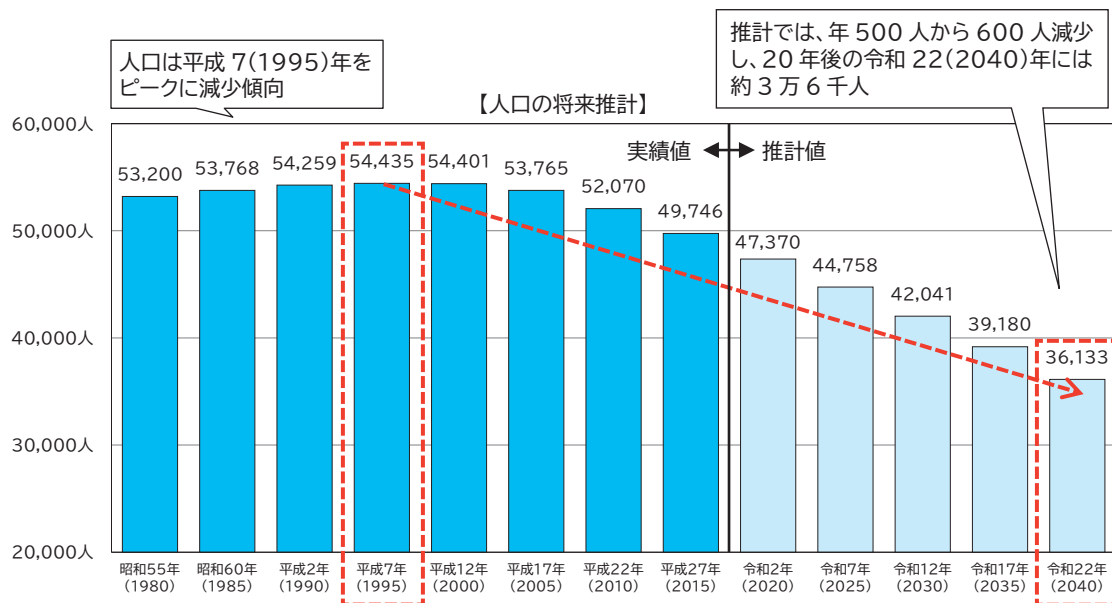
1 人口・世帯等の状況

(1) 人口・世帯数

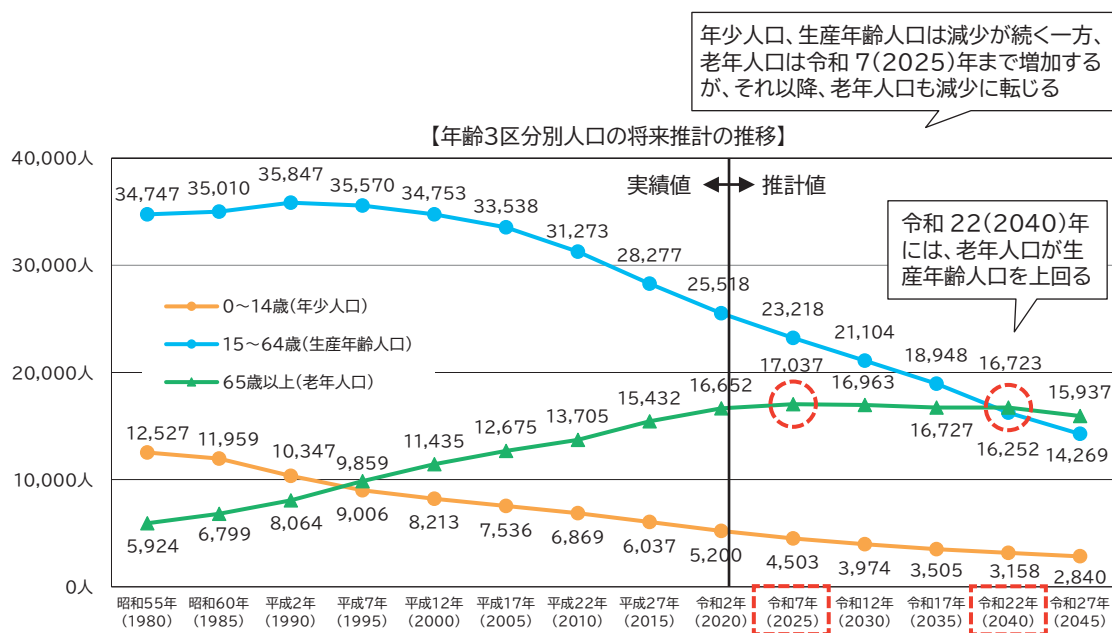


資料:「群馬県の年齢別人口」年報(各年10月1日現在)、高齢化率算出に用いた総人口は「群馬県移動人口調査」年報(各年10月1日現在)

(2) 人口の将来推計



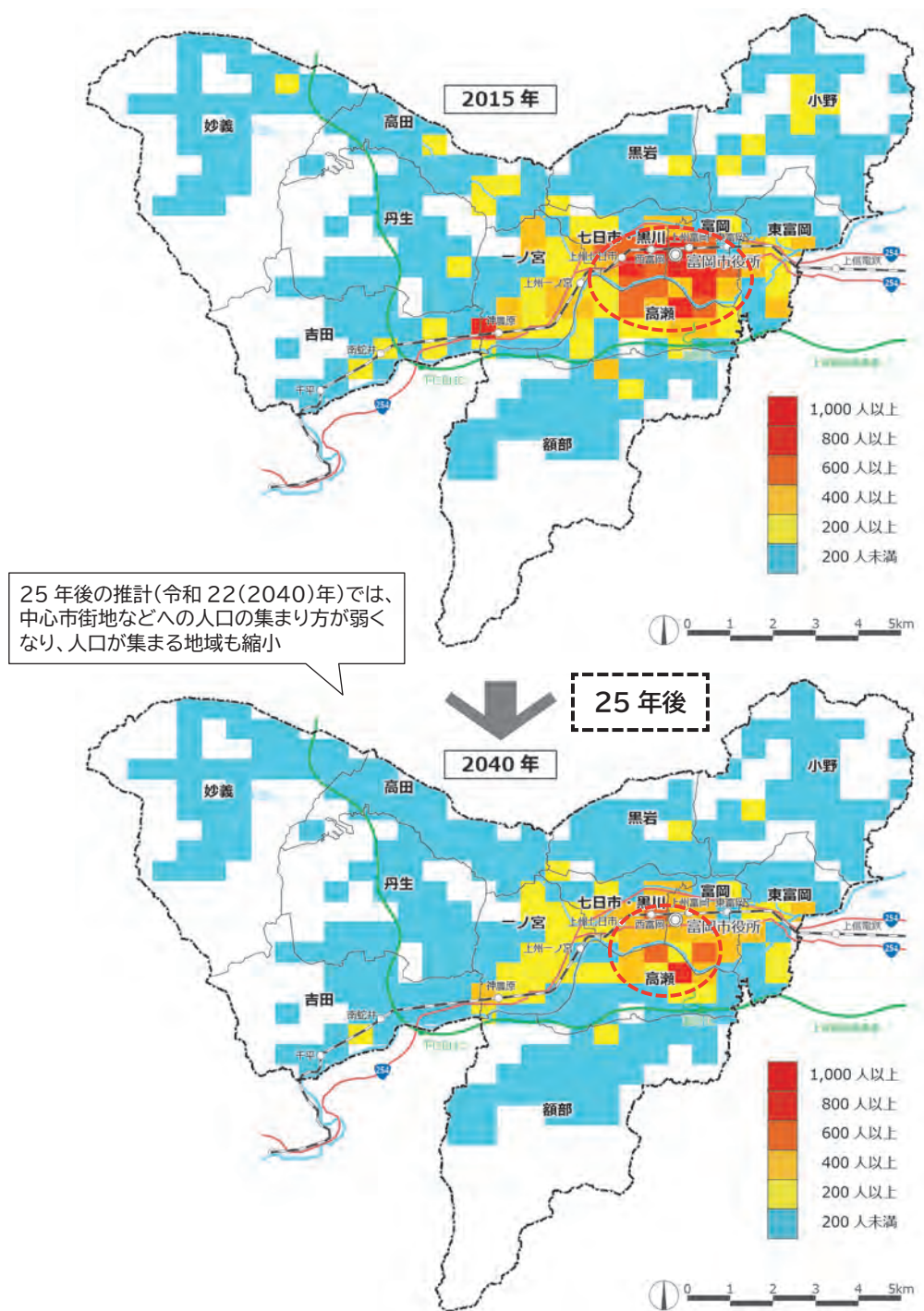
※実績値は国勢調査によるため、「群馬県移動人口調査」「群馬県の年齢別人口」による値とは異なる
資料:第2次富岡市総合計画 中期基本計画



※実績値は国勢調査によるため、「群馬県移動人口調査」「群馬県の年齢別人口」による値とは異なる
資料:第2次富岡市総合計画 中期基本計画

現在(平成 27(2015)年)では、七日市・黒川地区、富岡地区などの中心市街地や郊外の一部に人口が集積

【人口密度の推移】

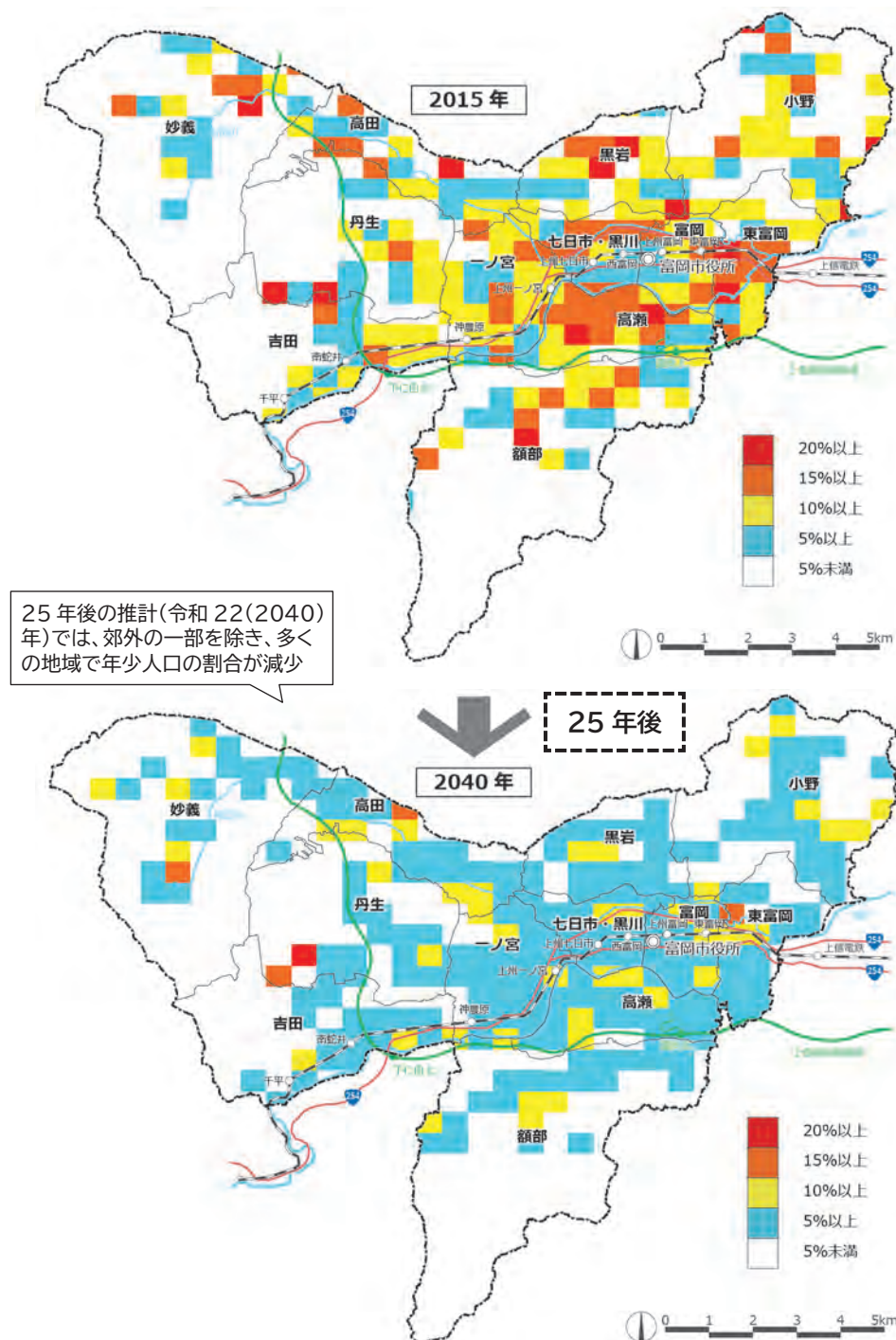


資料:「国土数値情報(500m メッシュ別将来推計人口データ)」(国土交通省)
(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-mesh500h30.html>)を加工して作成

(3) 年少人口

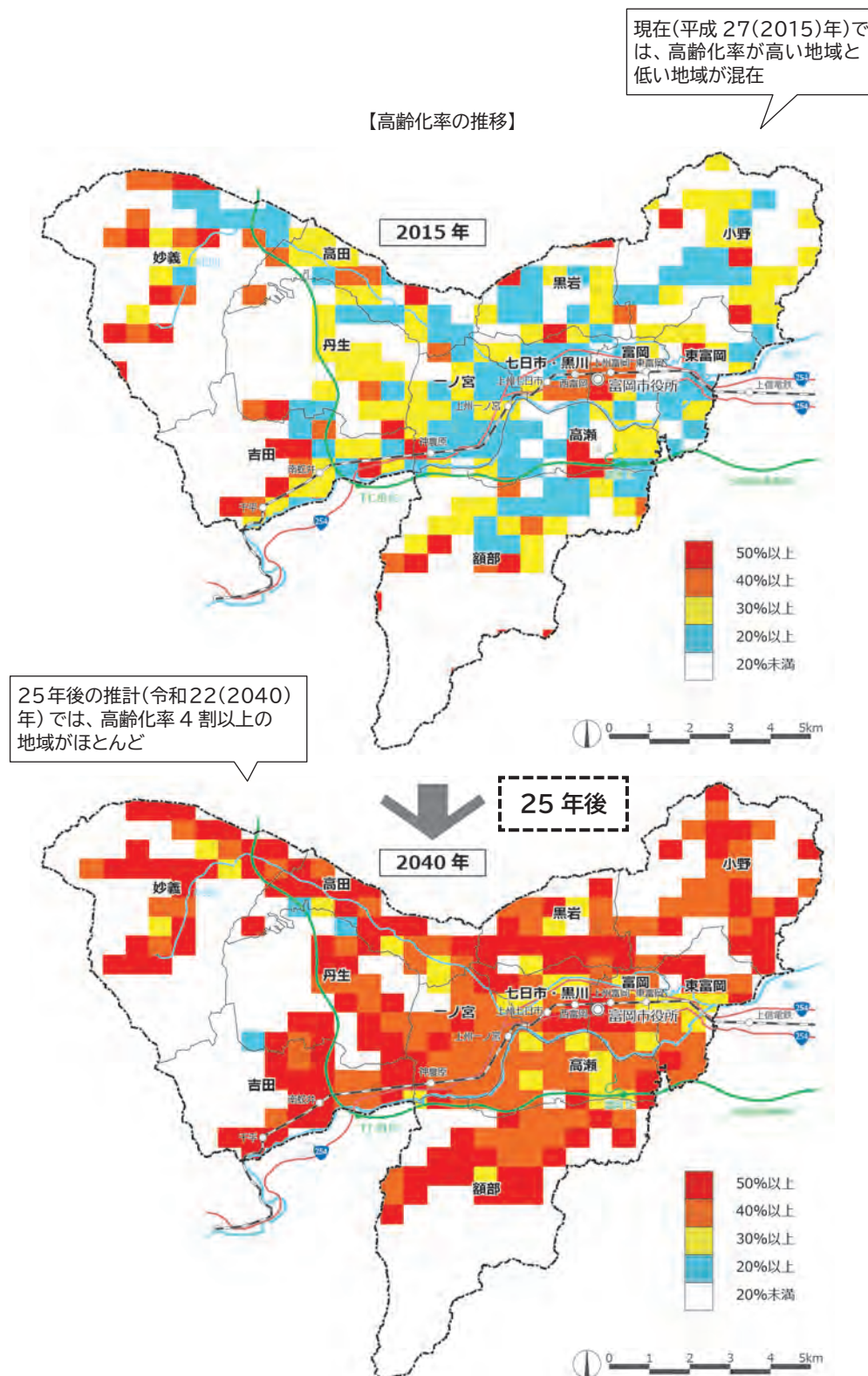
現在(平成 27(2015)年)では、市内全域に一定の割合以上の年少人口の分布が見られる

【年少人口密度の推移】



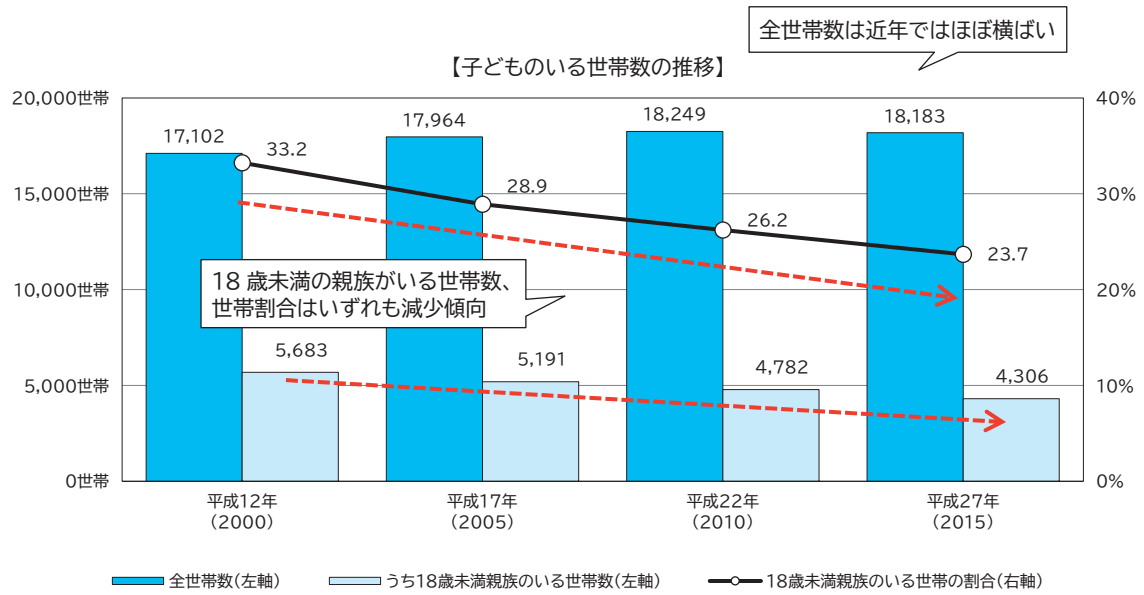
資料:2015 年は「平成 27 年国勢調査結果」(総務省統計局)、2040 年は「国土数値情報(500m メッシュ別将来推計人口データ)」(国土交通省)(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-mesh500h30.html>)をそれぞれ加工して作成

(4) 高齢者人口（高齢化率）

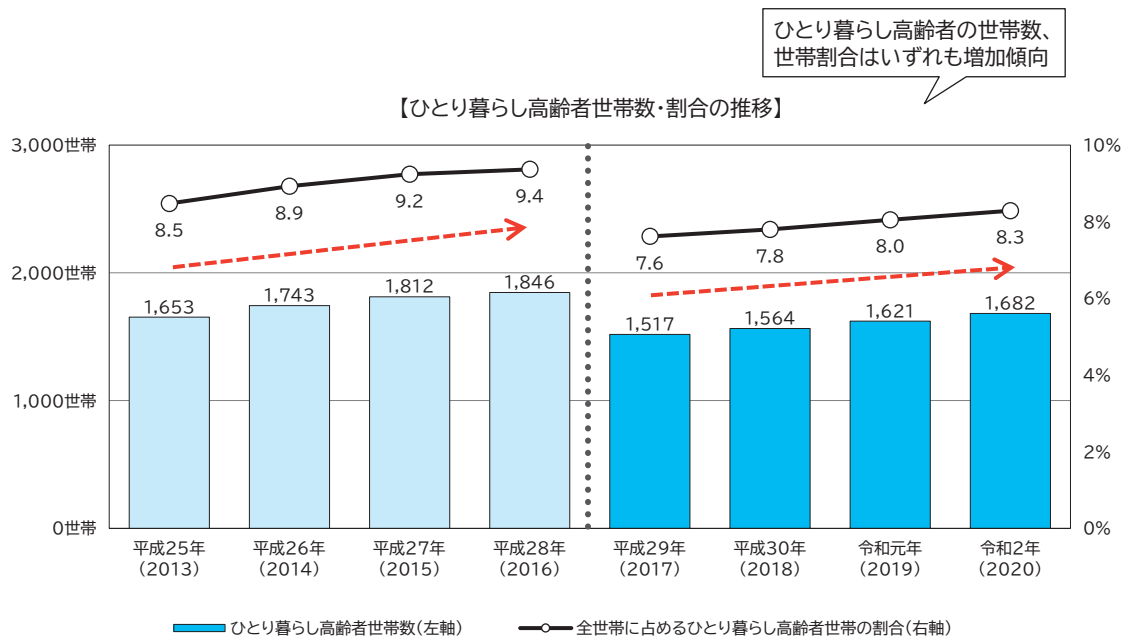


資料:2015 年は「平成 27 年国勢調査結果」(総務省統計局)、2040 年は「国土数値情報(500m メッシュ別将来推計人口データ)」(国土交通省)(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-mesh500h30.html>)をそれぞれ加工して作成

(5) 世帯の状況



資料: 第2期富岡市子ども・子育て支援事業計画

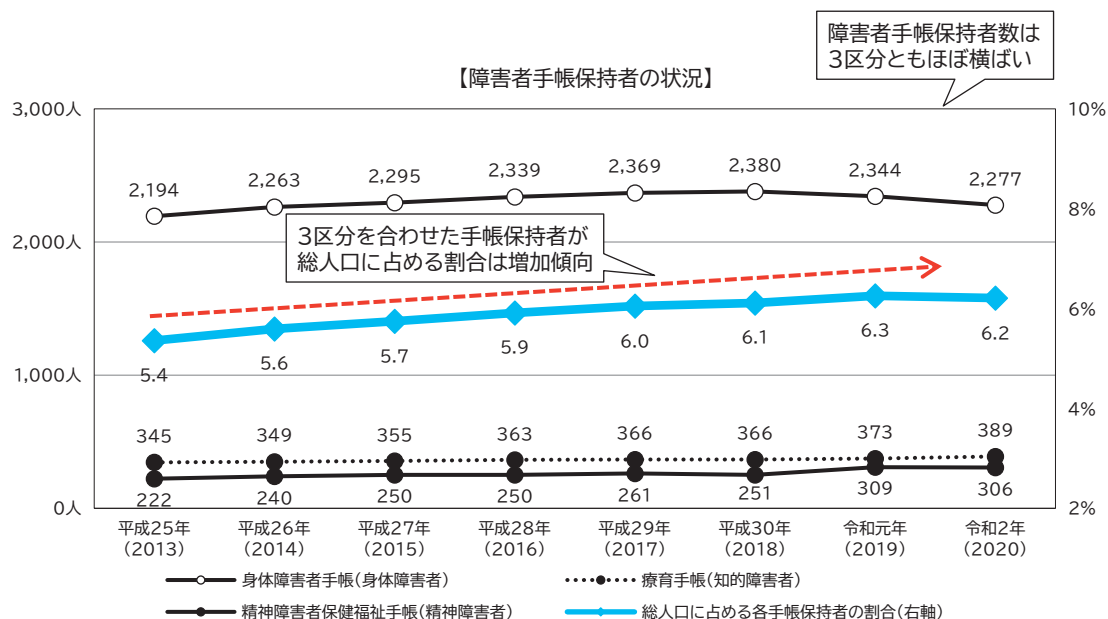


※2017年より対象者が65歳以上から70歳以上に変更

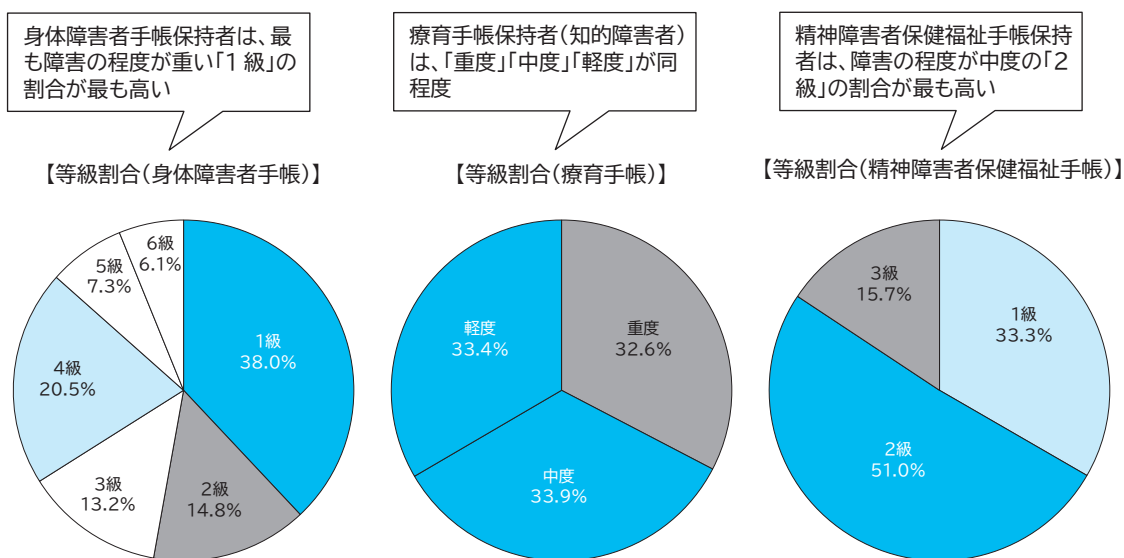
資料: ひとり暮らし高齢者世帯数は富岡市統計書(各年6月1日現在)、全世帯に占めるひとり暮らし高齢者世帯の割合算出に用いた全世帯数は「群馬県市町村住民基本台帳人口と世帯」(各年5月末日現在)

2 地域福祉に関する活動等の状況

(1) 障害者の状況

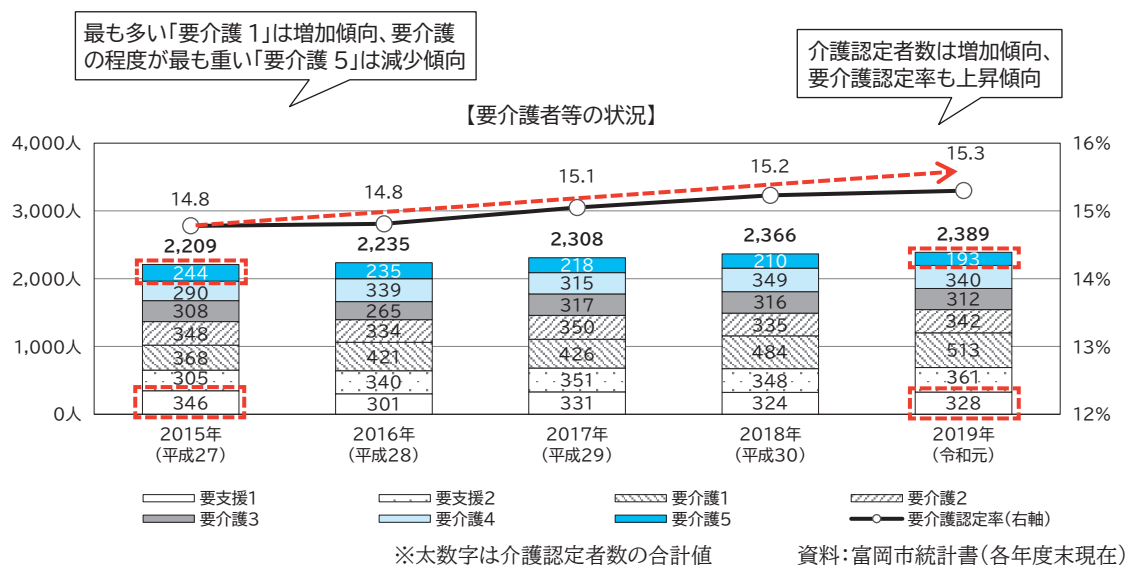


資料:富岡市統計書(各年4月1日現在)、総人口に占める各手帳保持者の割合算出に用いた総人口は2019年まで「群馬県移動人口調査 年報(各年10月1日現在)」、2020年は富岡市住民基本台帳(10月1日現在)

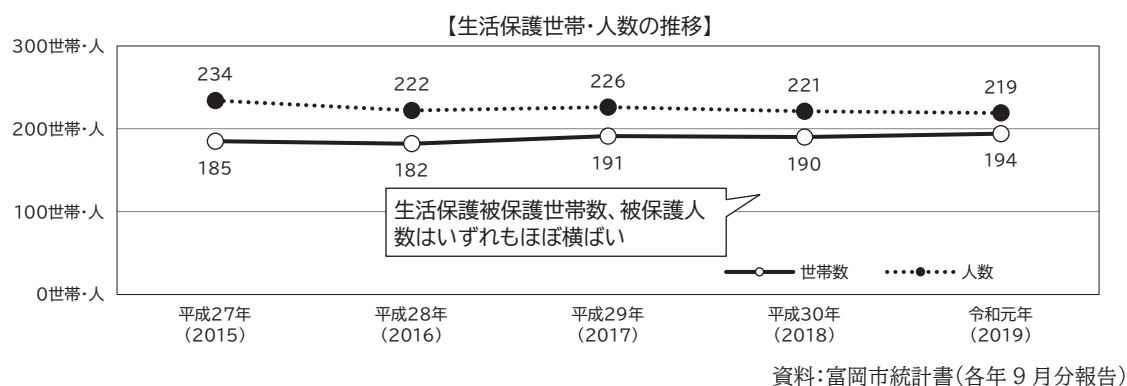


資料:富岡市統計書(2020年4月1日現在)

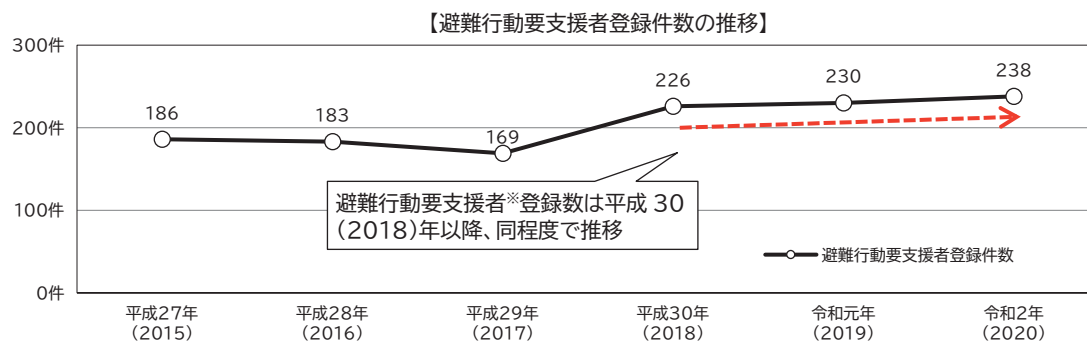
(2) 要介護者等の状況



(3) 生活保護の状況



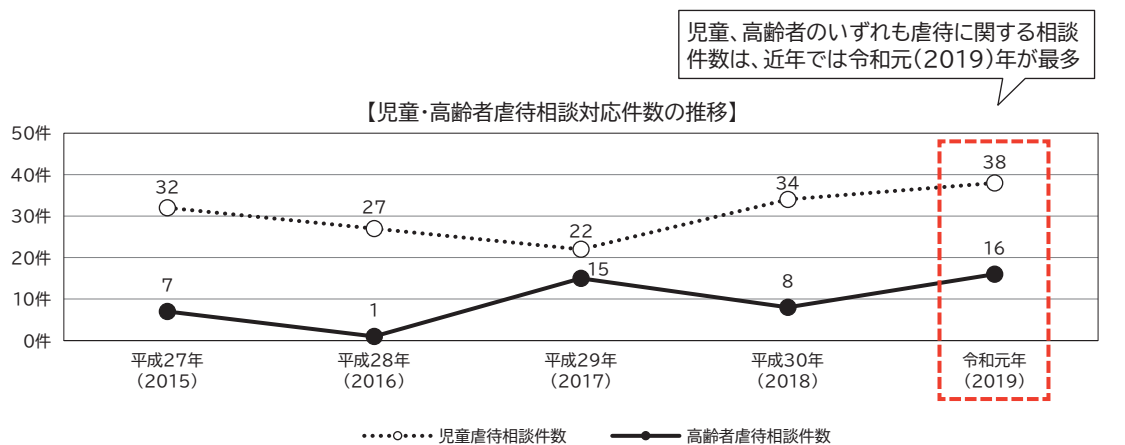
(4) 避難行動要支援者登録数の状況



※避難行動要支援者:「要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者)のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」(災害対策基本法)

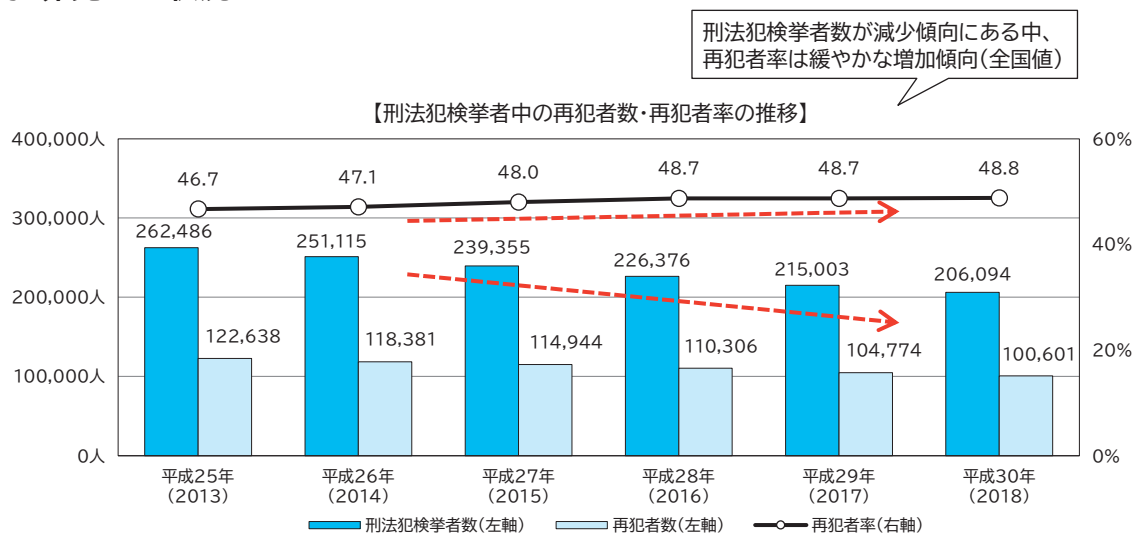
資料:危機管理課

(5) 児童・高齢者の虐待に関する相談対応の状況



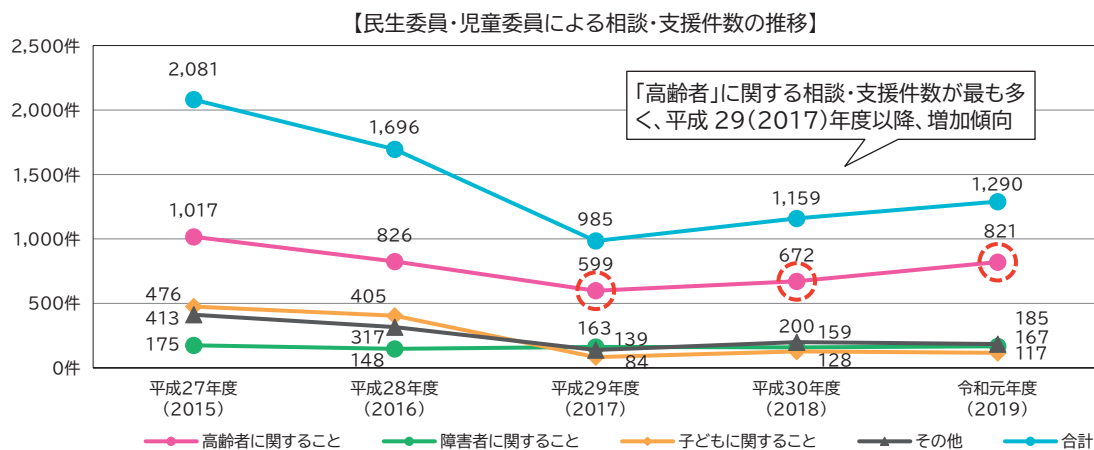
資料:こども課(児童虐待相談件数)、高齢介護課(高齢者虐待相談件数)

(6) 犯罪発生状況



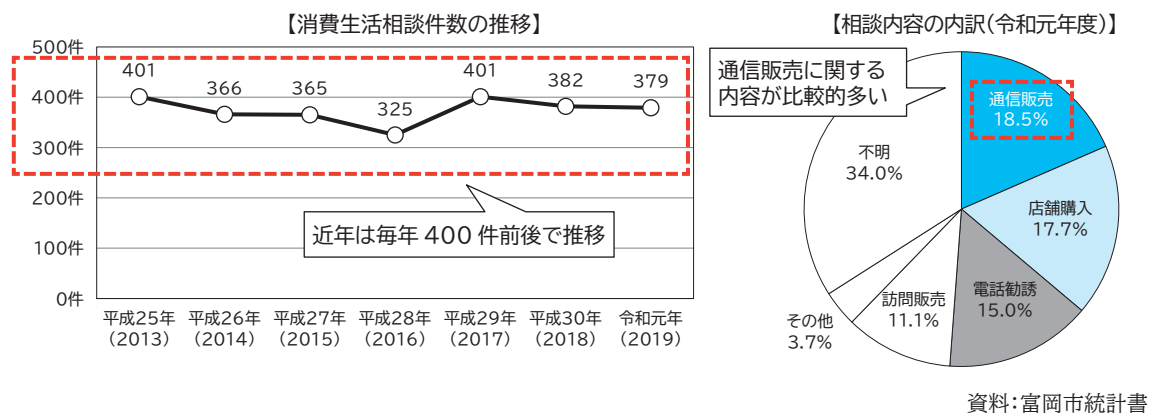
資料:令和元年版再犯防止推進白書(法務省)

(7) 民生委員・児童委員の活動状況

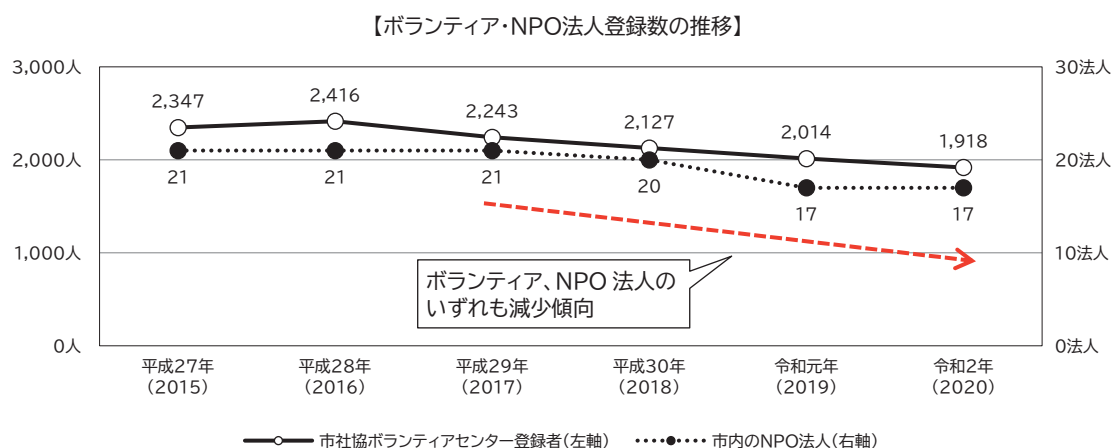


資料:福祉課

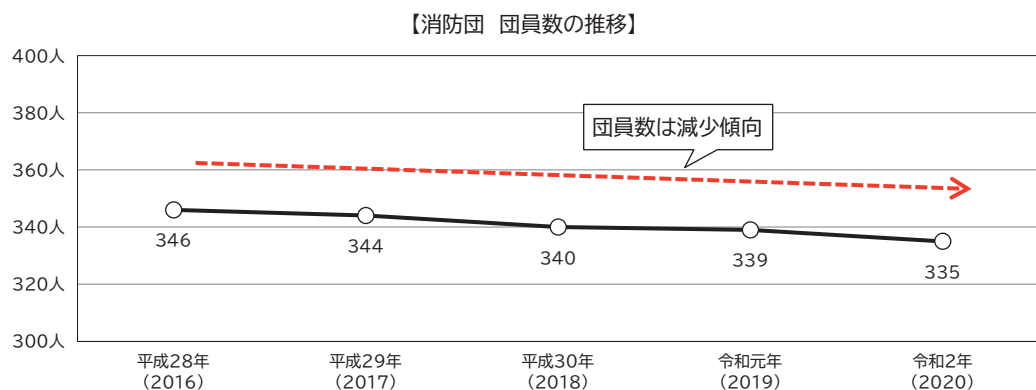
(8) 消費生活相談の状況



(9) ボランティア・NPO法人登録数の状況

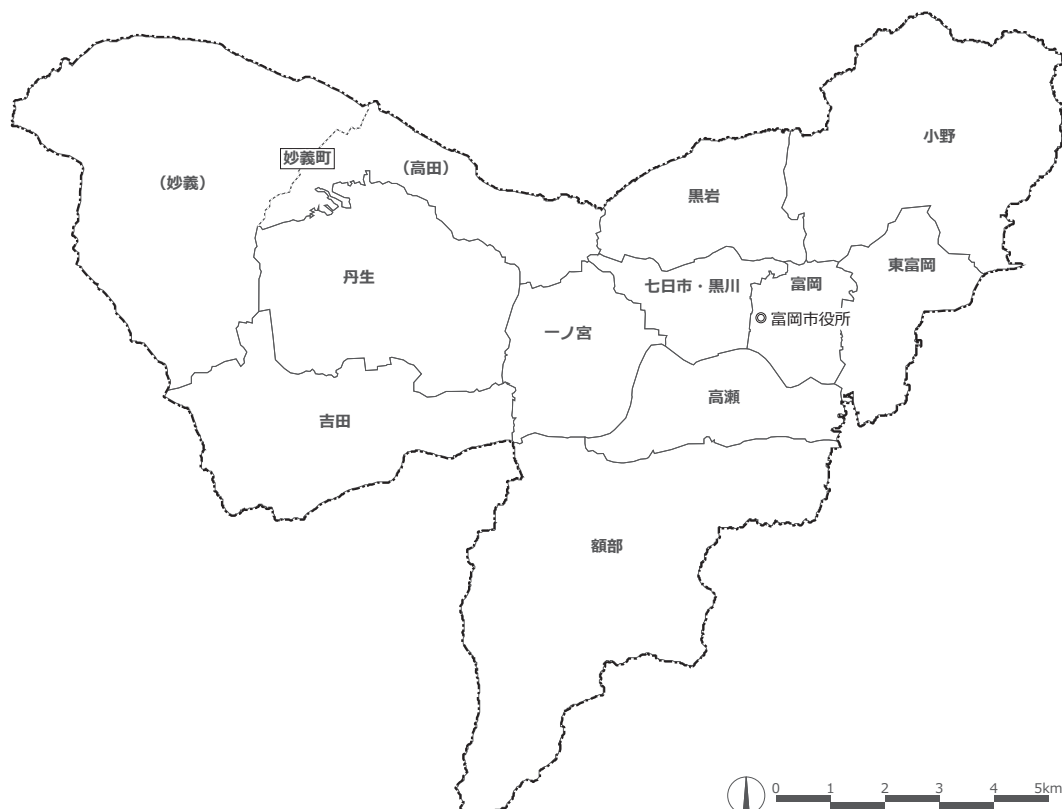


(10) 消防団の状況



(11) 地域づくり協議会の状況

本市では、「地域の問題や課題を自分たちで考えよう・解決しよう」というさまざまな「市民力」が地域で育まれつつあり、平成 27（2015）年に地区公民館区を単位として市内 12 地区すべてで地域自治組織「地域づくり協議会」が設立され、これを実施主体とした市民協働によるまちづくりが進められています。また、『第 2 次富岡市総合計画』には「地域別計画」として、12 地区それぞれの「まちづくりの将来像」と「まちづくりの基本方針」が掲げられています。なお、令和 2（2020）年に高田地区と妙義地区の「地域づくり協議会」が統合し、現在は 11 地区で活動が展開されています。



地区名	まちづくりの将来像
七日市・黒川	一人ひとりが生きがいを持ち、支え合い 人のつながりを大切にする地域づくり
富 岡	互いに助け合い 心の通い合う みんなに優しい地域づくり
東富岡	広げよう 健康づくり・人づくり -4つの地域が手を取り合って、支え合う東富岡-
黒 岩	後世に誇れる黒岩を目指して
一ノ宮	歴史の薫り漂うまち 一ノ宮 -みんなが力を合わせて、住みよい一ノ宮地域づくり-
高 瀬	手をつなぎ合い とともに支え合う みんな幸せな地域づくり
額 部	いこいとうるおいのある里 NUKABE -自立 絆 相互扶助-
小 野	自助・共助・公助の精神の理解と醸成のもと 互いに手を携え 支え合い 安心して暮らせる 元気いっぱいの小野
吉 田	みんなで決める 地域づくり 目指そう 活力ある元気な よしだ
丹 生	共に手を取り合い 私たちがつくる 大好きな ふるさと丹生
妙義町	自然に優しく 互いに助け合い 健康で明るく 活気に満ちた 住民主役の地域づくり(高田地区) 地域資源の妙義山を活かし 互いに支え助け合い 健康で明るく活気にあふれた 住民主役の地域づくり(妙義地区)

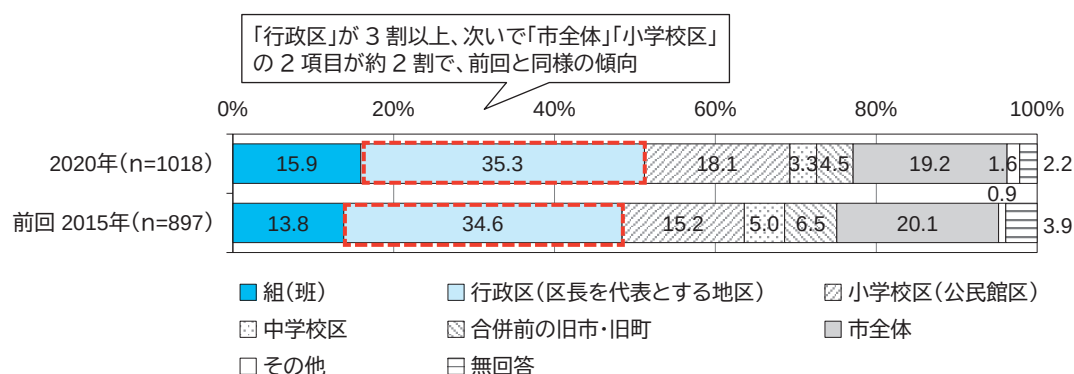
3 市民アンケート調査

(1) 地域福祉に関する市民アンケート調査

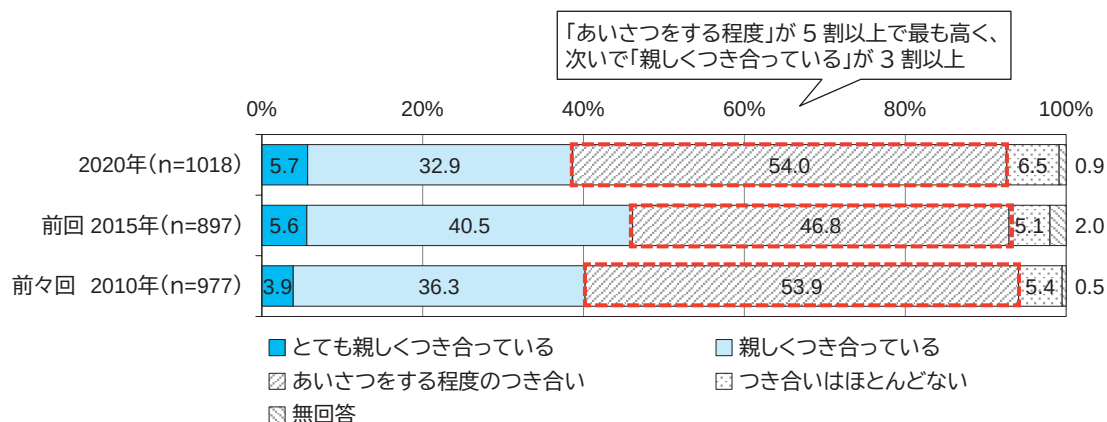
本計画策定にあたって、市民の意識や考えを把握するために地域福祉に関する市民アンケート調査を実施しました。調査概要を以下に示します。

調査対象	住民基本台帳より無作為に抽出した 18 歳以上の市民 2,000 人
調査方法	郵送による調査票の配布・回収
調査期間	令和2(2020)年 8 月 27 日～9 月 18 日
回収数(n)	1,018 人(有効回収率 50.9%)

①あなたにとって「地域」とは、どの範囲のことだと思いますか（感じていますか）。 (1 つだけ○)



②あなたは、近所の人と、どの程度のつき合いをしていますか。(1 つだけ○)



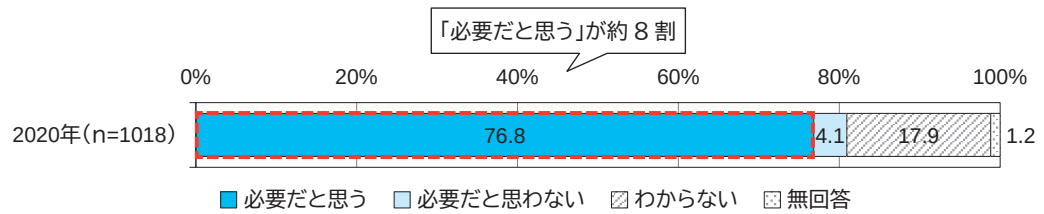
さらに見ると▶▶▶

高い年代ほど「とても親しくつき合っている」や「親しくつき合っている」が高くなっています。

※前回調査：平成 27(2015)年度実施。配布数 2,000 人、回収数 897 人(有効回収率 44.9%)・前々回調査：平成 22(2010)年度実施：配布数 2,000 人、回収数 977 人(有効回収率 48.9%)

*「さらに見ると▶▶▶」は、属性(性別、年代、居住地区・非表示)について、傾向が見られるものを示しています(「令和2年度 富岡市地域福祉に関する市民アンケート調査結果報告書」より)。

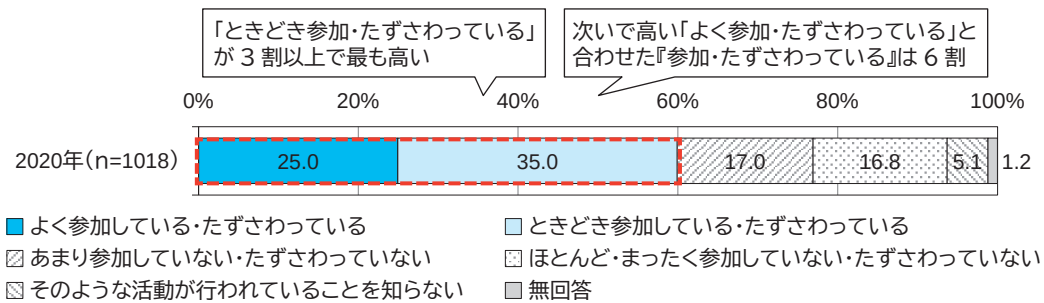
③あなたは、地域での困りごとや問題の解決に向け、地域の住民が協力して取り組むことが必要だと思いますか。(1 つだけ○)



さらに見ると▶▶▶

「わからない」は若い年代ほど高くなっています。

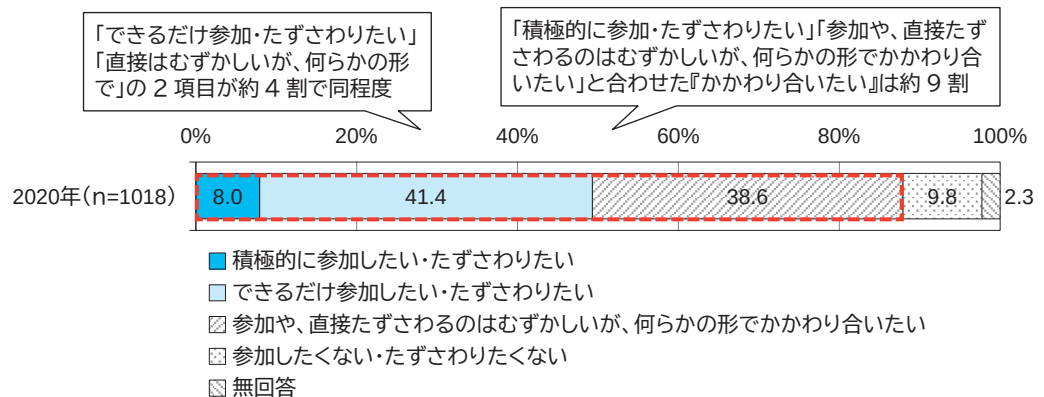
④あなたは現在、地域の住民が協力して行う活動にどのように参加・たずさわっていますか。(1 つだけ○)



さらに見ると▶▶▶

『参加している・たずさわっている』は概ね高い年代ほど高くなっています。

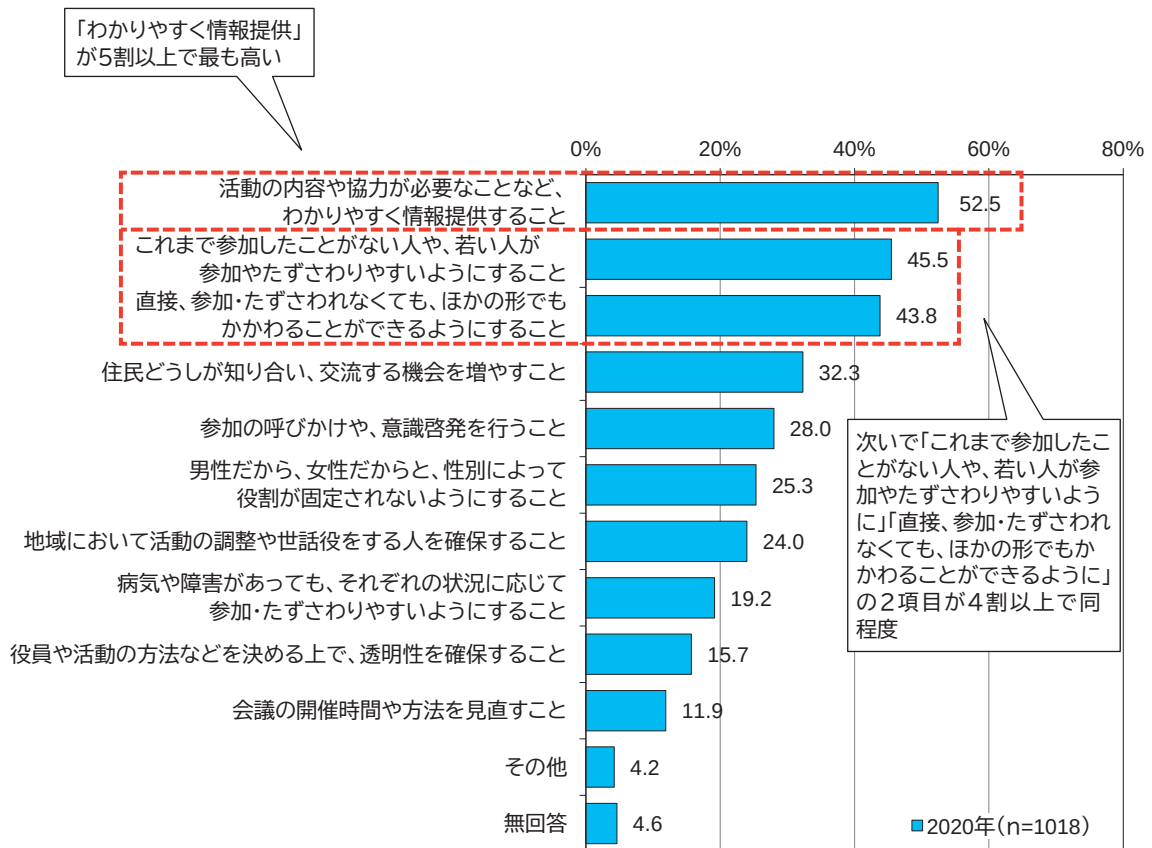
⑤あなたは今後、地域の住民が協力して行う活動に参加したい・たずさわりたいと思いますか。(1 つだけ○)



さらに見ると▶▶▶

30 歳代以下は「直接はむずかしいが、何らかの形でかかわり合いたい」、40 歳代以上は「できるだけ参加・たずさわりたい」が高くなっています。

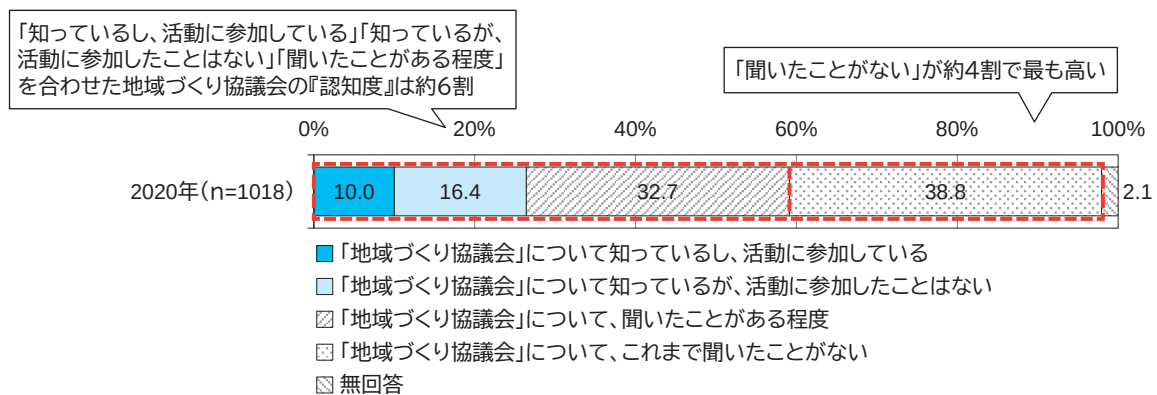
⑥あなたは今後、地域の住民が協力して行う活動に、今よりも多くの人が参加する・たずさわるためには、どのようなことが必要だと思いますか。（すべてに○）



さらに見ると▶▶

「参加したことがない人・若い人が参加しやすく」「直接たずさわれなくてもかかわることができるように」は概ね若い年代ほど高くなっています。

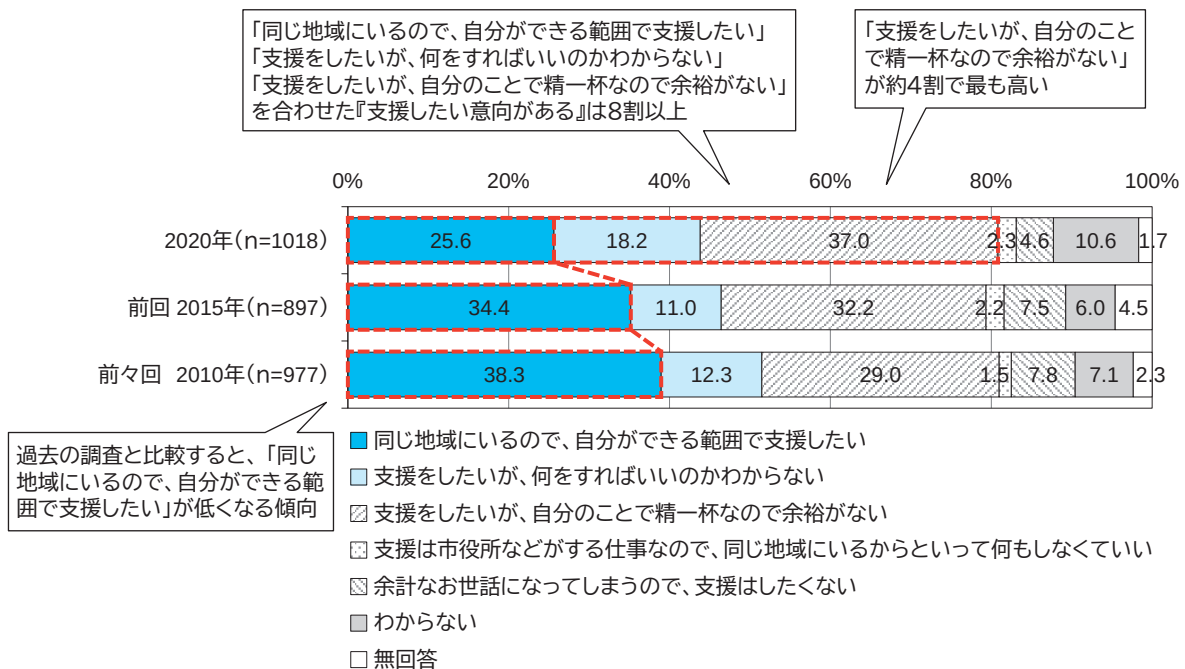
⑦「地域づくり協議会」についてうかがいます。（1つだけ○）



さらに見ると▶▶

『認知度』は高い年代ほど高く、若い年代は特に低くなっています。また、地区によって違いが見られます。

⑧あなたは、地域にいる支援が必要な人（高齢者・障害者・介護をしている人・子育てをしている人・困りごとを抱えている人など）への日常生活を送るうえでの支援について、どのように考えていますか。（1 つだけ○）

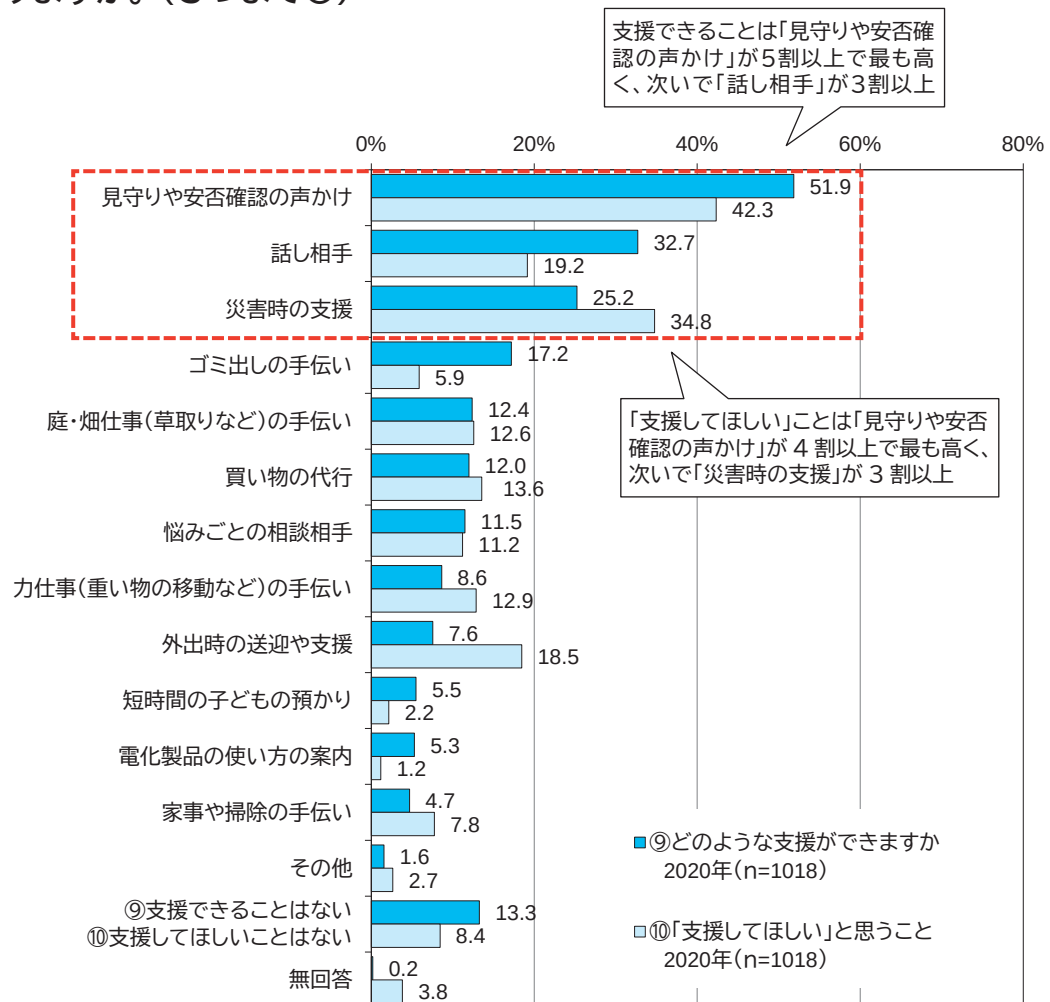


さらに見ると▶▶▶

「同じ地域にいるので、自分でできる範囲で支援したい」は若い世代ほど低くなっています。

⑨あなたは、支援が必要な人が地域にいる場合、どのような支援ができますか。
(すべてに○)

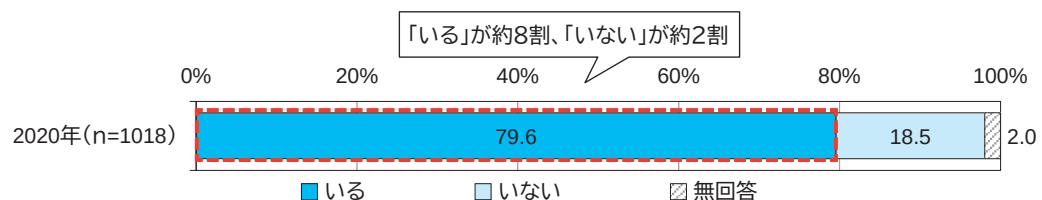
⑩今後、あなたやあなたの家族に支援が必要となった場合、「支援してほしい」と思う
ことはありますか。(3つまで○)



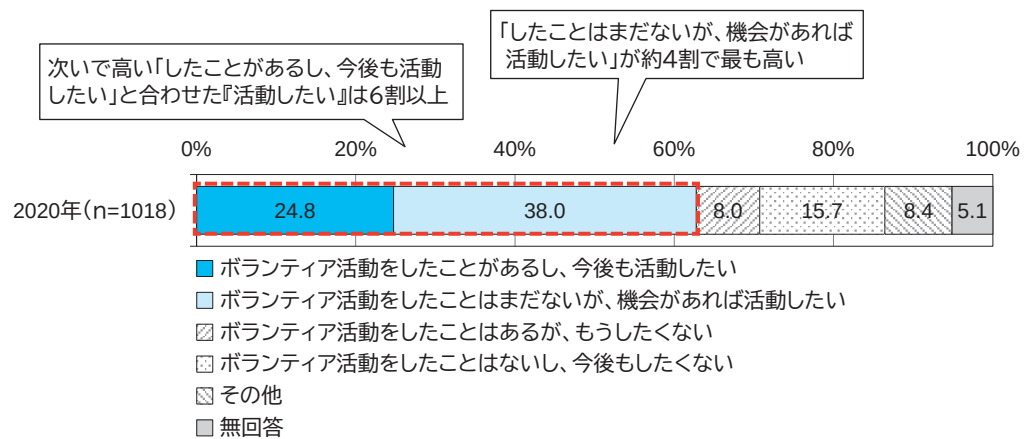
さらに見ると>>>

「どのような支援ができるか」では、女性、10・20 歳代は「話し相手」、男性は「災害時の支援」「力仕事の手伝い」が高くなっていますが、「支援してほしいこと」では属性による大きな差は見られません。

⑪あなたは、台風や豪雨、大雪、地震などの発生時に、頼ることができる人（親族・近所の人・友人・知人など）が近くにいますか。(1つだけ○)



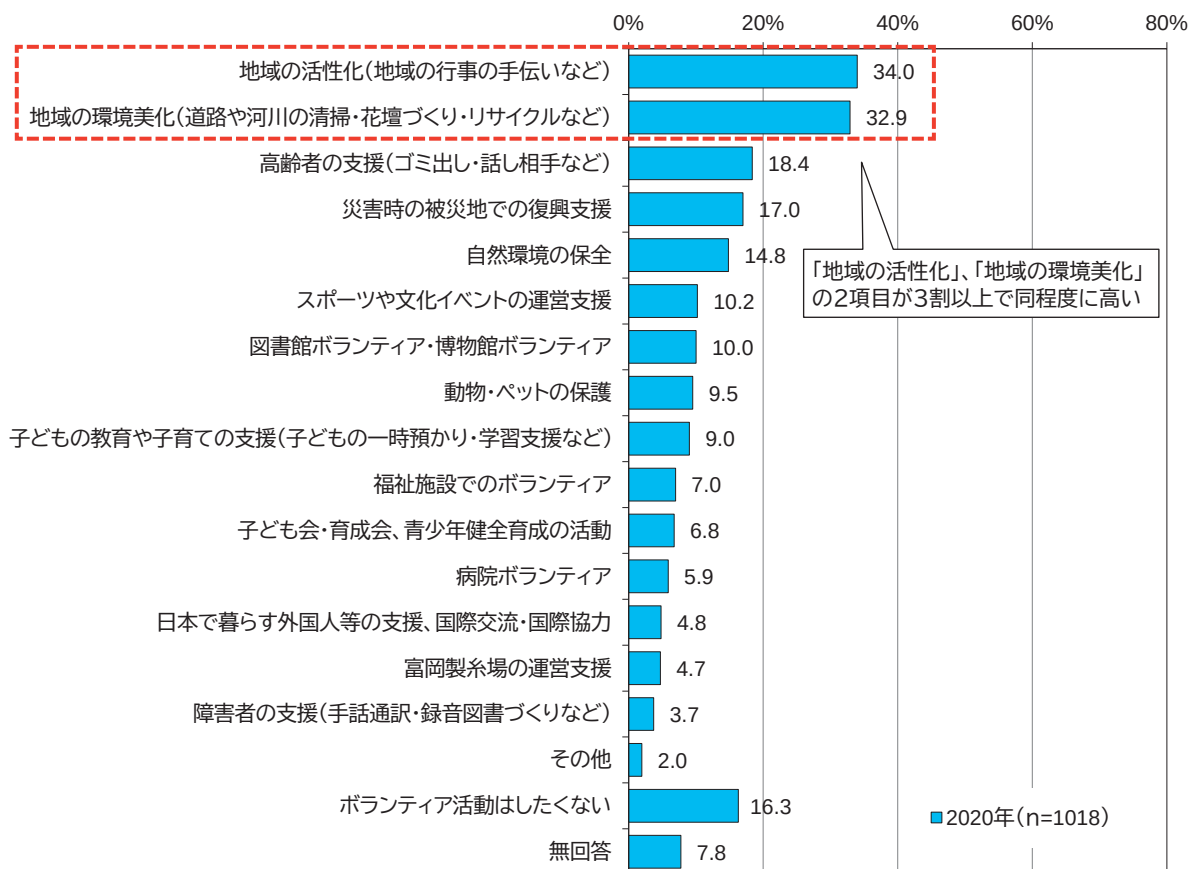
⑫ ボランティア活動について、これまでの経験と今後の意向についてうかがいます。
(1つだけ○)



さらに見ると▶▶▶

10・20 歳代は「したことがあるし、今後も活動したい」が比較的高くなっています。

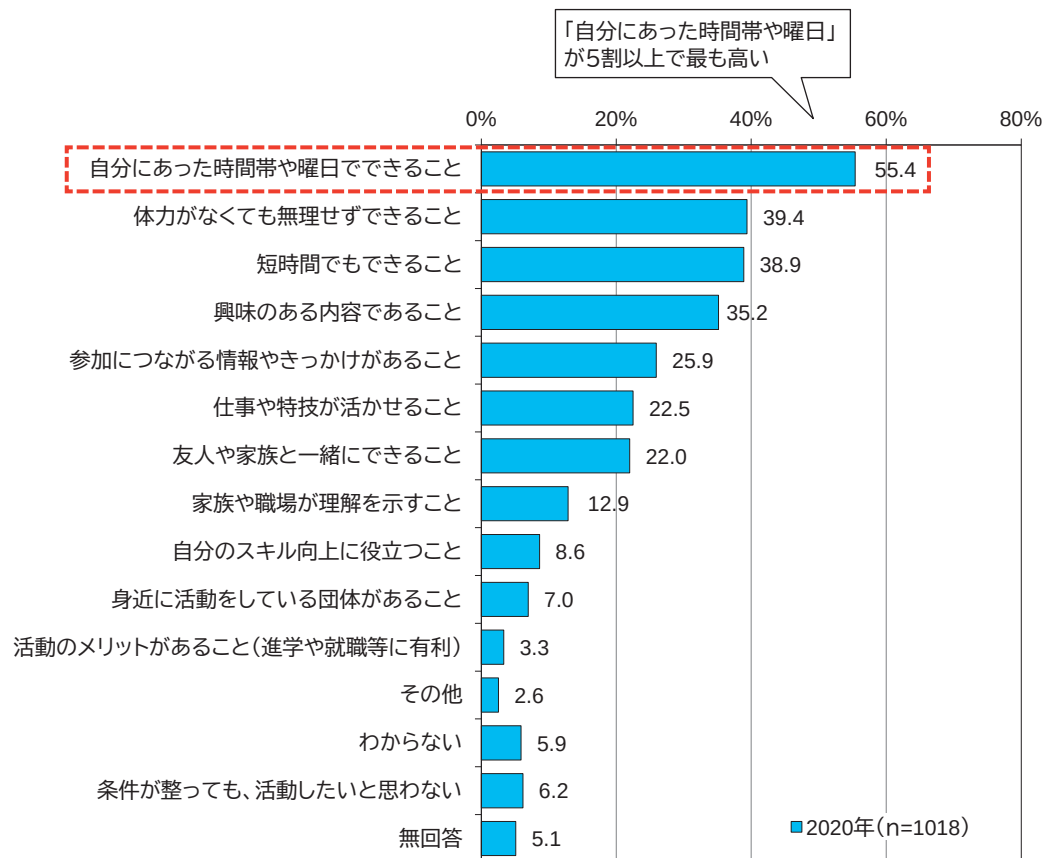
⑬ 今後、機会があれば、以下のようなボランティア活動をしてみたいと思いますか。
(すべてに○)



さらに見ると▶▶▶

「地域の活性化」は概ね高い年代ほど高くなっています。

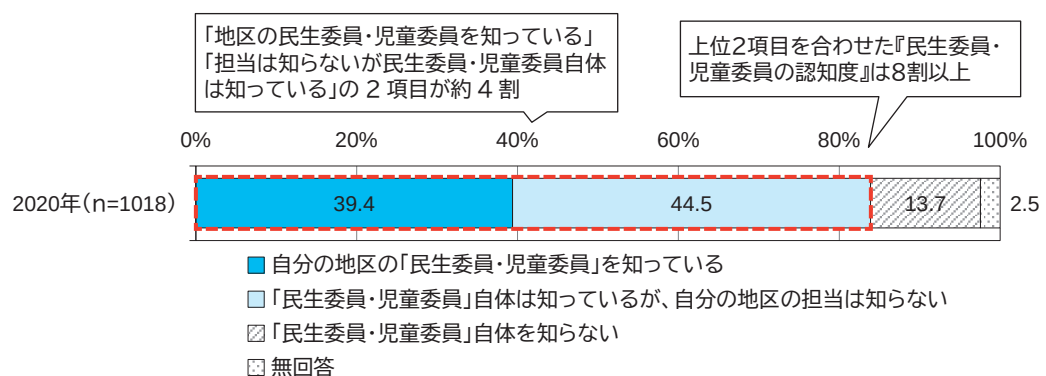
⑭どのような条件が整えばボランティア活動をしてみたい・もっとしやすいと思いますか。(すべてに○)



さらに見ると▶▶▶

「自分にあった時間帯や曜日」は 30～50 歳代で特に高く、70 歳以上は「体力がなくても無理せずできる」が最も高くなっています。

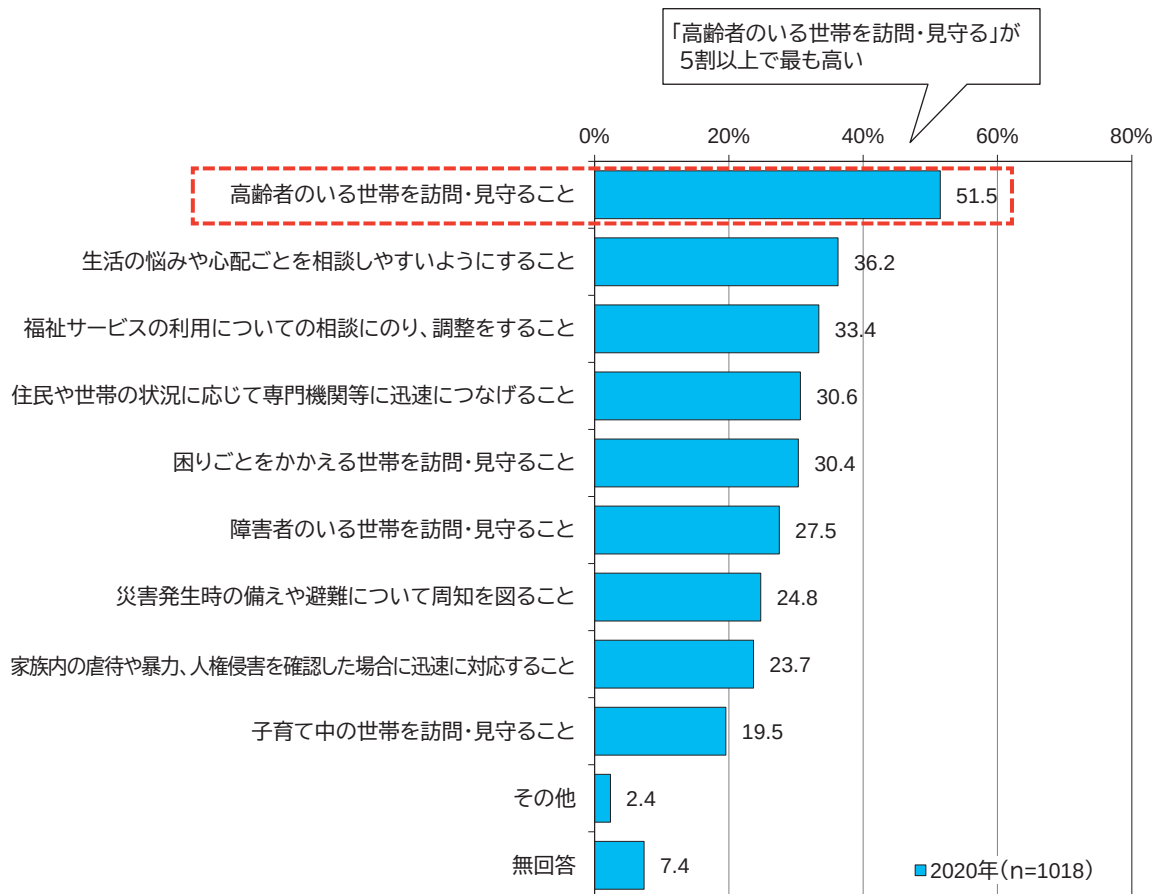
⑮あなたが住まいの地区を担当する民生委員・児童委員をご存知ですか。(1 つだけ○)



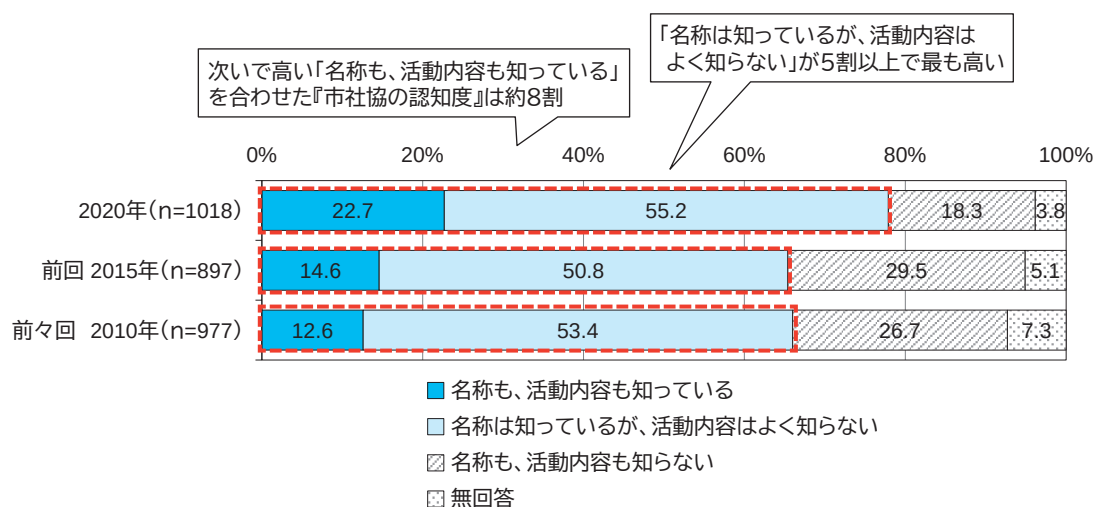
さらに見ると▶▶▶

『民生委員・児童委員の認知度』は高い年代ほど高く、10・20 歳代は特に低くなっています。

⑩民生委員・児童委員の活動について、特にどのようなことに力を入れてほしいと思いますか。（すべてに○）



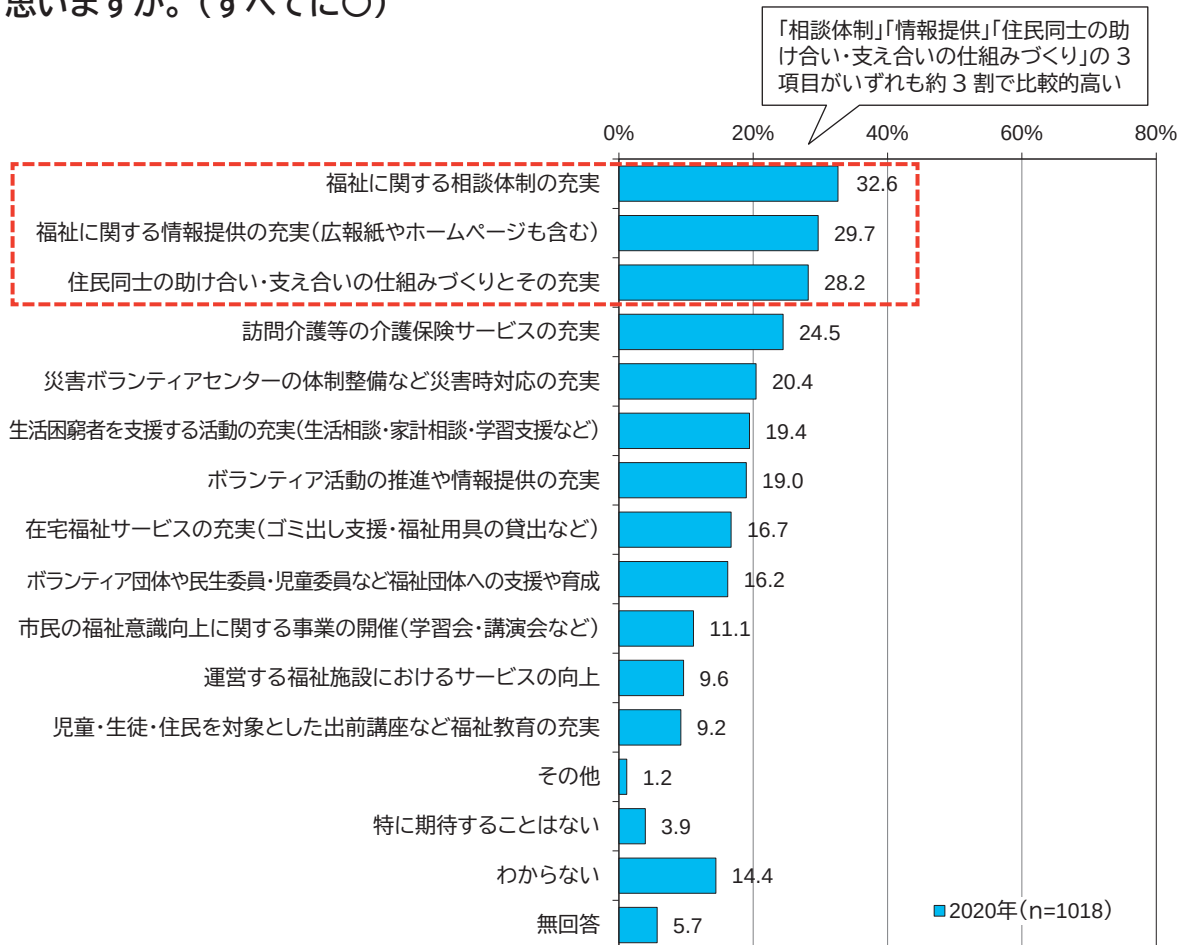
⑪富岡市社会福祉協議会（社協）をご存知ですか。（1つだけ○）



さらに見ると▶▶▶

『市社協の認知度』は高い年代ほど高く、10・20歳代は特に低くなっています。

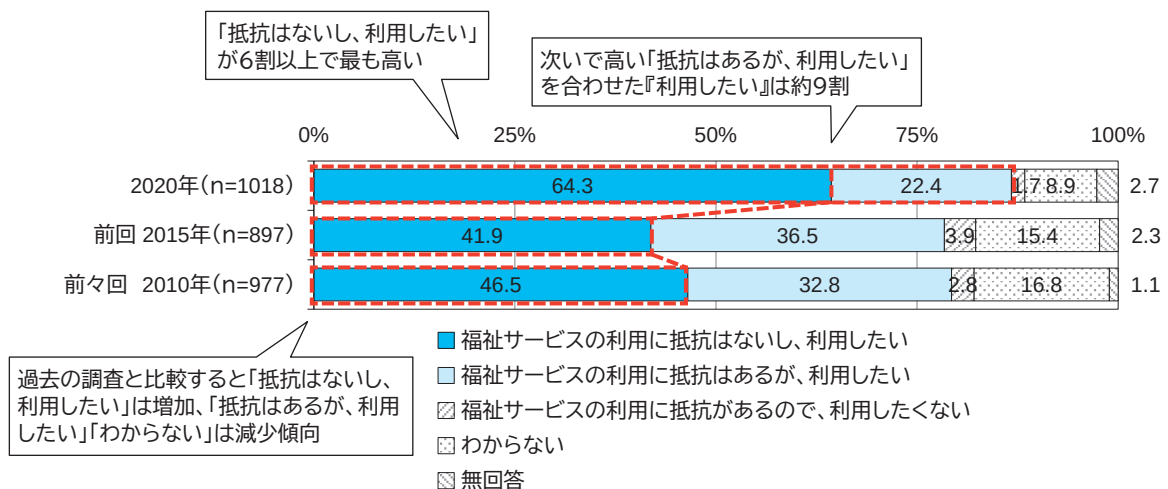
⑱富岡市社会福祉協議会の活動について、特にどのようなことに力を入れてほしいと思いますか。(すべてに○)



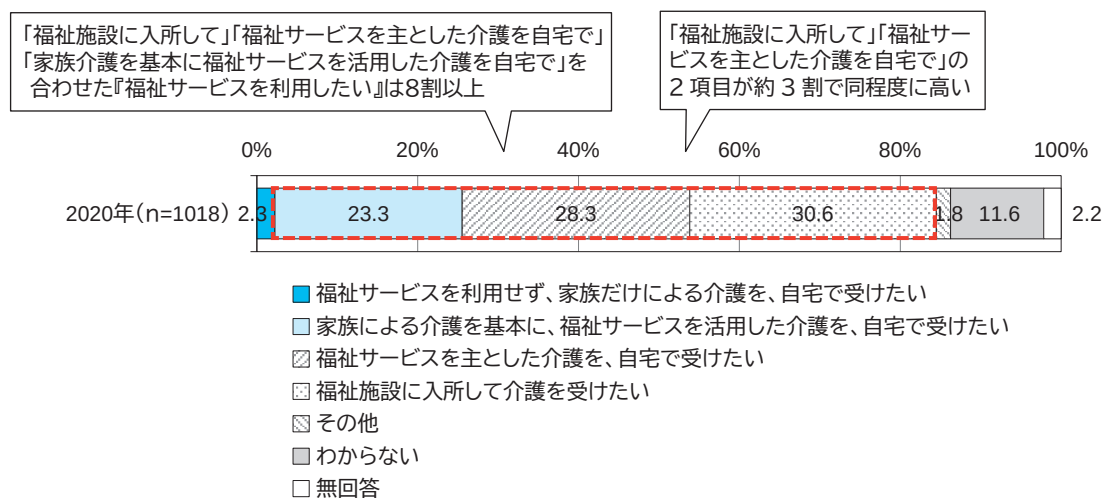
さらに見ると▶▶▶

「住民同士の助け合い・支え合いの仕組みづくり」は高い年代ほど高くなっています。

⑲あなたやあなたの家族に、福祉サービス(訪問介護、デイサービス、施設入所など)が必要になった時、利用についてどのように考えますか。(1つだけ○)



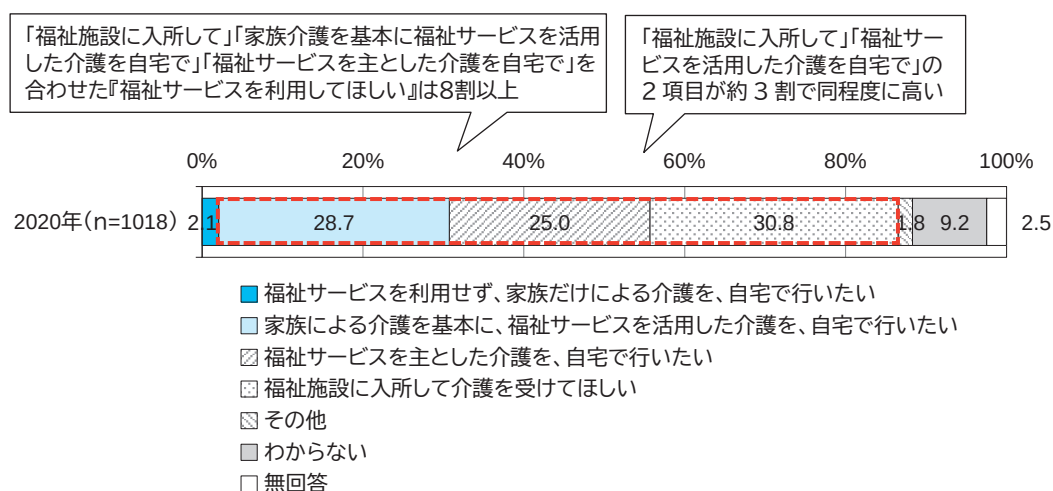
②⑩あなたご自身に介護が必要となった場合、どのようにしたいと考えますか。
(1 つだけ○)



さらに見ると▶▶▶

40 歳代以下は「福祉サービスを主とした介護を自宅で」、50 歳代以上は「福祉施設に入所して」が最も高くなっています。

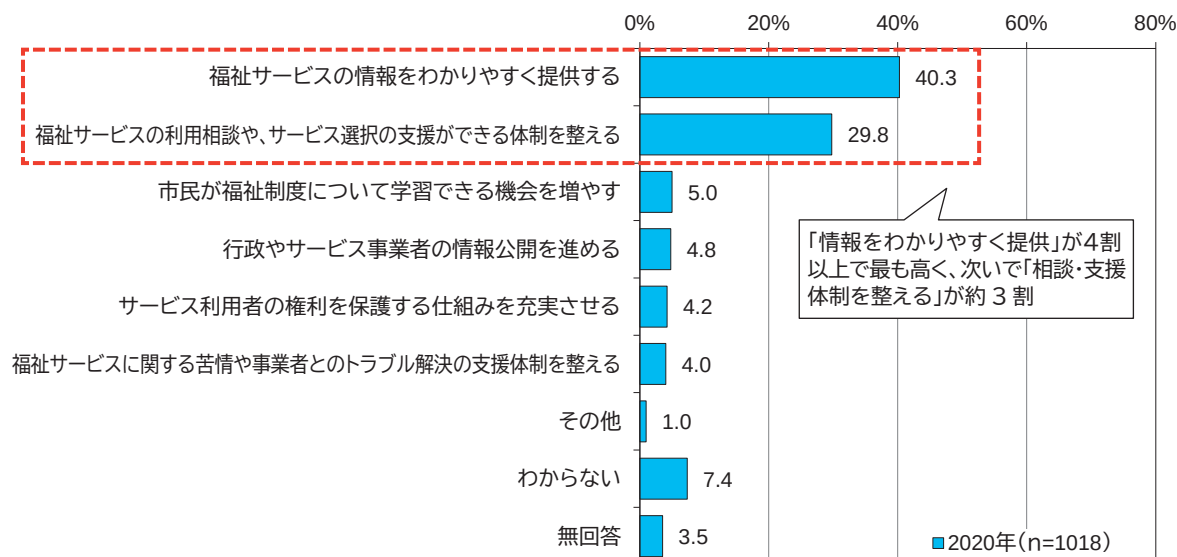
②⑪あなたのご家族に介護が必要となった場合、どのようにしたいと考えますか。
(1 つだけ○)



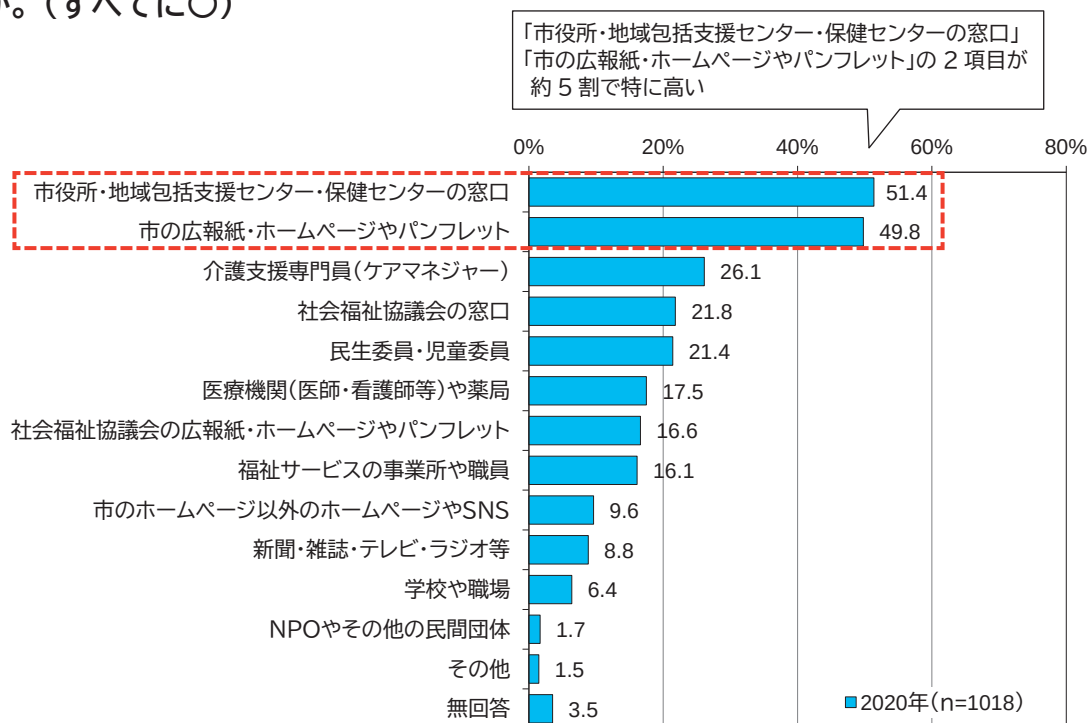
さらに見ると▶▶▶

属性によって最も高い項目が異なっています。

② 市民が、それぞれの状況に適した福祉サービスを安心して利用するために、市として今後どのようなことに取り組む必要があると思いますか。(1 つだけ○)



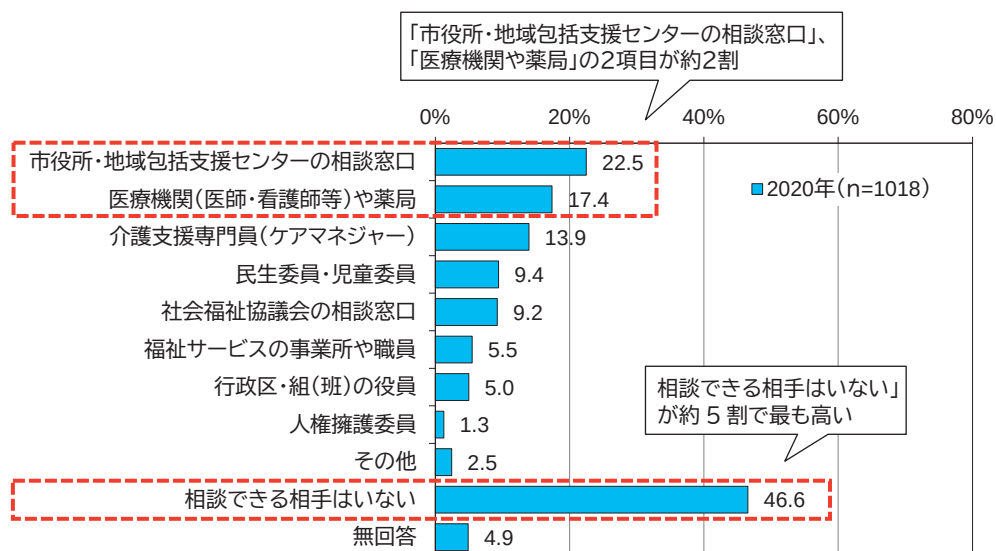
③ 「どのような福祉サービスがあるか」「どうすれば利用できるか」など、福祉サービスに関する情報がほしい場合、どこから入手したい・どこに問い合わせたいと思いますか。(すべてに○)



さらに見ると▶▶▶

「市の広報紙・ホームページやパンフレット」は若い年代、「市役所・地域包括支援センター・保健センターの窓口」は高い年代ほど概ね高くなっています。

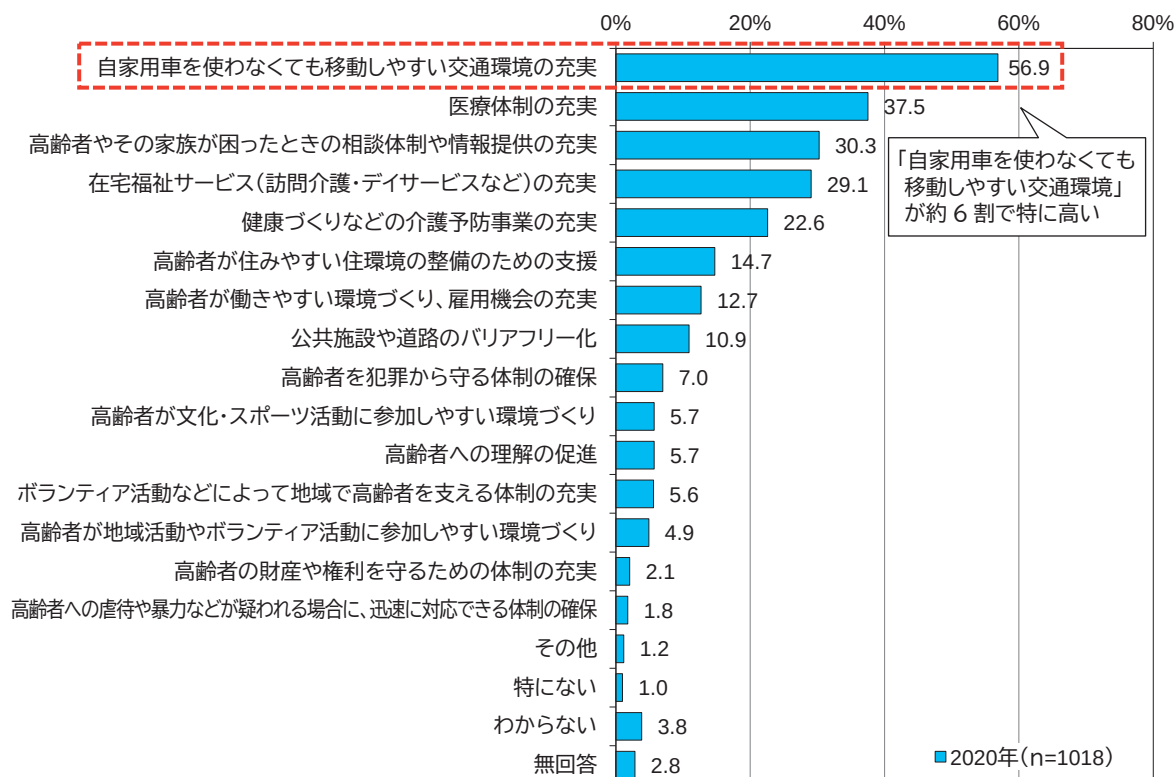
②④あなたやあなたの家族の悩み・不安、困りごとなどについて、家族や友人・知人以外で相談できる相手は、以下のなかにいますか。（すべてに○）



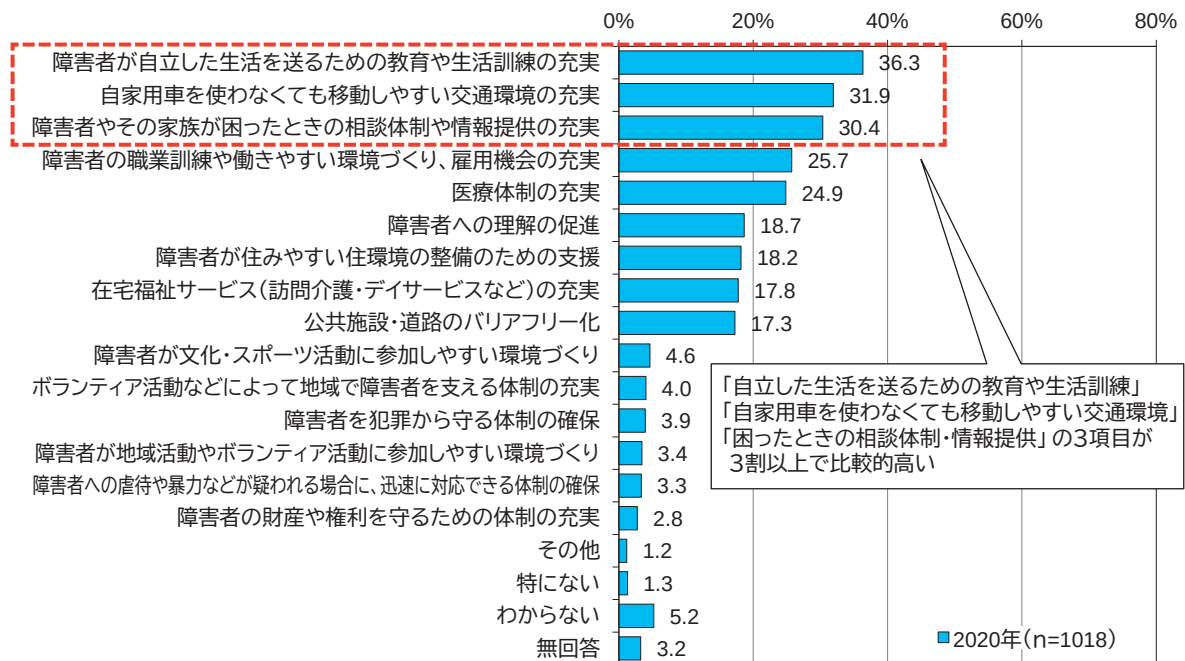
さらに見ると▶▶▶

「相談できる相手はいない」は若い年代ほど高く、30歳代以下は特に高くなっています。「市役所・地域包括支援センターの相談窓口」は高い年代ほど高くなっています。

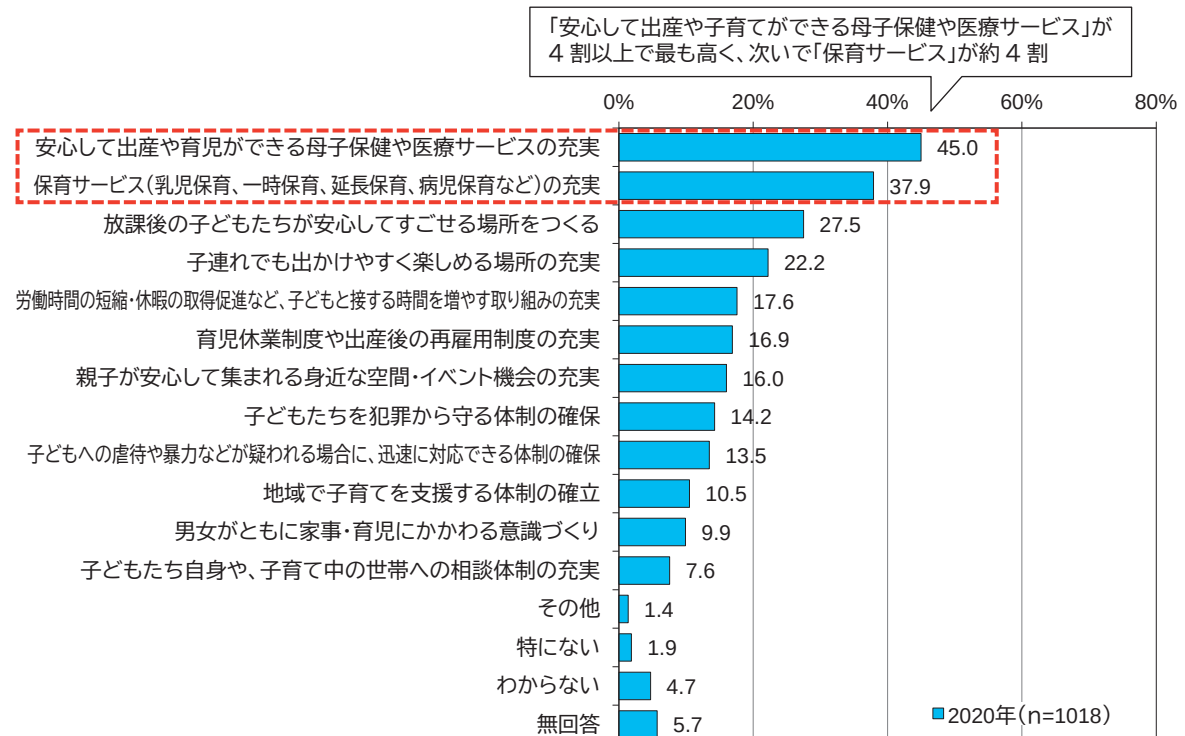
②⑤高齢者とその家族が住みやすいまちをつくるために、今後、どのようなことが重要だと思いますか。（3つまで○）



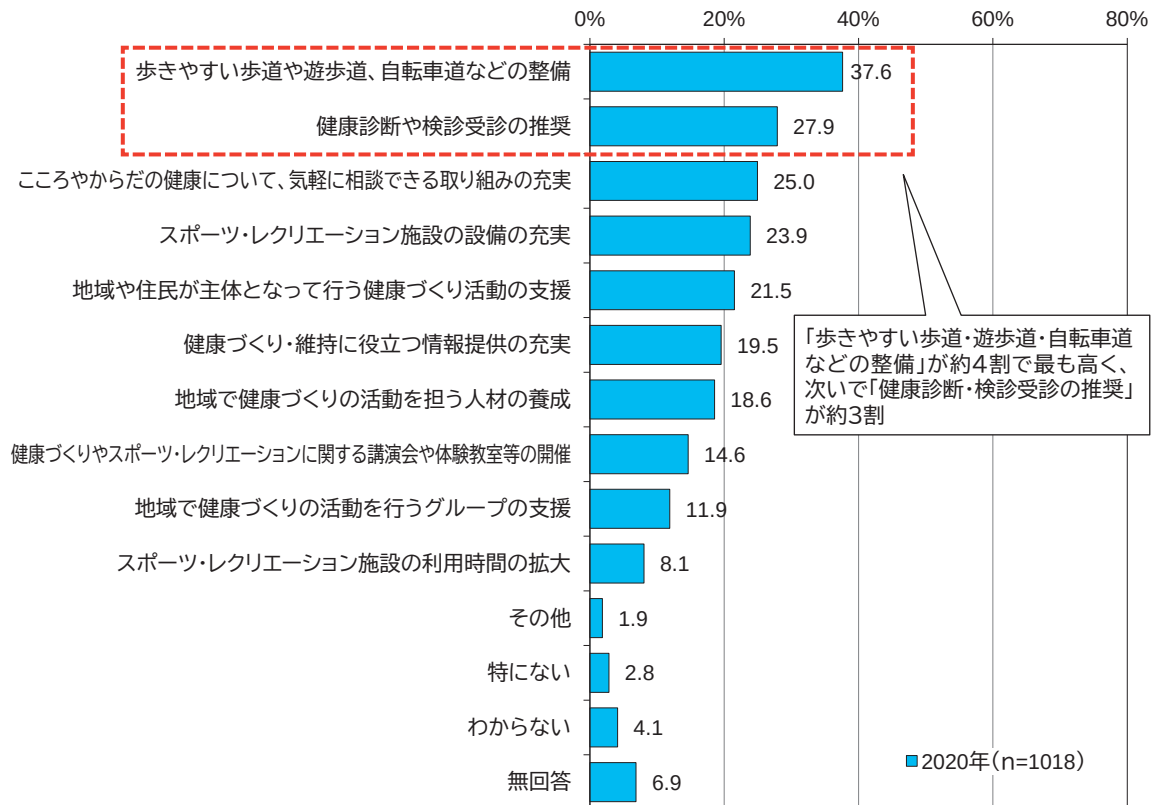
②⑥障害者とその家族が住みやすいまちをつくるために、今後、どのようなことが重要だと思いますか。（3つまで○）



②⑦子どもたちやその家族が住みやすいまちをつくるために、今後、どのようなことが重要だと思いますか。（3つまで○）



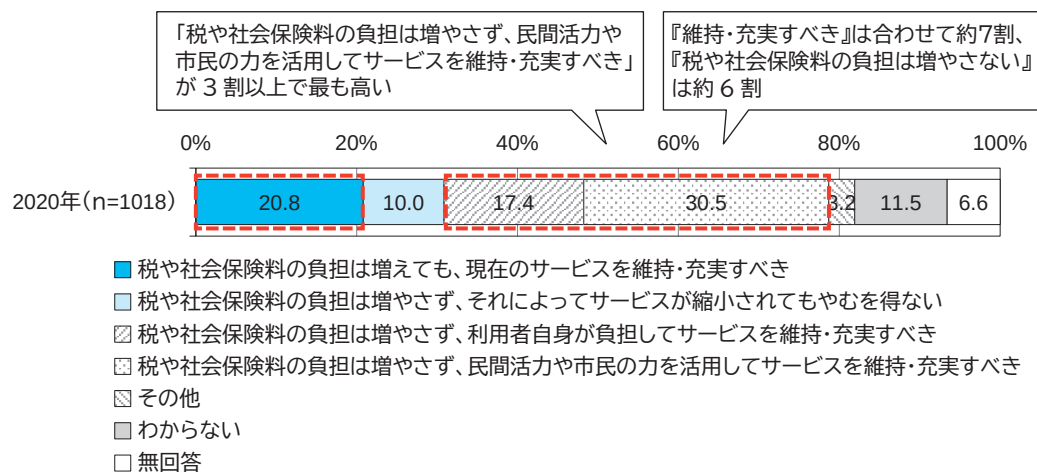
⑳市民の健康づくりを進めるために、今後、どのようなことが重要だと思いますか。
(3つまで○)



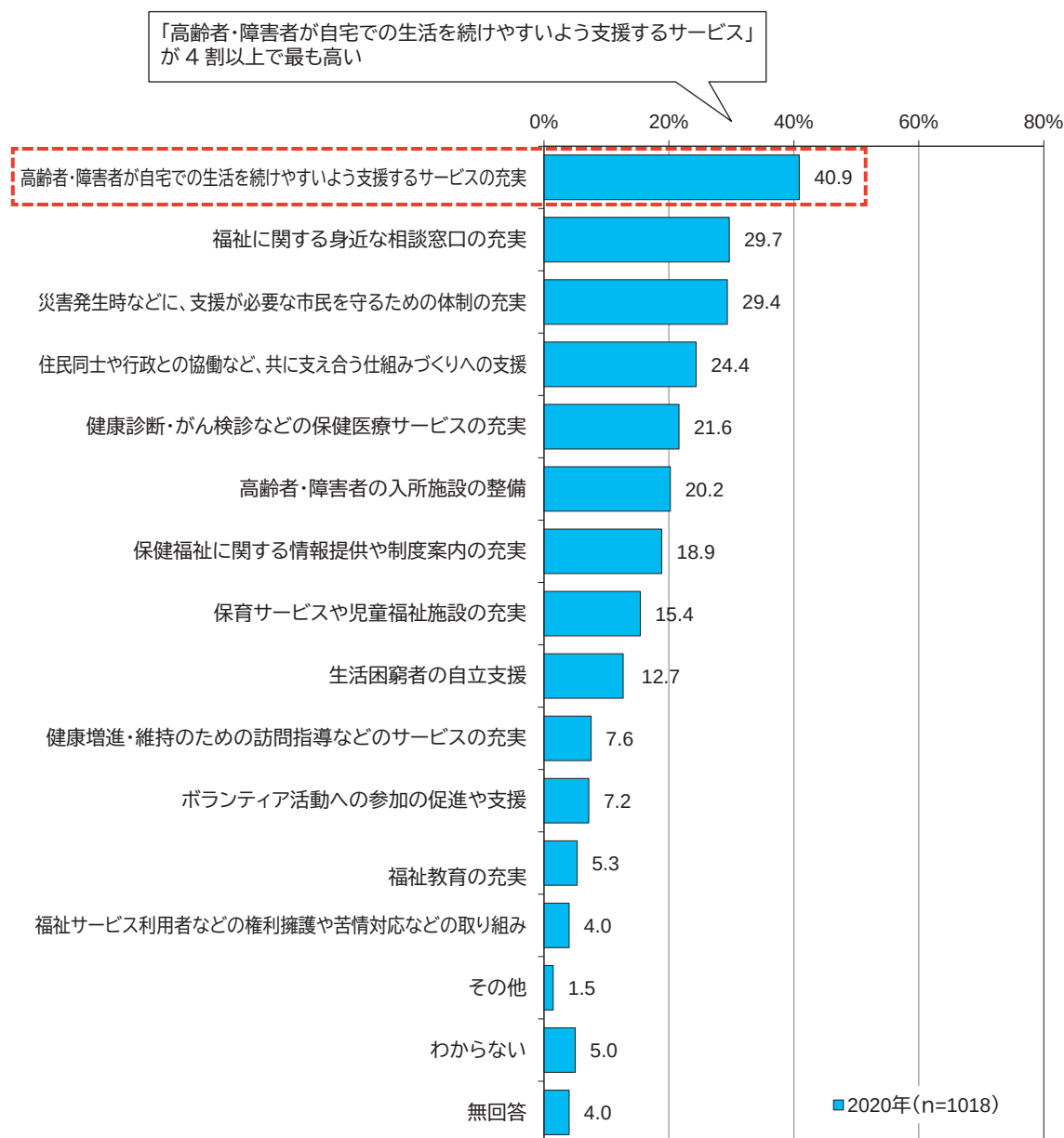
さらに見ると▶▶

「スポーツ・レクリエーション施設の設備充実」は若い年代ほど高く、男性も比較的高くなっています。

㉑今後、人口減少や少子化、高齢化の進展に伴い、税収が減少すると考えられます。これによって、市による現在の福祉サービス水準の維持が難しくなった場合、福祉サービスのあり方について、どのようにお考えですか。(1つだけ○)



③⑩地域福祉の充実を図るために、市は特にどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。（3つまで○）



さらに見ると▶▶▶

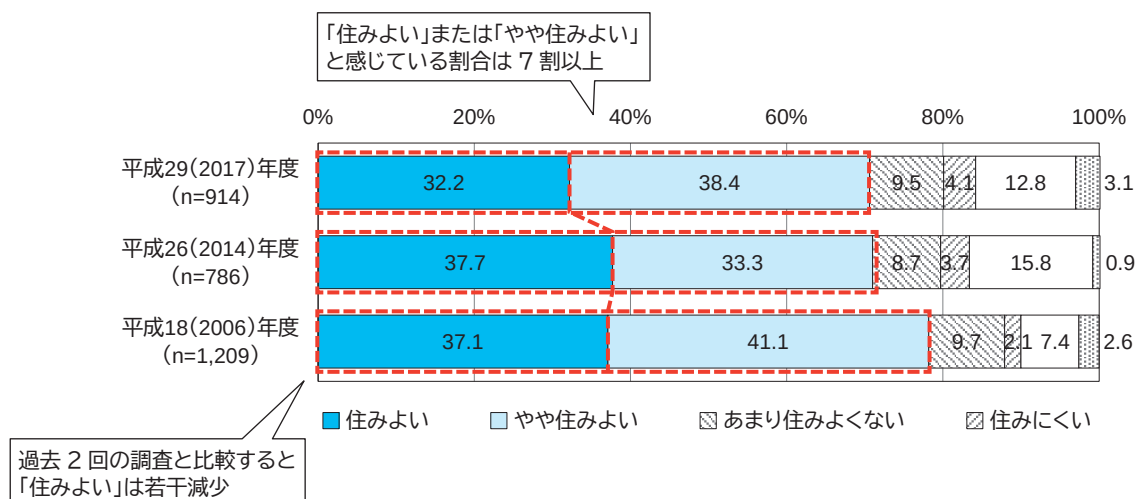
「高齢者・障害者が自宅での生活を続けやすいよう支援するサービス」は概ね高い年代ほど高くなっています。

(2) 住みやすさ・定住意識・福祉施策の満足度と重要度について

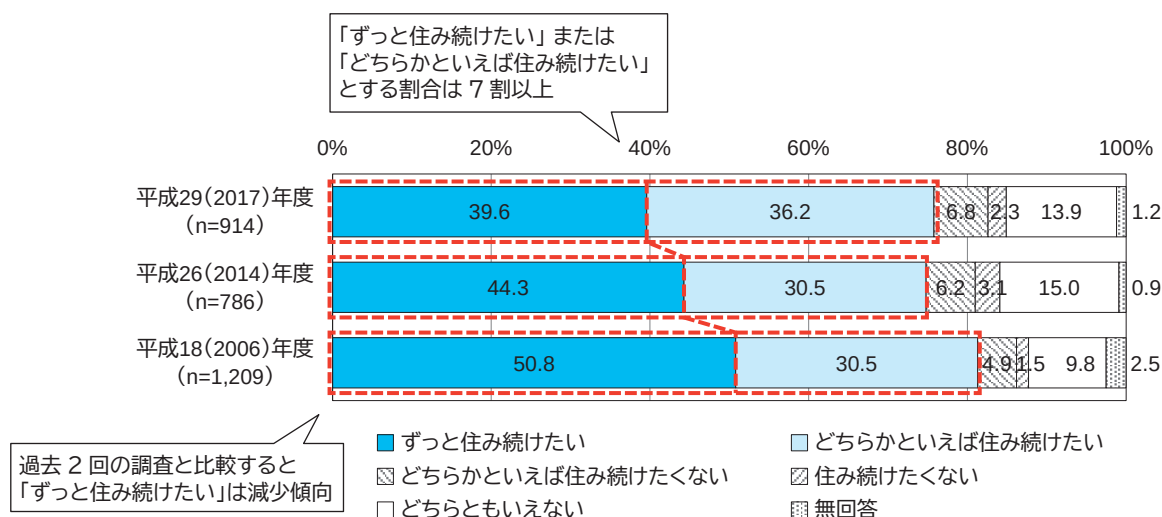
地域共生社会の実現のための基礎となる、住みやすさや定住意識、福祉施策の満足度・重要度について市民の意識を把握するため、総合計画の見直しにあわせて実施した「市民満足度調査」における結果の一部を掲載します。

調査名称	市民満足度調査
調査目的	総合計画に基づく政策・施策の評価や今後の市が取り組むべき施策の基礎資料とする
調査対象	住民基本台帳より無作為に抽出した 20 歳以上の市民 2,000 人
調査方法	郵送による調査票の配布・回収
調査期間	平成 30(2018)年 2 月 28 日～3 月 20 日 (平成 29 年度調査)
回収数(n)	914 件(有効回収率 45.7%) (平成 29 年度調査)

①あなたは、富岡市は住みよいと感じていますか。(1 つだけ○)

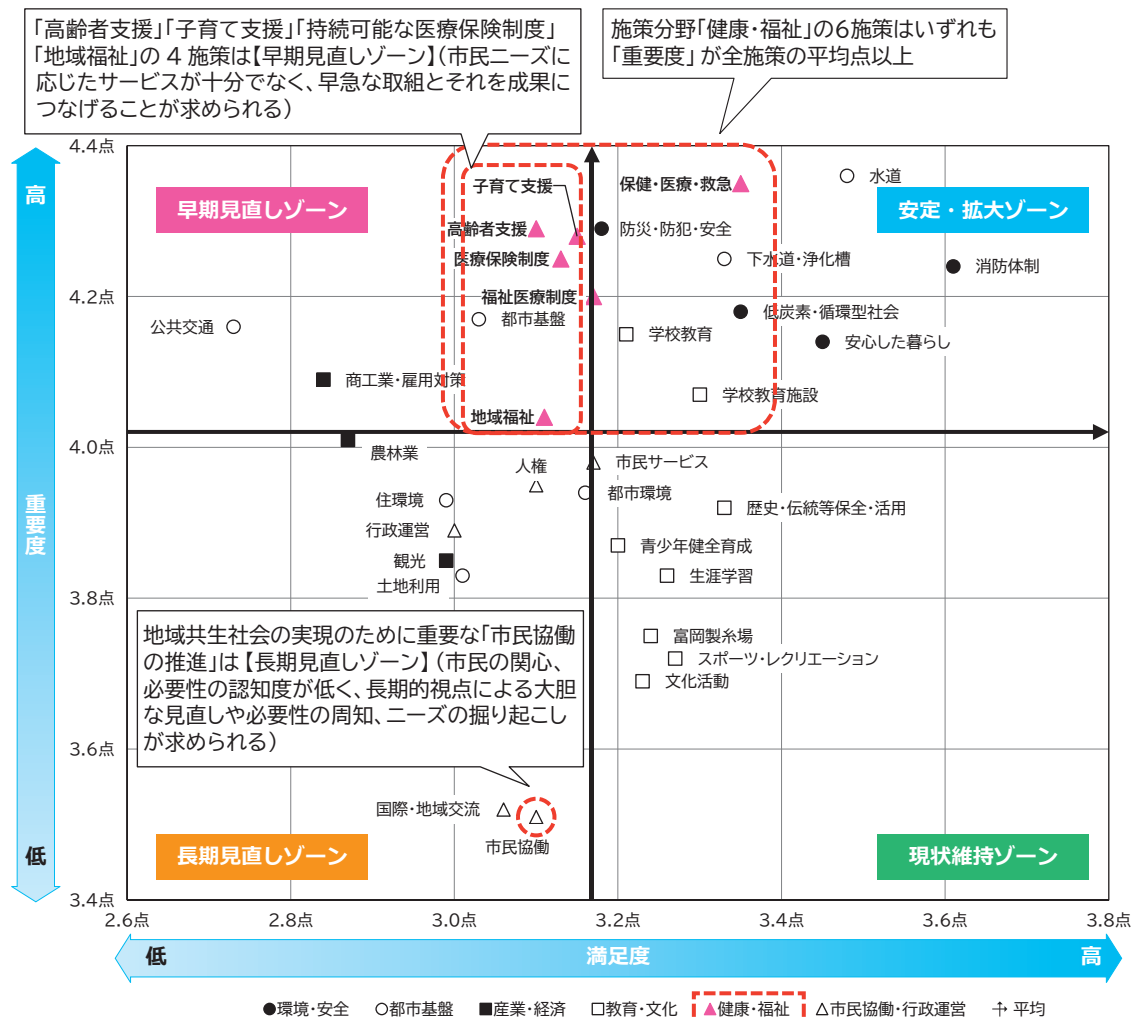


②あなたは、今後も富岡市に住み続けたいですか。(1 つだけ○)



③各分野の政策・施策の満足度・重要度（それぞれ5段階で評価）

前期基本計画に基づく33施策項目それぞれの「満足度」「重要度」（5点満点）



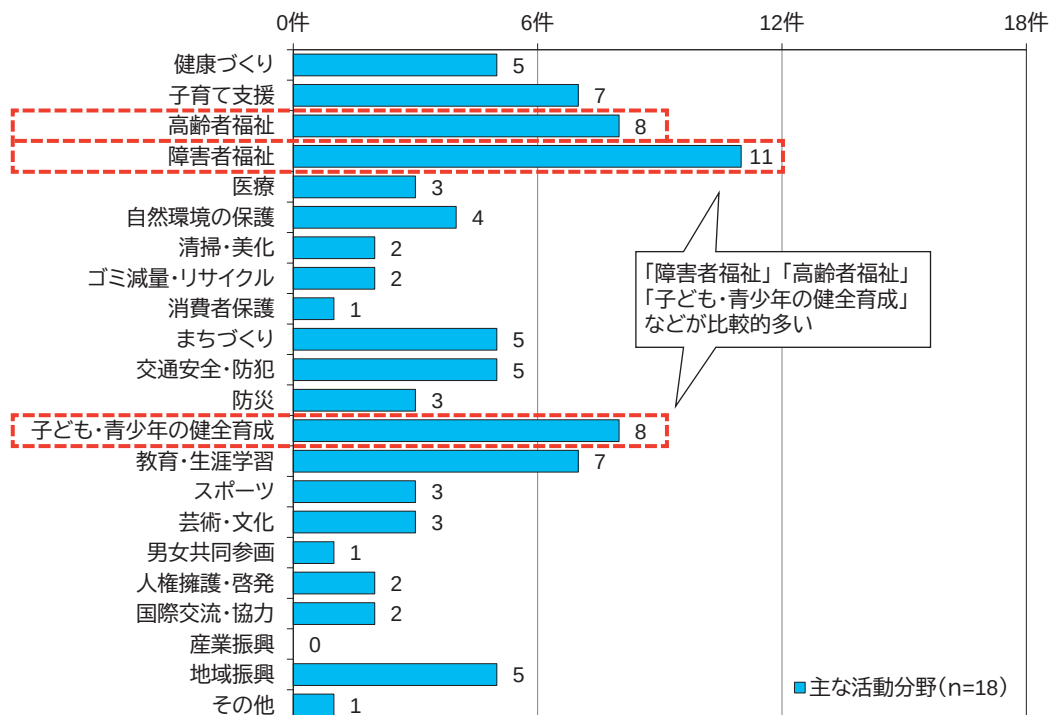
※図中の各項目は表現を省略して表示。6種類の凡例は総合計画前期基本計画の施策体系に基づき分類

4 団体ヒアリング調査

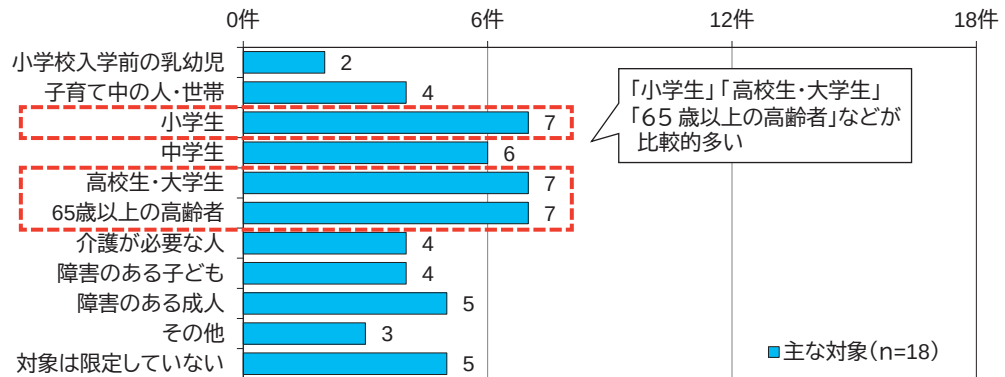
本計画策定にあたって、市内で地域福祉に携わる団体を対象に、調査シートによるヒアリング調査を実施しました。調査概要を以下に示します。

調査対象	以下の18団体	
	富岡市民生委員児童委員協議会	富岡甘楽老人福祉施設連絡協議会
	富岡市地域づくり協議会連絡会議	富岡市身体障害者更生会
	富岡市ボランティア連絡協議会	富岡市手をつなぐ育成会
	一般社団法人 富岡青年会議所	NPO 法人 アトム
	富岡甘楽保護区保護司会	NPO 法人 わたげ
	富岡市更生保護女性会	富岡市保育部会
	富岡市地域包括支援センター	NPO 法人 かぞくサポート
	一般社団法人 介護支援専門員協会 富岡・甘楽支部	NPO 法人 ふれあいパーク岡成
	富岡市シルククラブ連合会	こども支援団体 みんなのおうえん団
調査方法	郵送または持参によるヒアリングシートの配布・回収	
調査期間	令和2(2020)年10月5日～10月15日	
回収数(n)	18団体(有効回収率100%)	

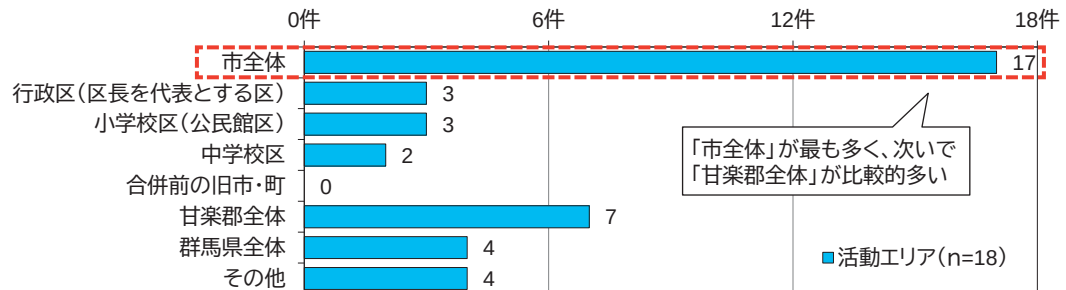
①主な活動分野を教えてください。(すべてに○)



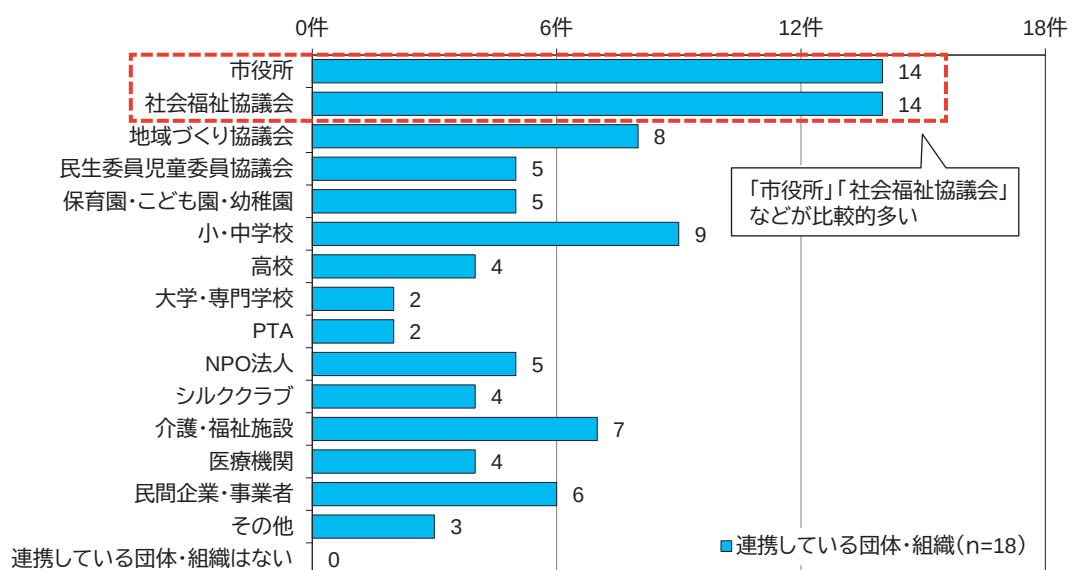
②貴団体の活動は、主にどのような人たちに向けたものですか。（すべてに○）



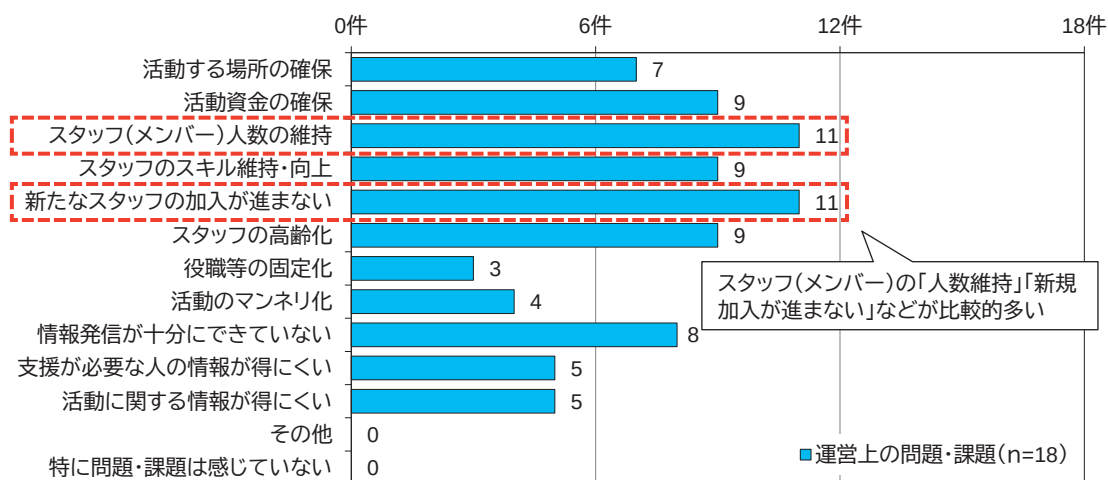
③貴団体の活動エリアは以下のどれに該当しますか。（すべてに○）



④現在、どのような団体・組織と連携していますか。（すべてに○）



⑤貴団体の運営をするにあたって、問題や課題を感じるものがあれば教えてください。
(すべてに○)



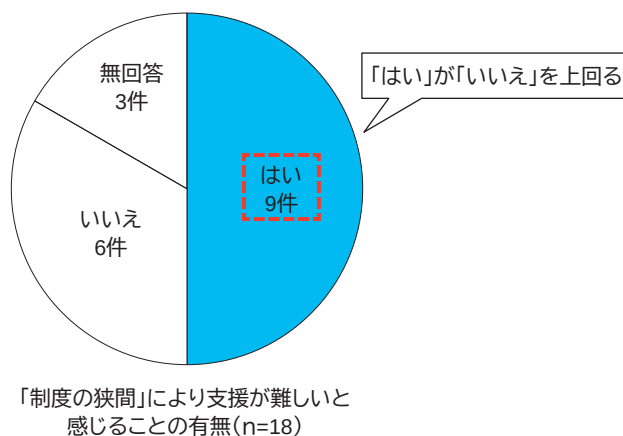
⑥貴団体と地域や行政、社会福祉協議会との連携について、問題や課題を感じるものがあれば教えてください。

◆個人情報の取り扱い、連携不足、問題・課題の複雑化、窓口の一本化など

<主な回答内容>

- ・個人情報の守秘義務があり、連携が難しく、必要な支援ができないことがありうる
- ・行政からの情報提供や情報共有が十分に図られているとは言えない
- ・行政との連携が不足している
- ・少子高齢化が進む中、広範にわたり問題の重複を感じる
- ・相談窓口の一本化 など

⑦貴団体が活動するなかで、既存の公的制度では対象にならない・十分に対応できないなどの「制度の狭間」により、支援することが難しいと感じることはありますか。
(1つだけ○)



⑧上記⑦で「はい」を選ばれた場合にうかがいます。
具体的にはどのような場面で、そのように感じますか。

◆個人情報の取り扱い、制度やサービスのわかりにくさ、共有・協調など

<主な回答内容>

- ・引きこもりの子どもが同居している場合に、高齢者世帯名簿に記載されていない
- ・プライバシーや民生委員の守秘義務により、独居高齢者など、避難時に配慮が必要な人の情報共有が進まなく、また、移住者や外国人労働者など、地域で孤立しがちな人に対する災害時のフォロー体制にも問題がある
- ・サービスの補助金申請を検討したが、内容がわかりづらく（HP）、事務量が増えるためあきらめた
- ・高齢者の家族が支援対象者に当てはまらない（年齢など）場合
- ・高齢者に関わる施設が広範囲に及び、主旨や目的が異なって協調が難しい
- ・自立支援や生活支援 など

こうした課題や問題の解決のために、どのようなことが必要だと思われますか。

◆関係部署・機関の連携強化や情報提供・共有の仕組みづくり、公的支援など

<主な回答内容>

- ・独自の見守り体制を敷いている地域もあるが、いざという時に備え、複数人で要支援者の情報を確認できる体制や、情報提供の仕組みを構築してもらえれば、地域独自での助け合いにつながる
- ・利用してほしいと思うなら、HP などでのわかりやすい説明が必要
- ・複数部署が関わるため調整が必須で、関係部署によるマルチタスク体制を構築し、ワンストップ対応が必要
- ・市社協、行政が方針を考える
- ・限定的ではなく広く利用できる公的補助 など

⑨貴団体が活動するエリアでの、支え合いを必要としている方の状況について教えてください。

◆通院・買い物・ゴミ出しなど等の日常生活、災害時の避難、介護者の高齢化、高齢者や障害者のひとり暮らし、居場所づくりなど

<主な回答内容>

- | | |
|------------------------------------|---|
| ・通院や買い物を一人でできない人 | ・障害者の親が高齢で行事に参加できない人 |
| ・少子化の影響により一人で通学する子ども | ・子育てを含む子どもに慣れていない、自分以外への時間の使い方に慣れていないまま子育てが始まり、困っているがどうしたらよいかわからない人 |
| ・家族が近くにおらずゴミ出しができない人 | ・学童保育に入っていないため、他の子どもと放課後遊べずに困っている子どもを持つ働くママ |
| ・災害時に自力で避難できない人 | ・不登校になっている子どもの昼間の居場所 |
| ・外出（買い物や通院など）の足がない人 | ・健康や日常生活などに不安がありながらひとりで生活している知的障害者 |
| ・老老介護や独居世帯の増加 | ・食事がきちんと取れない子どもたち など |
| ・災害や緊急時に地域で取り残される可能性のある人 | |
| ・介護・医療との連携やサービスがなく自宅での療養に不安のある人や家族 | |

⑩ ⑨のような支え合いを必要としている方への対応として、どのような取組を行っていますか（行いたいですか）。

◆声かけ・見守り、日常生活支援、関係機関・団体の紹介やネットワークづくりなど

<主な回答内容>

- | | |
|------------------------|--|
| ・地域での買い物代行 | ・児童館などへの送迎や近くの公民館などで託児等ができるとうい |
| ・通学の見守り | |
| ・ゴミ出し支援 | ・子どもたちの居場所をつくり、食事及び学力を向上させる教育の機会を提供したい |
| ・高齢者や避難困難者に対する声かけ、避難支援 | ・民生委員児童委員協議会や区長などとの顔の見えるつながりやネットワークをつくり、地域で支え合える体制やサービスの開発などに取り組みたい など |
| ・介護タクシーなどの紹介 | |
| ・生活支援ボランティアの紹介 | |

⑪地域福祉の推進に向け、今後どのような役割を果たしたいですか。

◆行政や市民、関係機関・団体との連携・協力体制の強化、専門性を活かした取組の充実など

<主な回答内容>

- ・安全安心な生活を送ることができる地域共生社会の実現に向けて包括的に協力していきたい
- ・地域住民や各種団体とのハブの役割を果たしていきたい
- ・富岡地域から薬物や性犯罪者が可能な限り発生しないための啓発活動に力を注ぎたい
- ・地域包括ケアシステムのさらなる推進を図りたい
- ・職能団体としての専門性を活かして、福祉全般、特に介護と医療の連携体制を構築していきたい
- ・障害のある人たちが自立した生活を送れるよう支援したい
- ・子どもたちの保護者や周囲の人々の気持ちを支援したい など

⑫地域福祉の推進に向け、今後どのような団体・組織と連携したいですか。

連携したい団体・組織

◆設問④の団体・組織に加え、地域おこし協力隊、消防団、商業者（団体）、金融機関、子育て連など

<主な回答内容>

- ・市役所（こども課、福祉課、地域づくり課）、社会福祉協議会
- ・地域で活動する団体（地域づくり協議会・応援隊、民生委員児童委員協議会、子育て連、消防団）
- ・教育機関と関係者（小中学校、高校、大学、専門学校、養護学校、PTA、学校医、学校薬剤師）
- ・事業者等（小売店、商工会議所、商店街連合会、地域金融機関） など

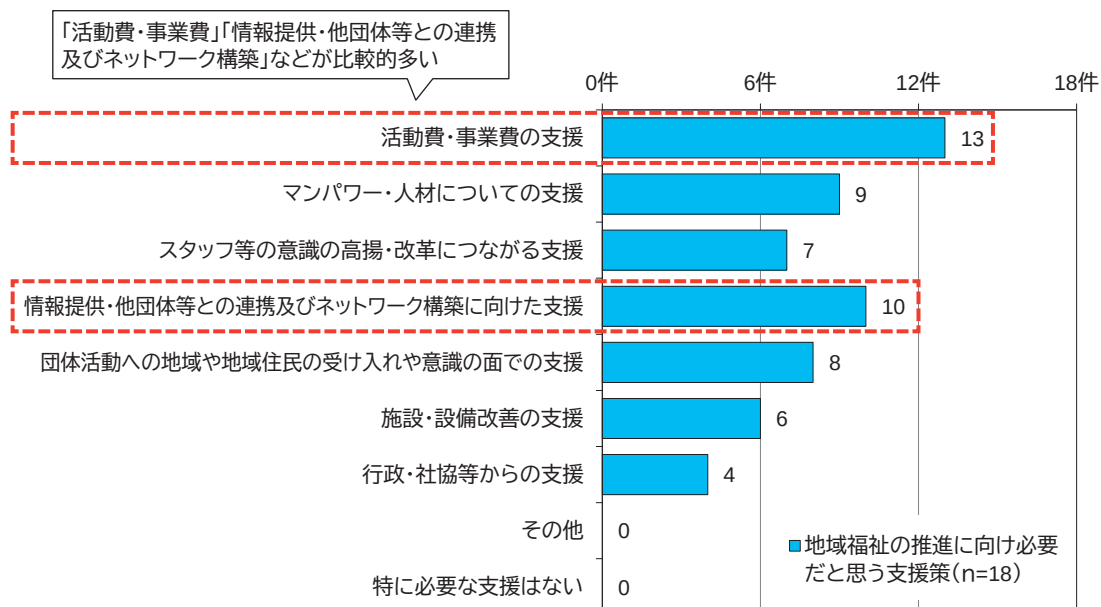
連携して取り組みたいこと

◆防犯・防災、人づくりや地域づくり、話し合いの場づくり、PR 活動など

<主な回答内容>

- | | |
|-------------------------------|--------------------------|
| ・地域での見守り、災害時の助け合いの情報共有や初動体制構築 | ・重層的支援体制整備事業 |
| ・地域ビジネスの検討 | ・コロナ禍の中で行政や社協と話しができる場づくり |
| ・薬物乱用防止教室、性犯罪予防教室 | ・若手の人材育成や福祉や介護の仕事の魅力 PR |
| | ・共同イベント等を通じた活動の PR など |

⑬地域福祉の推進に向け、今後どのような支援策が必要だと思いますか。(すべてに○)



さらに「施設・設備改善の支援」「行政・社協等からの支援」については、以下のような具体的内容が得られました。

<主な回答内容>

【施設・設備改善の支援】

- ・ 公民館を地域活動の拠点として機能強化
- ・ 各公民館で DVD 視聴ができるようにする
- ・ プライバシー保護に配慮した相談スペースの設置
- ・ 施設などの福祉資源の活用 など

【行政・社会福祉協議会などからの支援】

- ・ 見守り、支援が必要な人の情報提供
- ・ 既存のパンフレット、資料、グッズなどの活用
- ・ 情報共有、連携体制の整備と強化 など

⑭富岡市で特に必要とされる福祉施策や、今後重点的に取り組むべき福祉施策があれば、ご記入ください。

◆子ども、高齢者、障害者等、各施策の充実・見直しや重層的支援体制の整備、拠点づくり、人材育成・確保など

<主な回答内容>

- ・ 児童虐待の防止
- ・ 高齢者の移動、買い物支援
- ・ 母子・父子家庭などで、寂しいと感じる小さな子どもをなくす
- ・ 重層的支援体制整備事業
- ・ 福祉・医療・介護の人材育成や人材確保
- ・ 現行にとらわれない見直しの検討
- ・ 施設は数より内容を重視してほしい
- ・ 障害者用グループホーム、生活支援拠点 など

⑮富岡市（行政）や富岡市社会福祉協議会への意見・要望・提案等があれば、ご記入ください。

【富岡市（行政）へ】

◆個人情報の柔軟な取り扱い、人づくり・地域づくりの支援、庁内連携の強化、情報発信・共有など

<主な回答内容>

- | | |
|--|---|
| ・ 必要な個人情報の提供 | ・ 行政内部の連携の整備と強化による課題解決のための市全体で対応する体制の構築 |
| ・ 地域づくり活動への継続的な人的、財政的サポート | ・ わかりやすい事業内容の発信 |
| ・ 市ボランティアサポートセンターと社協ボランティアサポートセンターの一体化 | ・ 情報の共有と連携強化 など |

【富岡市社会福祉協議会へ】

◆福祉拠点としての機能強化、関係機関・団体との情報共有や連携強化、情報発信など

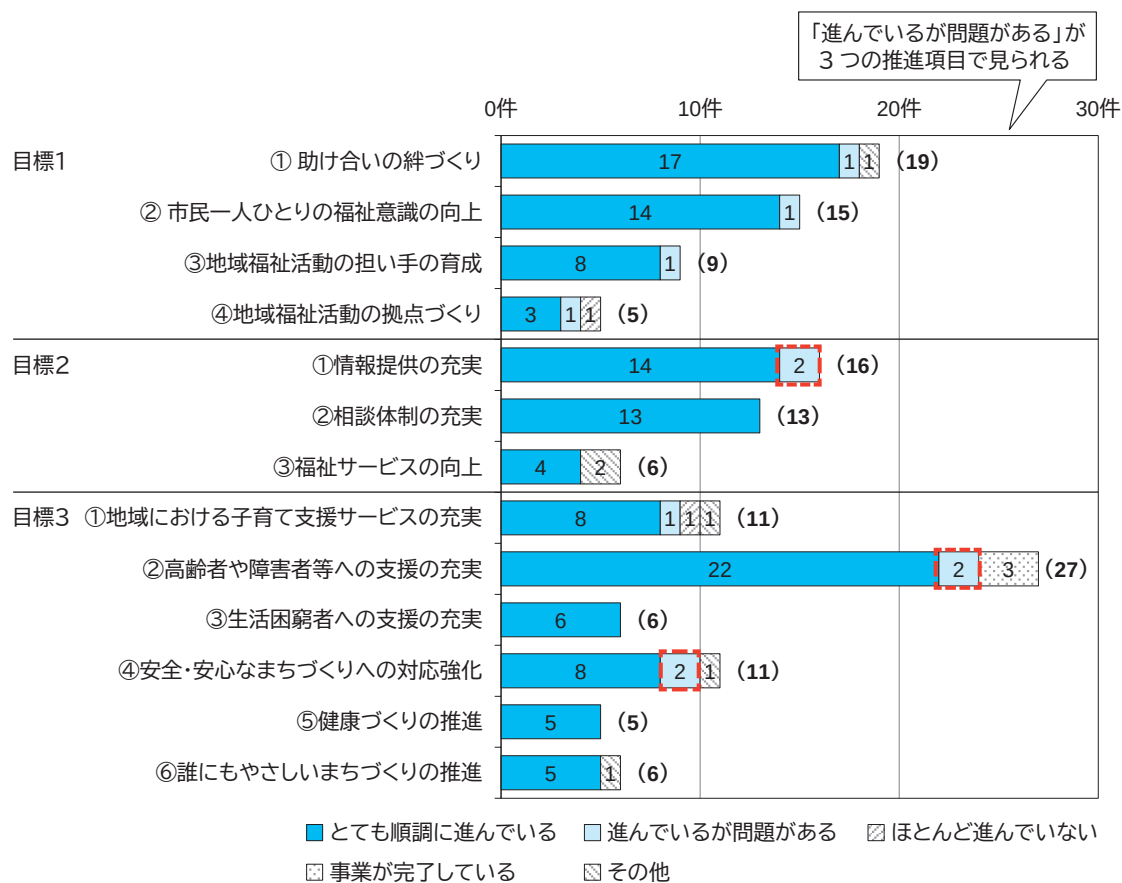
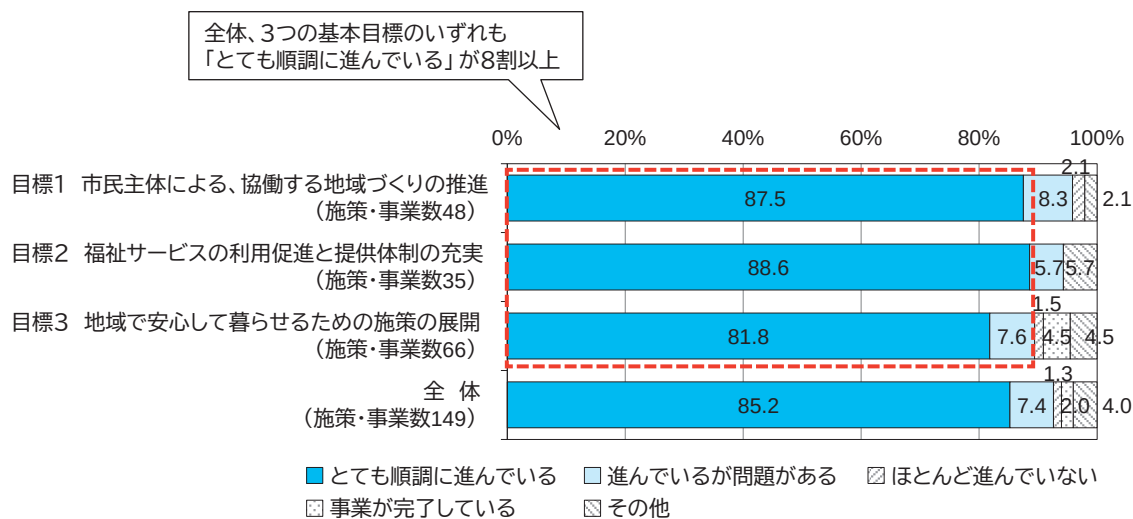
<主な回答内容>

- | | |
|--|-----------------------|
| ・ 民生委員児童委員協議会と地域づくり協議会（または区長）との情報共有の強化 | ・ 富岡市との連携による地域課題の実態把握 |
| ・ 地域福祉の拠点として、行政との協働による解決困難な事例などへの柔軟な対応強化 | ・ わかりやすい事業内容の発信 |
| | ・ 共同開催の体制整備 など |

5 第2次計画における取組の評価

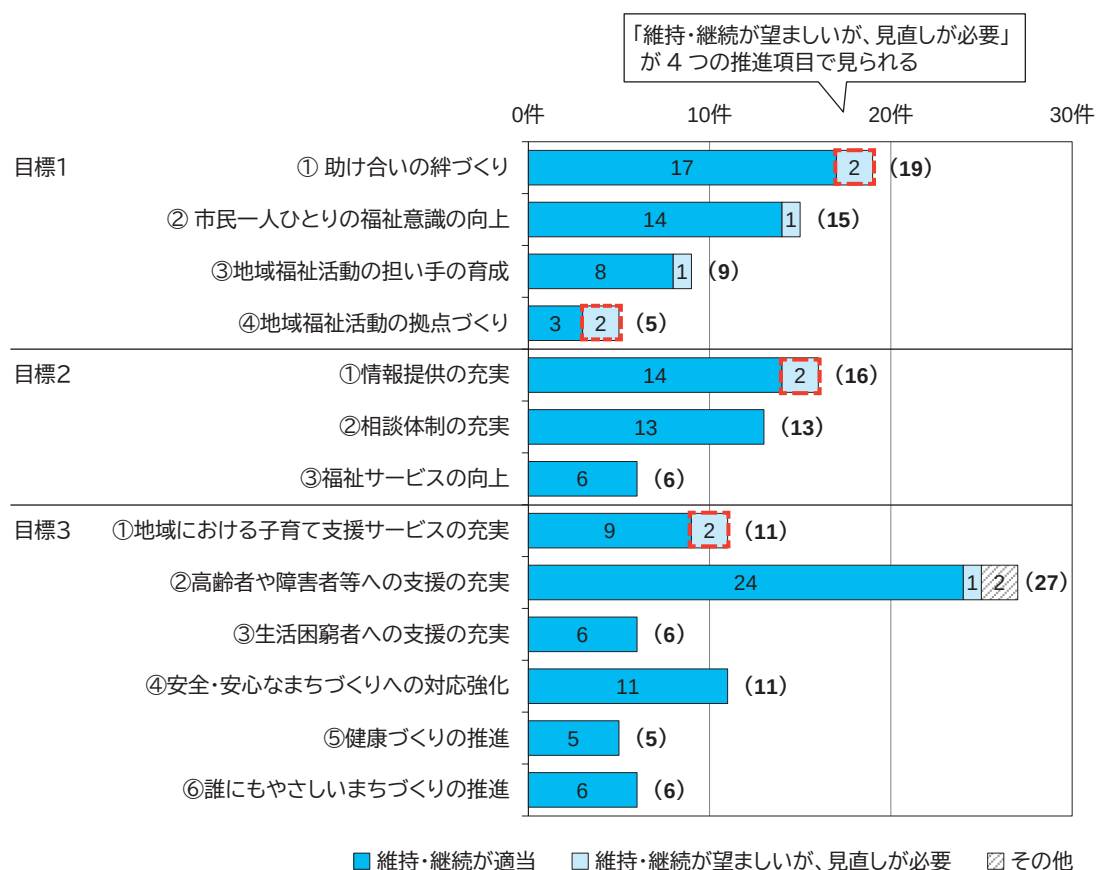
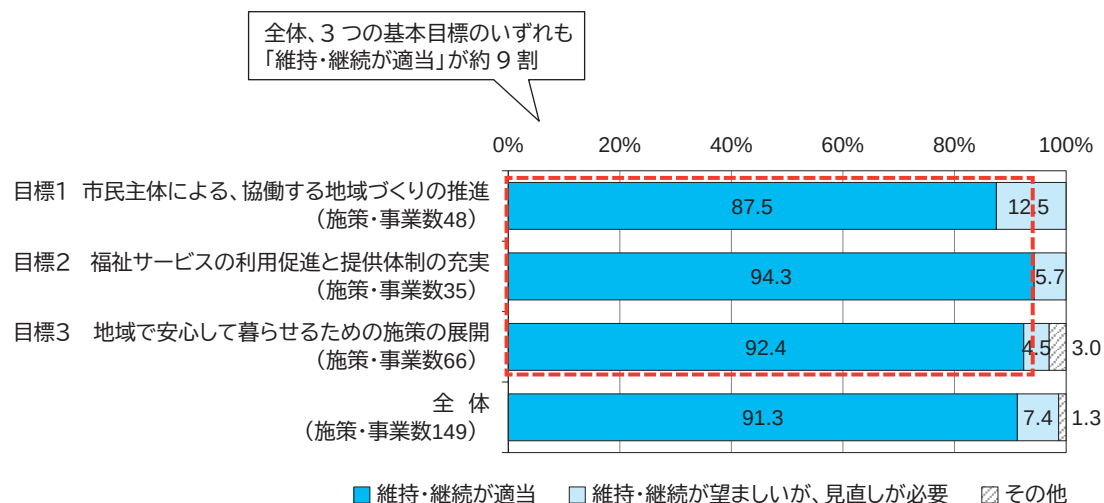
第2次計画で設定された施策や事業について、これまでの取組状況と今後の方向性について、所管課などによる評価を実施しました。

(1) これまでの取組状況の評価



※カッコ()内の数字は施策・事業数。施策・事業の所管が複数に及ぶ場合、所管ごとに評価

(2) 今後の方向性



※カッコ()内の数字は施策・事業数。施策・事業の所管が複数に及ぶ場合、所管ごとに評価

6 現状や市民・団体調査からみえてきたこと

本市の現状やその影響として考えられること、市民アンケート調査及び団体ヒアリング調査の結果からみえてきたことを整理します。

現状
〈人口について〉 ○人口減少や少子化・高齢化が急速に進んでおり、人口構成が急速に変化する一方、その傾向は地域によって異なり、その進行状況も異なると予測されています。(P.9～14) ○世帯の少人数化が進む中、ひとり暮らし高齢者世帯が増加し、世帯構造が変化しています。(P.14)
〈福祉を取巻く状況について〉 ○障害者手帳交付数は近年横ばいですが、人口に占める割合は高くなっています。(P.15) ○介護保険の認定者数は増加傾向にあり、要介護認定率も高くなっています。(P.16) ○避難時に支援が必要な市民の登録者数や生活保護被保護人数、消費生活相談件数は近年横ばいとなっています。(P.16、18) ○児童や高齢者の虐待相談件数は近年多くなっています。(P.17) ○刑法犯検挙者数は減少傾向ですが、再犯者率は緩やかな増加傾向となっています。(全国値)(P.17) ○民生委員・児童委員の相談対応活動では高齢者に関する相談件数が最も多く、近年増加傾向となっています。(P.17) ○市社協ボランティアセンターの登録者数、市内のNPO法人数、消防団の団員数はいずれも減少しています。(P.18) ○第2次計画の取組の評価(市の所管課などによる評価)では、「進んでいるが問題がある」「ほとんど進んでいない」施策や事業について、関係機関・団体との連携や受け皿となる活動団体等の不足などが比較的多く示されています。(P.44～45)



今後への影響として考えられること
▶人口構成の変化により、さまざまな産業や医療・福祉分野で担い手の減少が進み、生活を支える施設やサービスの維持や充実が難しくなります。 ▶地域活動やボランティア活動においても担い手の減少が進み、地域住民が主体となって行う防災・防犯活動や、地域の行事・イベントなど、これまで住民による支え合いを促進してきた活動の維持が難しくなります。 ▶世帯の少人数化や高齢化により、自分や家族だけで問題・課題に対応するのが難しい状況が生じやすくなります。 ▶高齢者や障害のある人、生活に困難を抱える人や複数の課題を抱える人と接する機会が増え、市民一人ひとりの支え合いの意識や対応力を高める必要性が高まります。 ▶人口減少や人口構成の変化の地域差が大きくなることによって、地域それぞれの課題が表面化しやすくなります。 ▶分野を超えた複数の課題を抱える人や、公的な制度での対応が難しい人など、より複雑で解決が難しい状況の人や、相談に至らないまま課題を抱えている人が増えることが危惧されます。 ▶情報媒体が多様化する一方、情報を取得する能力の差が生じやすく、限られた情報提供の方法では、市民全体に伝えることが難しくなります。 ▶地域の生活課題の複雑化・複合化を背景に、市民、地域や多分野の団体、事業者との連携・協働と、そのための情報共有が重要になります。 ▶市民一人ひとりによる支え合いの力を促すとともに、それらをつなぐ上で、地域住民や地域で活動する団体による役割が重要となり、特に「地域づくり協議会」の地域福祉における役割の重要性が高まります。 ▶激甚化する自然災害や感染症への備えの重要性がさらに高まります。

市民アンケート調査からみえてきたこと	
◇「地域」の範囲について、「行政区」が3割以上、次いで「市全体」「小学校区（公民館区）」の2項目が約2割となっています。（P.20 問①）	⇒市民の多くが考える「地域」と、本計画の圏域の考え方は概ね一致していることがうかがえます。
◇近所とのつき合いがある人がほとんどですが、「あいさつをする程度」が5割以上となっています。（P.20 問②）	⇒あいさつ程度のつき合いを、支え合いに発展させる方策が必要です。
◇地域での困りごとや問題の解決のために地域住民が協力して取り組むことが「必要だと思う」人が約8割となっています。（P.21 問③）	⇒地域住民が協力して取り組むことが必要だと考える市民が多く、その高い意識を具体的な行動につなげるための方策が必要です。
◇地域住民が協力して行う活動に「参加している・たずさわっている」人は6割、今後何らかの形で「かかわり合いたい」人は約9割となっています。また、より多くの人がかかわるための要件として、活動内容・協力の必要性の情報提供や、参加したことがない人や若い人がかかわりやすいこと、直接参加以外の形でかかわれることなどが示されています。（P.21～22 問④⑤⑥）	⇒ほとんどの市民による、何らかの形で「かかわり合いたい」という意向を具体的な行動につなげるために、より「かかわりやすい」体制づくりが必要です。
◇「地域づくり協議会」の認知度は、聞いたことがある程度の人を加えても約6割となっています。その中で、実際に活動に参加している人は1割に留まっています。（P.22 問⑦）	⇒「地域づくり協議会」に期待される役割を改めて確認し、市民にその周知を図ることが必要です。
◇地域に支援が必要な人がいる場合に「支援をしたい」人は8割以上となっていますが、その意向はあるものの、実際には難しいと考える人や、方法がわからないとする人が少なくありません。（P.23 問⑧）	⇒支援への高い意向を実践につなげられるよう、多様な支援の形を検討し、市民に投げかけることが必要です。
◇地域に支援が必要な人がいる場合に支援できること・自分や家族がしてほしいことは、「見守りや安否確認の声かけ」「話し相手」「災害時の支援」が比較的高くなっています。また、台風や豪雨など災害の発生時に頼れる存在が「いない」人が約2割となっています。（P.24 問⑨⑩⑪）	⇒日常を見守り、災害時に頼れる人がいる安心の確保に向け、地域住民として「支援できること」の内容の拡大とそれを実践につなげる方法の検討が必要です。
◇ボランティア活動を「したい」人は6割以上となっており、「地域」に関する活動への関与意向が比較的高くなっています。また、より活動しやすくするための要件として、時間的制約や身体的負担などの少ない柔軟な関与のしやすさが重視されています。（P.25～26 問⑫⑬⑭）	⇒ボランティア活動への参加意欲を実践につなげられるよう、市民それぞれの生活様式を踏まえた柔軟な関与の方法を検討し、市民に投げかけることが必要です。
◇民生委員・児童委員、市社協ともに、存在自体の認知度は高いものの、活動内容を含めた認知度は高いとはいえません。（P.26～28 問⑮⑯⑰⑱）	⇒より多くの市民から活動への理解・協力が得られるような情報提供が必要です。
◇自分や家族に福祉サービスが必要となった場合、「抵抗はないし、利用したい」人は6割以上ですが、利用したいものの、抵抗はあるとする人も2割以上となっています。また、自分自身、家族のいずれでも介護が必要となった場合には福祉サービスを「利用したい・してほしい」人が8割以上となっています。（P.28～29 問⑲⑳㉑）	⇒福祉サービスの高いニーズを踏まえ、必要な人が最適なサービスを受けられるよう支援体制のさらなる充実が必要です。
◇福祉サービスを利用しやすくするために市が取り組むべきこととして、「情報をわかりやすく提供」「利用相談・サービス選択を支援する体制整備」が重視されています。また、情報入手したい場所は「市役所・地域包括支援センター・保健センターの窓口」「市の広報紙・ホームページやパンフレット」が高くなっています。（P.30 問㉒㉓）	⇒福祉サービスをより利用しやすくするために、紙媒体やホームページでのわかりやすい情報提供と、窓口相談の充実を図ることが重要です。

◇家族や友人・知人以外で、悩み・不安、困りごとを相談できる相手が「いない」人が約5割で、「いる」人の相談先として「市役所・地域包括支援センターの相談窓口」が最も高くなっています。(P.31 問②④)	➡身近な相談先として市の役割が大きいことを踏まえるとともに、相談相手がいない人のニーズを受け止める必要があります。
◇高齢者、障害者、子どもたちやその家族が住みやすいまちをつくるために必要なことは、高齢者・障害者では「自家用車に依存しない交通環境」「相談体制や情報提供」が高く、高齢者は「医療体制」、障害者は「自立のための教育・生活訓練」も重視されています。子どもたちや家族では「母子保健や医療サービス」「保育サービス」が重視されています。(P.31～32 問⑤⑥⑦)	➡高齢者・障害者とも移動環境、相談体制、情報提供、加えて高齢者は医療、障害者は自立のための訓練が重視され、子どもでは、母子保健や医療・保育サービスが重視されていることを踏まえ、実際のニーズに合わせた対応を図ることが必要です。
◇市民の健康づくりを進めるために必要なことは、「歩きやすい歩道や遊歩道、自転車道などの整備」「健康診断や検診受診の推奨」が重視されています。(P.33 問⑧)	➡健康診断などの受診勧奨とともに、歩くことによる健康づくりのニーズを踏まえた対応を、移動環境や都市基盤整備などの分野と連携して進める必要があります。
◇人口減少下での福祉サービスについて、「維持・充実」を望む人が多く、その中で税・社会保険料の負担抑制と、そのための民間活力や市民の力の活用、受益者負担が重視されています。(P.33 問⑨)	➡福祉サービスの高いニーズを踏まえ、持続可能な維持に向け、民間や市民の力の活用を含めた負担方法の検討が必要です。
◇地域福祉の充実を図るために市が特に力を入れるべきことは、「高齢者・障害者が自宅での生活を続けやすいよう支援するサービス」「身近な相談窓口」「災害発生時などに支援が必要な市民を守るための体制」が重視されています。(P.34 問⑩)	➡高齢者・障害者の自宅での生活を重視したサービス、相談対応と、災害発生時に市民を守る体制の確保が重視されています。

団体ヒアリング調査からみてきたこと	
◇団体運営上の問題・課題として「スタッフ（メンバー）人数の維持」「新たなスタッフの加入が進まない」が上位2項目となっています。(P.39 問⑤)	➡人材確保のための要件の把握や、活動を周知し、協力を求めるための情報提供の充実が必要です。
◇移住者、外国人、自力で避難できない・取り残される可能性のある人など、現在の体制では災害時に避難などの支援が難しい人がいることがうかがえます。また、避難時に支援が必要となる地域住民の把握や情報の共有が個人情報保護の観点から難しい面があり、非常時の適切な支援が危惧されています。(P.39～41 問⑥⑧⑨⑩)	➡避難時に支援が必要な市民の把握や避難の方法について、市全体で議論を深め、対応を図ることが必要です。
◇既存の公的制度の枠組みでは対応が困難な「制度の狭間」「社会的孤立」など、従来の分野別の取組では対応が難しい地域生活課題に直面している状況が示されています。(P.39 問⑦)	➡従来の制度や枠組みでは対応が難しい地域生活課題への対応体制をつくる必要があります。
◇地域福祉の推進に必要な支援として「情報提供・他団体等との連携及びネットワーク構築に向けた支援」を求める声が多く寄せられ、さまざまな団体・組織との連携を望んでいる一方、実際には「市役所」「社会福祉協議会」以外との連携はあまり進んでいない状況がうかがえます。(P.38 問④、P.41～42 問⑪⑬)	➡より実践的なネットワークの構築とそれに基づく連携を図ることが必要です。
◇他の団体・組織と連携して取り組みたいこととして、防犯・防災に関するニーズが複数寄せられました。(P.41 問⑫)	➡防犯・防災の視点による連携を優先して進める必要があります。
◇富岡市で特に必要・今後重点的に取り組むべき施策や、富岡市や市社協への意見・要望・提案として、人づくり・地域づくりの支援や、庁内や関係機関・団体との連携強化などの重要性がうかがえます。(P.42～43 問⑭⑮)	➡地域福祉のネットワーク構築による重層的支援体制の整備が必要です。

7 課題とその解決のための方向性

本市の現状やその影響、市民や団体の意識からみえてきたことを踏まえ、本市の地域福祉の課題とその解決のための方向性、施策展開の基本となる視点を示します。

課題1 少子化・超高齢社会や人口減少に適応できる市民力・地域力の強化

◇少子化・超高齢社会と人口減少の進行と、その中での地域づくりにおいて市民一人ひとりの役割の重要性が増すことを地域全体で理解し、一人ひとりが具体的に行動することが必要です。

➡地域での支え合いに対する市民の高い参加意識や潜在的ニーズを、地域の生活課題を自ら考え・解決する「市民力」として引き出し、活用するため、**市民一人ひとりの地域福祉の意識醸成**を図り、具体的に行動できる人づくりを推進します。

◇自分や家族だけでは解決が難しい課題について、地域全体で情報共有を図り、地域の課題として、解決に向けた取組を推進することが必要です。

➡市民一人ひとりの「市民力」を結集することにより、地域の生活課題を地域が主体となって解決し、より暮らしやすい地域を創造する「地域力」に発展させ、地域における生活課題の解決を図るため、**地域住民の誰でも集い、話し合いやすく、情報共有ができる地域づくり**を推進します。

◇「市民力」や「地域力」を強化するためには、地域活動やボランティア活動などに参加しやすい環境づくりや、地域福祉や地域のなかの課題の解決方法などについて知り・学ぶ機会、情報の共有などの仕組みが必要です。

➡「市民力」や「地域力」の強化を支援する仕組みづくりにより、地域福祉を支える人づくりや、安心して暮らし続けられる地域づくりを推進します。

課題2 市民力・地域力がつながる地域共生社会の基盤づくり

◇地域共生社会を実現するためには、市民一人ひとりが、困りごと・心配ごと、さまざまな困難を抱える人に気づき、解決のために具体的に行動することが必要です。

➡さまざまな機会を通して、必要な知識や技能の習得を促進し、地域の生活課題について知り、解決に向けて具体的な行動をとれる人づくりを推進します。

◇市民一人ひとりの「市民力」をつなぎ、地域の特性を活かした「地域力」として持続的に力を発揮するには、地域に根ざした「顔の見える」組織的活動の基盤強化が必要です。

➡地域づくり協議会を中心とした、地域の生活課題を地域が主体となって解決を図る取組を支援するとともに、地域づくりや生涯学習の拠点である公民館について、地域福祉の拠点としての機能強化を図り、「地域力」を発揮しやすい地域づくりを推進します。

◇複雑化・複合化する地域の生活課題を解決するためには、さまざまな主体との連携・協働による重層的な支援体制の構築が必要です。

➡地域づくり協議会、市社協、民生委員・児童委員など、市民に身近な主体をはじめ、医療・介護、介護予防、住まいなど、さまざまな分野の主体が連携・協働しやすい仕組みづくりを推進します。

課題3 誰も取り残さない支援体制づくり

◇相談に至らないまま困難を抱えている人が、相談対応や適切な支援を受けられるよう、包括的な体制づくりが必要です。

➡困難を抱えた人に気づき、気を配り、声をかけ、必要に応じて適切な支援機関・団体等につなぐことができる人づくりを推進します。

➡市民の気づきや声かけを促すとともに、地域の生活課題を共有し、さらに市や市社協、関係機関・団体等との連携・協働により、必要な支援につなぐことができる地域づくりを推進します。

➡制度、組織や分野、これまでの方法などに捉われることなく、支援が必要な人が抱えるあらゆる困難の解決に向けて対応できる相談・支援体制の仕組みづくりの充実を図ります。

◇包括的な支援体制づくりには、情報の共有や提供の体制強化が必要です。

➡関係するさまざまな機関・団体が課題の解決に向けて一体となって取り組むための情報共有の仕組みづくりと、あわせてわかりやすい情報の提供を図ります。

課題4 安全・安心な暮らしの確保

◇近年、自然災害の激甚化、DVや虐待、消費生活をめぐる犯罪やトラブルの増加が危惧されており、防災・防犯意識の向上や地域での見守り、非常時に助け合いのできる体制づくりが必要です。

➡市民の防災・防犯意識の高揚を図るとともに、自主防災組織や消防団など、地域防災を支える人づくりを推進します。

➡地域における積極的な防災・防犯活動を支援するとともに、避難時に支援が必要な人を適切に支援できる地域づくりを推進します。

➡「成年後見制度利用促進計画」・「再犯防止推進計画」を基にした施策の推進により、誰もが地域で安全・安心に暮らし続けられる環境やそれを支える仕組みづくりの充実を図ります。

◇住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには、誰もが利用しやすい都市基盤の整備や交通環境の確保が必要です。

➡誰もが利用しやすい都市基盤の整備や交通環境の確保をするために、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した歩行者空間や公共施設の整備と、公共交通環境の充実により、安全で安心して暮らし続けられる地域づくりを図ります。

施策展開の視点

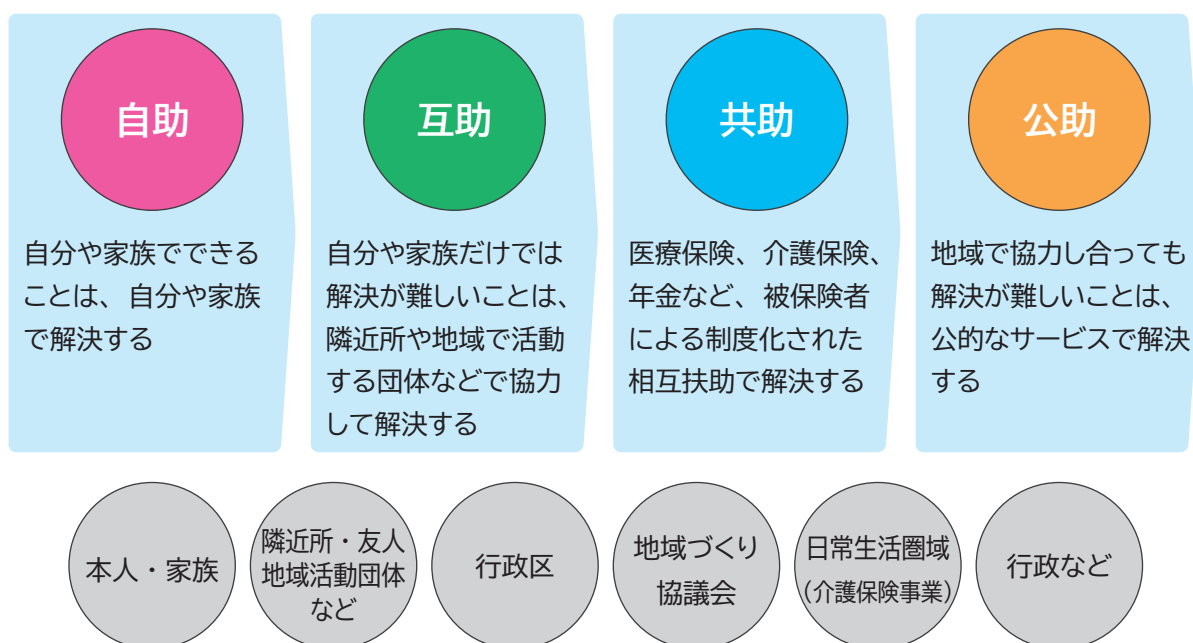
これらの課題やその解決のための方向性を踏まえ、本計画は、「市民力」の基礎となる市民の意識啓発と地域福祉の担い手を育む「人づくり」、「市民力」を結集して地域の生活課題を解決する「地域力」の醸成とその活用に向けた環境整備を図る「地域づくり」、地域共生社会の実現に向けた環境や体制などの創造や充実を図るための「仕組みづくり」の3つの視点を重視し、施策の展開を図ります。



第3章 施策展開のための基本的な考え方

1 自助・互助・共助・公助による推進

地域福祉の施策を推進するための基礎として、「自助」「互助」「共助」「公助」の4つの視点を重視します。これらをバランスよく組み合わせることによって、地域のさまざまな生活課題に即した、より効果的・効率的な施策の展開を推進します。



2 基本理念

本計画の位置づけ、これまでの取組の継続性、本市の現状と課題への対応などを踏まえつつ、地域共生社会の実現を目指すため、本計画の基本理念は第2次計画から継承し、以下のとおり定めます。

ともに支え合い 誰もがいきいき
元気なまち 「とみおか」

3 基本目標

基本理念に基づく取組の基本目標を、以下の3つとします。

基本目標1 地域福祉を支える 人づくり

地域福祉を推進するための基礎となる、自分や家族で課題を解決する「自助」の力や、市民一人ひとりの支え合う力を引き出し、活かす「人づくり」により、地域生活課題を「自分ごと」として考え・行動できる人を増やします。

基本目標2 安心して暮らすための 地域づくり

市民一人ひとりの支え合う力を地域の活力にし、地域それぞれの状況に合わせた「互助」の力を備える「地域づくり」により、誰もが安心して暮らし続けられる“地域「丸ごと」”の体制をつくりまします。

基本目標3 さまざまなニーズに対応できる 仕組みづくり

個人や家族、隣近所、地域などが抱えるさまざまな問題・課題に的確かつ柔軟に対応できる「共助」や「公助」の視点に立った「仕組みづくり」により、地域共生社会の実現に向けた体制の充実を図ります。

4 役割分担

地域福祉の担い手は、地域で暮らす一人ひとりの市民自身であり、本市に関わるすべての人がそれぞれの立場や状況に即して連携・協働する地域福祉の担い手に位置づけられます。

 市民	誰もが地域福祉の担い手であり、支えられる側面と支える側面の両面を持っていることを踏まえ、地域福祉への認識を深めるとともに、それぞれの状況に即した関与に努める	 地域活動 団体等	地域づくり協議会や民生委員・児童委員、地域の活動団体などは、地域活動を下支えする核として、地域の生活課題の解決に向け、地域に根ざした積極的・実践的な関与に努める
 市 (行政)	さまざまな主体や市社協、関係機関と連携し、まちづくり全体を見据えた地域福祉施策の推進を図る	 社会福祉 協議会	本計画の推進役として、計画に基づく活動の効率的な推進に努めるとともに、市民の需要の変化や地域の生活課題の把握に努める
 社会福祉法人	福祉サービスの拠点として、専門的な機能・人材・経験を活かし、地域の生活課題の解決に向け、積極的・実践的な関与に努める	 事業者	地域の暮らしと雇用を支える主体として、それぞれの専門性を活かし、地域の生活課題の解決に向けた関与に努める

● 社会福祉協議会とは

市町村社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条で以下のとおり、地域における社会福祉事業または更生保護事業を営む者の過半数が参加し、社会福祉を目的とする事業の企画から実施までを行う、地域福祉推進のための中核的な団体と位置づけられています。

〈社会福祉法(令和 2(2020)年 6 月一部改正が公布)より抜粋〉

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

● 民生委員・児童委員とは

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、各地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人々で、「児童委員」を兼ねています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどについて相談に応じ、支援を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

民生委員児童委員協議会は、すべての民生委員・児童委員が所属する組織で、個々の委員の活動を支える役割を果たしています。なお、民生委員・児童委員が行う活動には以下のものがあります。

社会調査：住民がどのような福祉サービスを必要としているか調査・把握します。

相 談：住民が抱える問題に対して相談に応じ、問題解決に努めます。

情報提供：福祉の制度やサービスについて、その内容や情報をお知らせします。

連絡通報：福祉サービスが受けられるよう、関係機関への橋渡しをします。

調 整：適切なサービスが利用されるよう、関係機関と調整します。

生活支援：住民が求める生活支援を行い、声かけや安否確認などを行う体制づくりを進めます。

意見提起：問題点や改善策を取りまとめ、関係機関などに意見を提起します。

● 社会福祉法人とは

社会福祉法人は、社会福祉法第 22 条において、「社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人」と定義され、第 26 条で「社会福祉事業のほか、公益事業、収益事業を行うことができる」とされています。

市内・地域における社会福祉法人及び社会福祉に関する事業者は、その施設を利用する子どもや高齢者、障害者、認知症の人などへの福祉サービスの提供とともに地域へ貢献することを使命としており、施設勤務者が有する専門的知識やスキル・ノウハウなどを生かし地域住民の相談に応じることなどへ、期待が寄せられています。

また、施設の交流スペースの地域への開放や、福祉避難所としての役割も期待されています。

5 計画の体系

基本理念に基づく3つの基本目標、そして基本目標を達成するために実施する重点的な施策の方向性と、それに則した具体的な施策を設定し、計画の推進を図ります。

基本理念	基本目標	施策の方向	
		具体的な施策	
ともに支え合い 誰もがいきいき 元気なまち「とみおか」	目標 1 地域福祉を支える 人づくり	1 地域福祉の意識醸成 (1) 地域福祉の意識啓発 (2) 福祉教育の推進	
		2 地域福祉の担い手づくり (1) 地域福祉活動の担い手の確保・育成 (2) 地域活動団体やボランティア団体の活動支援	
	目標 2 安心して暮らすための 地域づくり	1 住民同士のつながりによる支え合いの支援 (1) 地域における生活課題の把握と解決に向けた体制づくり (2) 地域における交流と支え合いの推進	
		2 安全・安心なまちづくり (1) 地域における防災体制の強化 (2) 安全・安心に暮らし続けるための環境の整備	
	目標 3 さまざまなニーズに 対応できる 仕組みづくり	1 包括的な相談・情報提供の仕組みづくり (1) 組織・制度を横断して対応する相談体制づくり (2) 情報提供体制の強化	
		2 適切な支援につなぐ仕組みづくり (1) さまざまな困難を抱えた人への支援の強化 (2) 権利を擁護するための仕組みの構築	

目標1 地域福祉を支える 人づくり

1-1 地域福祉の意識醸成

(1) 地域福祉の意識啓発

市民・地域の取組

- 住民が主体となって取り組む地域の活動に関心を持ち、その必要性や重要性について考えましょう。
- 地域での活動や支え合いと地域づくりなどについて知り、体験するための講座や催しなど、さまざまな機会に積極的に参加しましょう。
- 募金や寄附など、さまざまなかたちでの支え合いの活動に関心を持ち、協力しましょう。

市社会福祉協議会の取組

◆意識啓発の取組を充実させる

- 地域福祉の推進を「自分ごと」として捉え、行動する市民を育むための福祉教育の充実を図ります。
- さまざまな人の交流と地域福祉への理解を促すため、「社会福祉大会」「わくわくフェスティバル」「地域ふれあい事業」など、多くの市民が参加する機会の充実を図ります。
- 共同募金^{※1}や善意銀行^{※2}の取組を推進し、募金や寄附による支え合いの活動への理解や寄附文化の醸成を図ります。

市の取組

◆知る・考える機会を増やす

- 地域ぐるみの福祉のことや、その中でできることに市民一人ひとりが気づき、具体的行動がとれるよう、講座や催しなど、地域福祉について知る・考える機会の充実を図ります。

◆啓発につながる情報提供を充実させる

- 市広報紙『広報とみおか』や市ホームページなどを通じて、地域福祉に関する情報提供の充実を図ります。
- 地域づくり協議会や地域住民が集まる機会を通じて、地域福祉に関する情報提供の充実と理解の促進を図ります。また、「公民館だより」などの活用といった、より身近で地域の状況に即した情報提供の方法を検討します。

※1 共同募金：日本を代表する募金活動のひとつ。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援する「じぶんの町を良くするしくみ」として取り組まれている。

※2 善意銀行：善意に基づく金品などを預かり、市内の地域福祉の推進のために活用している。

(2) 福祉教育の推進

市民・地域の取組

- 福祉に関する知識や技能の習得に関心を持ち、学習・体験や情報提供の機会を積極的に活用しましょう。
- 福祉に関して学んだ知識や得られた情報について、家族や身近な人々と伝え合い、さらに地域全体で共有しましょう。
- 福祉に関する知識や技能、経験の積極的な活用を図りましょう。
- 地域に住む人たちが学びの成果が発揮できるよう、地域活動やボランティア活動の具体的な活動につなげる仕組みづくりを考えましょう。

市社会福祉協議会の取組

◆学び・体験できる機会を増やす

- 学校教育や社会教育の機会を活用した福祉講話、福祉機器の体験などの機会の提供によって、福祉教育の充実を図ります。
- 中学生ボランティア体験学習など、若い世代を対象とする福祉教育の機会の充実を図ります。
- 市や地域づくり協議会、市内事業者などと連携し、市民が気軽に地域福祉について学び・体験できる機会の充実を図ります。

市の取組

◆学び・体験できる機会を増やす

- 学校や社会教育、地域での集まりといったさまざまな場を活用して、生涯学習出前講座※3など、子どもたちやより多くの市民が福祉について学ぶ機会の充実を図ります。
- 市社協が、学校教育や社会教育の中で推進する地域福祉に関わる学習や体験について、連携・協働するとともに支援を推進します。

※3 生涯学習出前講座：市民の学習を支援するために、利用者の要望に応じて、市が講師を派遣する事業。利用する団体が希望する内容の講座をメニューから選んで申し込み、市職員や公共機関の職員が団体のもとに出向いて講師を務める。

1-2 地域福祉の担い手づくり

(1) 地域福祉活動の担い手の確保・育成

市民・地域の取組

- 地域活動やボランティア活動に日頃から関心を持ち、日々の暮らしとのつながりを意識するとともに、発信される情報を取得しましょう。
- 自分の地域を担当する民生委員・児童委員の活動に関心を持ち、積極的に協力しましょう。
- 活動に直接参加するだけでなく、日常生活の中で「無理なく・できることから」関われる・協力できることを考え、実践しましょう。
- 地域で暮らす誰もが、それぞれの生活様式や体力、経験などに関わらず、参加しやすい・協力しやすい、これまでのやり方にとらわれない新たな方策について考えましょう。
- 活動内容の効率化や作業の軽減、役職などの引継ぎの円滑化、運営の透明性の確保など、新たな人材が活動の運営に関わりやすい団体の在り方について考えましょう。

市社会福祉協議会の取組

◆地域福祉の担い手を育成・支援する

- 各種のボランティア養成講座の充実により、担い手の育成と確保を図ります。
- 生活支援ボランティア^{※1}の拡充を図ります。
- 民生委員・児童委員の活動を支援し、活動しやすい環境づくりに努めます。
- 次代の地域福祉の担い手となる小・中学生や高校生など、若い世代の人材育成を図ります。
- 地域福祉を支える人材の交流機会や活動支援の充実を図ります。
- 『ボランティア活動の手引き』^{※2}を活用したわかりやすい情報提供に努めます。

※1 生活支援ボランティア：高齢者や障害者などの日常生活上の困りごとへの手伝いを「できる人が、できることを、できるときに」行う、身近な地域の支え合い活動に携わるボランティア。

※2 ボランティア活動の手引き：ボランティアの受け入れを希望する施設や活動を行っているボランティアグループなどの情報を提供する冊子で、毎年作成・配布している。

市の取組

◆人材の育成や技術・知識の習得を支援する

- 生活支援ボランティア、認知症サポーター※³、ボランティアコーディネーター※⁴ など、地域福祉を支える担い手の育成や活動支援、福祉に関わる技術・知識の習得支援を推進します。
- より多くの市民が地域活動やボランティア活動に関わりやすい環境づくりに向け、市民や地域、関係機関・団体等との連携を図りつつ、これまでのやり方にとらわれない新たな方策の検討を促進します。
- 市広報紙『広報とみおか』や市ホームページなどを通じて、地域での活動やボランティア活動への参加・協力のきっかけづくりに努めます。
- 地域福祉の重要な担い手である市社協の活動を積極的に支援します。
- 市民のシビックプライド※⁵の醸成に努めるとともに、次代の地域福祉の担い手となる小・中学生や高校生など若い世代の人材育成につなげます。
- 「公民館だより」など、より身近で地域の状況に即した情報媒体の活用により、活動の担い手の発掘を促進します。

※3 認知症サポーター：認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする認知症サポーター養成講座を受講した人。

※4 ボランティアコーディネーター：ボランティア活動を調整する人で、市民や活動団体からのボランティア活動に関する相談対応、支援が必要な人とボランティアとの調整、ボランティア活動などに関する情報の発信と参加の促進などを行う。本市では市社協に配置されている。

※5 シビックプライド：「郷土愛」や「地域に対する誇り」、または、このような「思い」にとどまらず地域の課題を解決するような活動やこれらの取り組む姿勢。

(2) 地域活動団体やボランティア団体の活動支援

市民・地域の取組

- 地域活動団体やボランティア団体に関心を持ち、活動内容などの情報を積極的に取得しましょう。また、参加や協力できることについて考えてみましょう。
- 地域活動団体やボランティア団体と積極的に連携し、協働で活動しましょう。

市社会福祉協議会の取組

◆ボランティアサポートセンター※の拠点機能を強化する

- 活動支援の拠点であるボランティアサポートセンターの機能充実のため、市との連携強化を図ります。

◆団体の活動を支援する

- 共同募金や善意銀行を活用した団体の支援を推進します。
- 富岡市ボランティア連絡協議会、富岡市民生委員児童委員協議会、群馬県共同募金会富岡市支会、富岡市遺族会などの事務局として、円滑な団体運営を支援します。

◆情報提供・共有や交流機会を充実させる

- ボランティア活動への市民の参加と活用につながる情報提供の充実を図ります。
- 地域活動団体やボランティア団体の情報発信を支援するとともに、市との情報共有や交流機会の充実を図ります。

※ボランティアサポートセンター：市と市社協が共同運営を行い、ボランティア・市民活動・NPO 活動を一元的かつ、総合的に推進する拠点。

市の取組

◆団体個々の問題・課題に寄り添う支援を強化する

- 地域活動団体やボランティア団体が抱えるさまざまな問題・課題の解決のための支援強化を図ります。
- 民生委員児童委員協議会への支援を通して、各委員の活動を支援します。

◆ボランティアサポートセンターの拠点機能を強化する

- 活動支援の拠点であるボランティアサポートセンターの機能充実のため、市社協との連携強化を図ります。

◆情報提供・共有や連携を充実させる

- 地域活動やボランティア活動への市民の参加や活用につながるように、積極的な情報提供を図ります。
- 地域活動団体やボランティア団体、市社協との情報共有や連携の強化について、充実のための支援を推進します。

目標2 安心して暮らすための 地域づくり

2-1 住民同士のつながりによる支え合いの支援

(1) 地域における生活課題の把握と解決に向けた体制づくり

市民・地域の取組

- 困りごと・心配ごとやさまざまな困難を抱えている人、暮らしにくさを感じている人に気づき、気を配り、自分でできることを考えましょう。
- 地域における生活課題について、地域全体で解決することを意識し、そのために住民が集い、話し合い、情報を共有する機会に積極的に参加・活用しましょう。
- 暮らしの中や地域での困りごと・心配ごとを相談しやすい地域づくり、地域における生活課題の把握と解決に地域住民が関わりやすい体制づくりを考えましょう。

市社会福祉協議会の取組

◆地域福祉を支える体制を強化する

- 各地区における生活支援コーディネーター※1の配置への働きかけを推進します。
- 地域づくり協議会との連携・協働を推進します。
- 民生委員児童委員協議会との連携を強化し、地域における福祉ニーズの早期把握と解決に向けた取組を図ります。
- 各地区で開催する地域福祉懇談会※2などの運営を支援します。

◆住民同士がつながる機会を充実させる

- 「わくわくフェスティバル」や「さつまいも収穫祭」などの地域ふれあい事業を通じて、市民や地域住民が交流し、理解を深める機会の充実を図ります。

市の取組

◆地域づくり協議会の主体的活動を支援する

- 地域づくり協議会を中心として、地域の中の困りごと・心配ごとを地域の生活課題として認識し、解決を図るための仕組みづくりを支援します。

◆地域福祉の拠点機能を強化する

- 地域づくりや生涯学習の拠点である公民館について、地域福祉の拠点としての機能強化を図ります。

※1 生活支援コーディネーター:「地域支えあい推進員」とも呼ばれ、高齢者の生活支援、介護予防の基盤整備を推進することを目的に、地域において生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを行う人。

※2 地域福祉懇談会:地域の課題や今後地域で取り組むべき活動などについて住民主体で話し合いながら、住民相互の助け合い活動を推進する場。

(2) 地域における交流と支え合いの推進

市民・地域の取組

- 自分が暮らす地域に関心を持ち、住民同士のあいさつや声かけなどの交流が自然にできる地域づくりを目指しましょう。
- 地域で支援を必要としている人に気づき、自分ができることを考え、できることから実践しましょう。
- 地域づくり協議会などの地域活動を通じて、地域住民が抱える困りごと・心配ごとなどの早期把握と地域の生活課題として解決を目指しましょう。
- 地域住民同士のコミュニケーションが円滑に図られるように、さまざまな機会を通じて働きかけましょう。

市社会福祉協議会の取組

◆支え合いを促進する

- 生活支援体制整備事業※3の充実を図ります。
- 各地区の生活支援ボランティアの活動を支援します。
- 市内 11 支部それぞれの地域特性に即した活動のさらなる活性化を図ります。
- 「ふれあいの居場所※4」や「いきいきサロン※4」など、地域住民が主体となって活動する支え合いの拠点づくりの取組を支援します。

市の取組

◆地域包括ケアシステムを深化する

- 誰もが住み慣れた地域の中で自分らしく暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・住まい・自立した日常生活の支援が切れ目なく一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」の構築と深化を図ります。

◆支え合いの連携を促進する

- 多世代が交流し、憩うことができる「ふれあいの居場所」や「いきいきサロン」などの交流拠点を活用し、地域で活動するさまざまな団体や組織の連携を促進します。

◆市民の心身の健康を維持する

- 誰もが地域で健やかに安心して暮らし続けられるように、切れ目のない心身の健康づくりを推進します。
- 健康づくりや、「いきいき健康教室」などの介護予防の機会を通じて、地域住民の交流を促進します。

※3 生活支援体制整備事業：高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続けられるよう関係機関・団体等と連携しながら地域における支え合いの体制づくりを推進し、生活支援サービスの整備及び介護予防・社会参加の促進を目指す事業。平成 29(2017)年度から市社協が市より受託し、生活支援コーディネーターの設置を行っている。

※4 ふれあいの居場所・いきいきサロン：地域に住む住民が気軽に集える場所をつくることを通じて、地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」「健康づくり」を行う場所。

2-2 安全・安心なまちづくり

(1) 地域における防災体制の強化

市民・地域の取組

- 自分が暮らす地域の災害リスクを知り、家族や身近な人と情報を共有しましょう。
- 災害発生時に地域で起こりうる問題を把握し、地域住民で共有しましょう。
- 防災訓練や地域ぐるみで行う防災・防犯活動に積極的に参加しましょう。
- 避難時に支援が必要な人を地域で把握し、避難や支援方法の情報を共有しましょう。

市社会福祉協議会の取組

◆災害に備える

- 市と連携して、災害時のボランティアセンターの開設や災害ボランティア活動の参加促進、市内外からの災害ボランティア受け入れ体制の強化を図ります。また、防災訓練などを通して、災害発生時に迅速な対応ができるよう備えます。
- 災害による被害を受けた市民への迅速な対応と生活再建に向けた支援に努めます。

市の取組

◆災害に強い体制を整える

- 『富岡市防災マップ』※1や『富岡市避難行動マニュアル』※2を活用した防災意識の向上や避難場所などの周知徹底、防災訓練の参加促進を図ります。
- 地域住民が主体となって作成する「自主避難計画」※3について、市内全地区での策定を支援・促進するとともに、これを活用した防災意識の向上を図ります。
- 避難時に支援が必要な市民の名簿（要支援者名簿）についての周知と登録促進に努めるとともに、支援関係者に対して名簿の適切な取り扱いの周知徹底を図ります。また、要支援者の避難対応体制の強化を図ります。
- 災害時に関係機関・団体による連携体制を確保できるように、防災訓練や情報の共有化など、平時からの備えを徹底します。
- 市社協と連携して、災害時のボランティアセンターの開設や災害ボランティア活動の参加促進、市内外からの災害ボランティア受け入れ体制の強化を図ります。

※1 富岡市防災マップ(平成31(2019)年3月発行):市内全域の指定避難所・指定緊急避難場所や、避難情報収集の方法などの防災情報と、土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域を表示した地図。鎗川や高田川及びその他一級河川において、概ね「1,000年に一度」の確率で発生する規模の大雨による河川氾濫をシミュレーションした情報を併せて掲載。

※2 富岡市避難行動マニュアル(令和2(2020)年10月発行):令和元年東日本台風の災害検証委員会からの提言を受けて、「自分の命は自分で守る」ために作成したマニュアル。

※3 自主避難計画:地域住民が住民懇談会を開催し、地域内における危険箇所を洗い出し、それを踏まえた避難場所や避難ルートを検討して作成する地域独自の避難計画。

(2) 安全・安心に暮らし続けるための環境の整備

市民・地域の取組

- 住み慣れた地域で暮らし続けるために、どのようなことが必要なのか、どのような仕組みや制度があるのかに関心を持ち、地域の生活課題について考えましょう。
- 将来も公共交通が利用できるように、上信電鉄や乗合タクシー「愛タク」を積極的に利用することとあわせて、その維持や活用についても考えましょう。
- 歩きやすい道路を維持していくための地域活動に、積極的に関わりましょう。

市社会福祉協議会の取組

◆暮らしやすさを支援する

- 安心カード^{※4}、シルバーカー（手押し車）購入補助、車いすや福祉車両の貸出などにより、高齢者や障害者、一時的に移動を補助する用具が必要となった人などの支援を強化します。
- 訪問介護事業^{※5}及び居宅介護支援事業^{※6}の経営を強化し、安定した介護保険サービスの提供に努めます。
- 地域活動支援センター「つくし学園」の運営を強化し、障害者の社会参加を支援します。
- 市と連携し、乗合タクシーの利用促進を図ります。

市の取組

◆誰もが自由に移動できる公共交通をつくる

- 自家用車を使わなくても誰もが自由に移動でき、買い物や通院などがしやすくなるように、乗合タクシーの運行と情報提供の充実を図ります。
- 本市唯一の鉄道路線である上信電鉄が維持・存続できるように、利用者の確保と新たな利用者の開拓を図ります。
- 公共交通の維持や活用について、地域で検討する機会の創出を支援します。

◆道路や施設のユニバーサルデザイン^{※7}化を進める

- 安全な徒歩での移動や、健康づくりのために楽しく歩ける環境づくりに向け、『富岡市都市と交通のマスタープラン』などを踏まえつつ、歩行者空間の確保とユニバーサルデザインの導入を推進します。
- 公共施設や都市公園といった市民が集う場でのトイレなどの施設整備・更新にあたって、ユニバーサルデザインの導入を推進します。
- 誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるように、住宅改修時の支援を推進します。

※4 安心カード：ひとり暮らし高齢者などが自宅で体調が悪化し救急車を呼んだ場合や、離れて暮らす家族などに第三者が連絡をとる場合等に備えるカードで、持病等の医療情報や緊急連絡先などを記入し、専用容器で保管する。

※5 訪問介護事業：訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除などの家事を行うもの。

※6 居宅介護支援事業：介護を必要とする人が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）がケアプラン（居宅サービス計画）の作成や、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所などとの連絡・調整などを行うもの。

※7 ユニバーサルデザイン：年齢や障害の有無、体格、性別、国籍などに関わらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインされたもの。

目標3 さまざまなニーズに対応できる 仕組みづくり

3-1 包括的な相談・情報提供の仕組みづくり

(1) 組織・制度を横断して対応する相談体制づくり

市民・地域の取組

- 福祉に関する施設やサービス、相談先に関心を持ち、家族や身近な人と情報を共有しましょう。
- 困りごと・心配ごとができた時、ひとりで抱えず相談して解決する、また、周りの人の困りごと・心配ごとの相談にのり、必要な支援や相談機関につなげられるよう心がけましょう。
- 暮らしの中や地域での困りごと・心配ごとを相談しやすい地域づくり、地域における生活課題の把握と解決に地域住民が関わりやすい体制づくりを考えましょう。〈再掲〉

市社会福祉協議会の取組

◆「断らない・誰も取り残さない」相談体制を支援する

- 「なんでも福祉相談※1」や「心配ごと相談※2」の充実を図ります。
- 市や関係機関・団体との連携により、「断らない・誰も取り残さない」相談体制の構築と適切な運用に努めます。
- さまざまな課題の解決に取り組むため、市内の社会福祉法人や NPO 法人、ボランティア団体、地域づくり協議会などとの連携強化を図ります。
- さまざまな相談に制度や分野を横断した対応と支援ができるように、高い専門性と対応力を備えた職員の育成に努めます。

市の取組

◆「断らない・誰も取り残さない」相談体制をつくる

- 「重層的支援体制整備事業」の一部である「断らない相談支援」体制の整備を目指し、行政内の組織を横断して分野や制度の枠組みにとらわれることなくあらゆる相談を受け止め、その先の支援や所管部署などにつなぐことができる「断らない・誰も取り残さない」相談体制の構築を図ります。
- 相談体制の構築にあたって、市社協や関係機関・団体との連携・協働とそれぞれの位置づけ、役割分担の検討を進め、適切な運用を目指します。

※1 なんでも福祉相談：社会福祉法人による地域貢献事業。どこに相談したらよいかわからないといった市民の生活や福祉に関する困りごとを受け止める窓口。

※2 心配ごと相談：日常生活におけるあらゆる心配ごとを受け止める相談窓口。本市では市社協で毎月2回設けられている。

(2) 情報提供体制の強化

市民・地域の取組

- 市や市社協の広報紙やホームページなどを通じて提供される情報に関心を持ち、家族や身近な人と情報を共有しましょう。
- 回覧板や「公民館だより」など、地域により身近な媒体による情報には特に関心を持ちましょう。

市社会福祉協議会の取組

◆活動や福祉事業の情報提供を充実させる

- 広報紙『とみおか社協だより』、市社協ホームページを活用し、市社協の活動や福祉事業に関する情報提供の充実を図ります。
- 市や関係機関・団体等との連携・協働により、より効果的で充実した情報提供に努めます。
- 『ボランティア活動の手引き』を活用したわかりやすい情報提供に努めます。〈再掲〉

市の取組

◆情報の質・量とともに充実させる

- 市広報紙『広報とみおか』や市ホームページ、一斉メール配信「とみおかインフォメール」などを活用して、相談窓口や福祉サービスなど、地域福祉に関わる情報提供の充実を図ります。

◆情報の見やすさ・わかりやすさを重視する

- より見やすく、わかりやすく、探しやすい情報提供ができるよう努めるとともに、SNSの活用など、さまざまな媒体や手法の検討と活用を図ります。

3-2 適切な支援につなぐ仕組みづくり

(1) さまざまな困難を抱えた人への支援の強化

市民・地域の取組

- 困りごと・心配ごとができた時、ひとりで抱えず相談して解決する、また、周りの人の困りごと・心配ごとの相談にのり、必要な支援や相談機関につなげられるよう心がけましょう。
〈再掲〉
- 相談対応や支援、福祉サービスの利用を必要な人が、適切な対応とサービスを受けられるように、声かけや情報の提供を心がけましょう。
- 困りごと・心配ごとやさまざまな困難を抱えている人、暮らしにくさを感じている人を地域で見守り、支え合いの行動を促すとともに、必要に応じて行政や関係機関・団体との連携を図りましょう。

市社会福祉協議会の取組

◆「制度の狭間」への対応を強化する

- 関係機関・団体との連携・協働により、「制度の狭間」にある人のニーズや状況の把握に努めるとともに、適切な対応に向けた検討を強化します。

◆困難を抱える人を支援する

- 生活の困窮などによって、安心して日常生活をおくることが困難な人が適切な支援を受けられるように、支援体制の効率化や、救護施設などの機能向上を図ります。
- 生活困窮世帯における、子どもの学習支援の充実に努めます。
- 市をはじめとする関係機関・団体と連携して、虐待や犯罪、自殺などの未然防止や早期把握に努めます。

市の取組

◆「制度の狭間」への対応を強化する

- 行政内の関係する部署、さまざまな関係機関・団体との連携や情報を共有できる体制を構築し、「断らない・誰も取り残さない」相談体制によって、これまでの制度の枠組みでは対応が難しい「制度の狭間」の状況にある人たちの早期把握と、課題の解決に向けた対応・支援を強化します。

◆生活困窮者の自立を支える

- 生活困窮者など、社会的な自立支援が必要な人やその家族について、行政の関係する部署や機関・団体との連携をより強化し、学習支援や住宅セーフティネット制度※の活用など、個々の対象者が必要とする支援に迅速かつ的確につなげられるよう努めます。
- 生活困窮世帯について、子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣や育成環境の改善に関する助言など、子どもと保護者の双方に必要な支援を推進します。
- ひきこもり状態にある人やその家族について、自立に向けた相談対応や就労などの支援を推進します。

◆犯罪・再犯を防ぐ

- 地域、学校、事業者、警察、消防など、多様な主体との連携による防犯意識の高揚や防犯活動の推進を図ります。
- 刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人、さらにその家族などが、社会において孤立することなく暮らせるように、『富岡市再犯防止推進計画』を策定し、これに基づく取組を推進します。(➡ P.71 【第4章】)
- 地域における更生保護の担い手である富岡甘楽保護区保護司会の活動を支援します。

◆自殺を防ぐ

- 『いのち支える富岡市自殺対策行動計画』や『第3次群馬県自殺総合対策行動計画』に基づく取組の推進と、群馬県や富岡保健医療圏管内町村、関係機関・団体等との連携強化を図ります。

◆子育て世帯を支援する

- 『第2期富岡市子ども・子育て支援事業計画』に基づく取組の推進を図ることにより、個々の世帯のみではなく、地域全体で健やかに子どもを育む環境づくりを促します。

※住宅セーフティネット制度:「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)」に基づき、住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て中の家庭など)に対する賃貸住宅の供給の促進を図り、国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与する制度。平成29(2017)年には同法が改正され、制度の中に①住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居者への経済的支援、住宅確保要配慮者の居住支援などが新たに加わった。

(2) 権利を擁護するための仕組みの構築

市民・地域の取組

- 人権教育・啓発の機会を積極的に活用し、人権についての正しい理解と行動を身につけましょう。
- DV や虐待などの疑いがある場合、早期にしかるべき機関へつなぎ、あらゆる暴力、虐待を許さない地域づくりを目指しましょう。
- 成年後見制度^{※1} や日常生活自立支援事業^{※2} など、権利を守るための制度について関心を持ちましょう。
- 人権教育・啓発や権利を守るための制度に関する情報共有や、DV や虐待の早期把握や深刻化防止のための認識共有を地域全体で図りましょう。

市社会福祉協議会の取組

◆日常生活における自立を支える

- 法律の専門家などとの連携を強化し、成年後見制度の周知と利用促進に努めます。
- 日常生活自立支援事業の周知・啓発を行い、市民の理解や事業を必要とする人やその家族の円滑な利用を促進します。

市の取組

◆判断能力が十分でない人の権利を守る

- 認知症、知的障害や精神障害などにより判断能力に不安がある人の権利を擁護し、地域で安心して暮らし続けられるように、『富岡市成年後見制度利用促進計画』を策定し、法律の専門家などと連携して、成年後見制度や日常生活自立支援事業の円滑な利用を支援するとともに、制度や事業の周知による市民の理解を図ります。(➡ P.74 【第5章】)
- 権利擁護が必要な人の早期の把握・相談対応に努めるとともに、関係機関・団体との連携・協働のもと、日常的な見守りや必要な支援ができる地域連携のネットワーク構築と適切な運用を図ります。

◆虐待を防ぐ

- 「要保護児童対策地域協議会」の活用など、関係機関・団体との連携・協働を強化し、高齢者、障害者、子どもなどへの虐待の防止と早期の把握や保護、適切な支援などの迅速な対応に努めます。

※1 成年後見制度:認知症などで財産管理能力を喪失した人の財産を保護するための制度。

※2 日常生活自立支援事業:認知症高齢者や障害者などで、判断能力が十分でない人が、地域で安心して暮らしていけるように福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行う事業。

第4章 富岡市再犯防止推進計画

1 目的

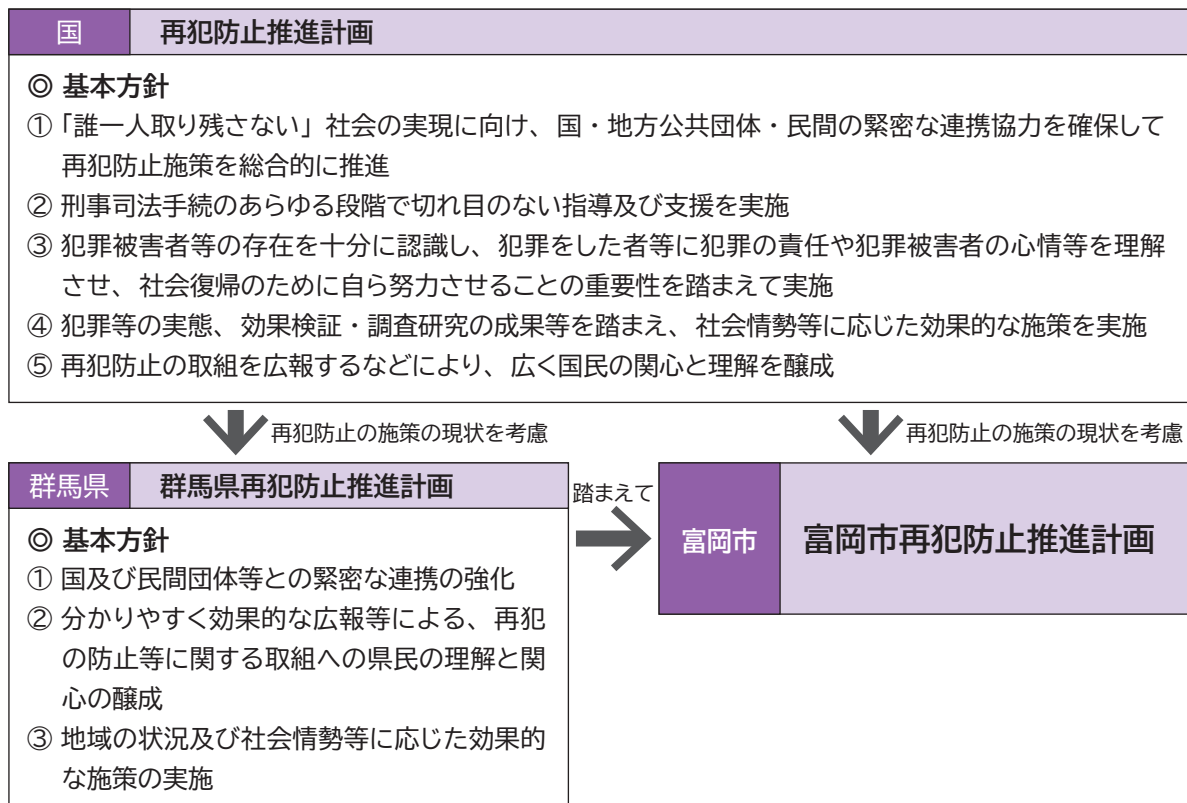
犯罪や非行をした人は、地域社会で生活する上でさまざまな課題を抱えることがあります。そのような人たちが社会的に孤立することなく、円滑に社会復帰できるように継続的な支援と、そのための環境を整えることによって再犯を防止し、誰もが安心して暮らし続けられる社会を地域全体でつくることを目的とします。

2 位置づけ

『富岡市再犯防止推進計画』は、「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下、再犯防止推進法）第8条第1項に示された、「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に資する計画」にあたります。

また、計画の期間について、『第3次富岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画』と同じ設定とし、あわせて進行管理を行います。

【国・群馬県の計画との関係】



3 対象

再犯防止推進法第2条1項で定める「犯罪をした者等」（犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者）を対象とします。

4 現状と課題

◇平成28（2016）年12月に「再犯防止推進法」が施行され、都道府県・市町村は、国の『再犯防止推進計画』を勘案し、当該都道府県又は市町村における再犯の防止などに関する施策の推進に関する計画の策定に努めることとなりました。

◇群馬県は平成31（2019）年3月に『群馬県再犯防止推進計画』（計画期間：令和元（2019）年度～令和5（2023）年度）を策定し、犯罪や非行をした人の社会復帰に向けた立ち直り支援の取組などについて、市町村、関係機関・団体との連携を強化することを示しています。

◇全国的にみると、刑法犯の認知件数は減少傾向にある一方、再犯率（刑法犯検挙人数に占める再犯者の人数の比率）は上昇傾向を示しています。

5 取組

◆『群馬県再犯防止推進計画』と連携した取組を進める

- 『群馬県再犯防止推進計画』で示された、市町村として行うべき取組や連携について、積極的にその推進を図ります。
- 群馬県主催の「群馬県再犯防止立ち直り支援ネットワーク会議」に参加し、関係機関とのより緊密な連携を図ります。

◆再犯防止等に関する周知・啓発を進める

- すべての国民が犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人の改善更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築くための全国的な運動である「社会を明るくする運動」を主とした啓発活動に取り組み、毎年7月の再犯防止啓発月間を中心に、市民の再犯防止に関する周知と啓発を図ります。

◆更生保護事業を支援する

- 富岡甘楽地域における更生保護の拠点である「富岡甘楽更生保護サポートセンター」への支援を行います。

◆保護司との連携を強化する

- 「富岡甘楽保護区保護司会」との緊密な情報共有などを通し、連携を強化することで、保護司をはじめとする更生保護ボランティアを支援します。

◆民間協力者・団体等との連携を強化し、活動を支援する

○富岡甘楽保護区保護司会をはじめ、富岡甘楽更生保護女性会※¹や富岡甘楽更生保護事業主会※²、非行防止のための活動を行う少年補導員などのボランティア団体や協力者、市社協及び地方検察庁・保護観察所などとの連携を強化します。

○保護司をはじめとする更生保護ボランティアや少年補導員などの安定的確保に努めます。

◆保健医療・福祉サービスの利用を促進する

○高齢者や障害のある人で保健医療・福祉サービスが必要な場合には、『第3次富岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画』の考え方に則り、地域や関係機関・団体と連携して適切な支援を実施します。

◆就労先の確保とそのための関係機関・団体との連携を強化する

○公共職業安定所（ハローワーク）との連携を強化し、それぞれの状況に即した就労の促進と、就労先の確保に努めます。

○市として、保護観察所に登録した協力雇用主の地域貢献が考慮される入札制度について検討を進めます。

◆学校等と連携して修学を支援する

○指導上の問題を抱える児童・生徒を対象に、県・市教育委員会や高等学校、小・中学校と連携して、保護司などが行う支援を促進します。また、「群馬県子ども・若者支援会議」と連携し、学習支援などの取組への支援を強化します。

※1 富岡甘楽更生保護女性会：女性の立場から地域における犯罪予防の活動や子どもたちの健全育成のための活動、子育て支援活動などを行うボランティア団体。

※2 富岡甘楽更生保護事業主会：犯罪や非行歴などのため就労が困難な人たちを積極的に雇用し、立ち直りを支援する事業者（協力雇用主）の団体。

第5章 富岡市成年後見制度利用促進計画

1 目的

認知症や知的障害その他の精神上の障害があることにより、判断能力が十分でない人の権利が擁護され、安心して暮らすために法的に支える制度が成年後見制度です。そこで、その適切な利用を促進し、誰もが安心して暮らし続けられる社会を地域全体でつくることを目的とします。

2 位置づけ

『富岡市成年後見制度利用促進計画』は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下、成年後見制度利用促進法）第14条に示された、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」にあたります。

また、計画の期間について、『第3次富岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画』と同じ設定とし、あわせて進行管理を行います。

3 対象

認知症、知的障害、精神障害、高次脳機能障害などの精神上の障害がある人、自己の行為の結果について認識し、判断する精神的な能力（事理を弁識する能力）が低下している人を制度の対象（被後見人）とします。

4 現状と課題

- ◇平成28（2016）年5月に「成年後見制度利用促進法」が施行され、市町村は、国の『成年後見制度利用促進基本計画』を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとなりました。
- ◇認知症の症状のある人や障害のある人の増加に伴い、成年後見制度などの利用が必要な人の増加も見込まれています。そこで、支援が必要な人を早期に把握し、速やかに必要な支援につなぐための体制の構築と、その中核となる機関の整備が重要です。
- ◇誰かに財産管理などを任せることへの不安を受け止めるとともに、制度を正しく理解し、安心して利用できるよう、周知と啓発に努めることが必要です。
- ◇成年後見制度へのニーズが全国的に高まる中、後見人などになった親族への支援体制の構築が望まれています。

5 取組

◆中核機関を設置する

○成年後見制度などに関する相談対応や、さまざまな関係機関・団体（法律の専門家、家庭裁判所、医療・福祉関係団体、民生委員・児童委員、住民ボランティアなど）との地域連携ネットワークの構築により周知・啓発を推進することで、支援が必要な人を早期に発見し、必要な支援に結びつけるとともに、ケースごとの課題や地域課題を検討・調整する協議会の運営を行う中核機関を設置します。

◆周知・啓発を進める

○成年後見制度などについて、後見人、被後見人の両方の視点で、より多くの市民の理解が進むよう、周知・啓発に努めます。

◆相談対応や支援機関への支援を充実させる

○成年後見制度などの利用検討から利用開始後にいたるまで継続した相談対応と支援に努めるとともに、全庁的に対応するためのマニュアルの作成とその活用を図ります。また、成年後見関連事業者※などの相談支援機関への支援などを行います。

◆地域連携ネットワークの機能を強化する

○見守りネットワーク活動など、認知症や障害などにより権利擁護支援が必要な人の地域における見守りや早期把握の活動を支援するとともに、必要な支援への確につなぐための機能確保に努めます。

○法律の専門家や家庭裁判所との連携を特に強化し、地域のさまざまな関係者による連携ネットワークのさらなる機能強化を図ります。

◆制度を利用しやすくする

○成年後見制度などの利用が必要な状況でありながら、本人や親族が申し立てを行うことが難しい場合などに、後見等開始の審判を市長が家庭裁判所に申し立てる、市長申立の適切な活用を図ります。

○成年後見制度の利用が必要でありながら、経済的な問題などで利用することが困難な人を支援するため、申立に係る費用や後見人などの報酬について助成を行います。

◆市社会福祉協議会との連携

○市社協が実施する日常生活自立支援事業の利用者について、成年後見制度などの利用が適当な場合の制度への円滑な移行を市社協と連携して推進します。

※成年後見関連事業者：介護、医療、金融など、成年後見制度の利用に関連する事業を行うもの。

第6章 計画の推進

1 計画の公表

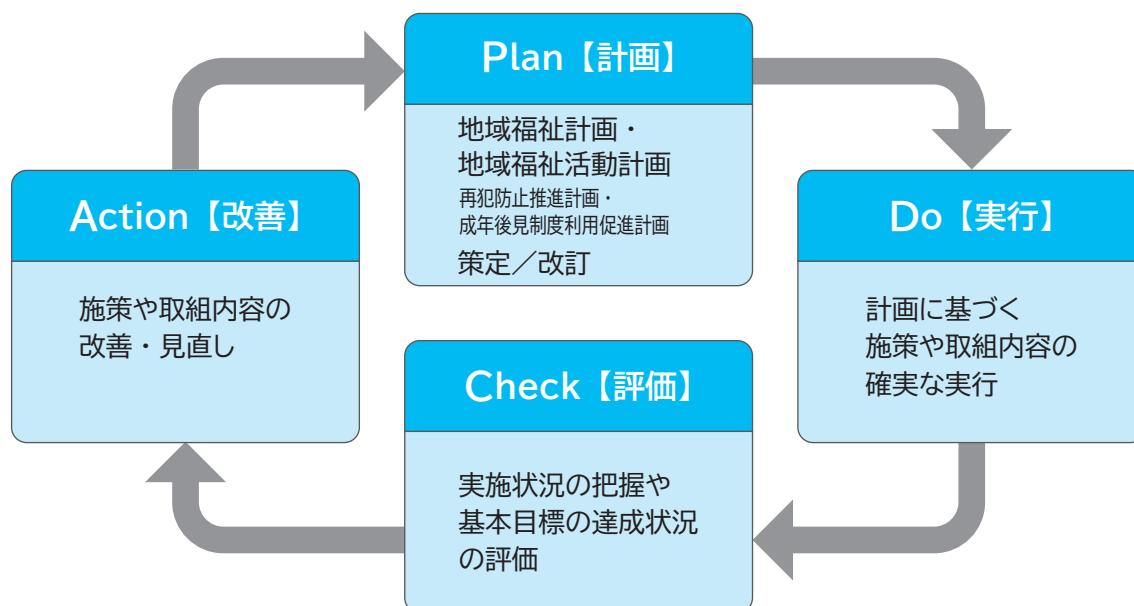
地域福祉を効果的・効率的に推進するためには、本計画が目指す地域福祉の方向性や施策、活動内容について、市民や関係機関・団体、事業者、市（行政）、市社協など、計画に関係するすべての人が共通の理解をもつことが重要です。

このため、市の広報紙や関係する施設、ホームページなどを通じ、本計画を公表し、市全体で目指す地域福祉推進の方向性について幅広く周知を図ります。

2 計画の進行管理

市民、関係機関・団体、市社協が連携・協働しながら、計画（**Plan**）に基づく施策や活動内容の確実な実行（**Do**）、実施状況の把握や基本目標の達成状況の評価（**Check**）とそれに基づく改善や見直し（**Action**）を経て、次の実行（**Do**）につなげる PDCA サイクルの考え方にに基づき、的確な進行管理を行います。

なお、本計画に記載する地域福祉の推進に関わる施策の多くは、数値目標による定量的な観点だけでは評価が難しい面があります。そこで**定量的な観点と定性的な観点から複合的に評価**をすることとします。ここで定量的な観点としては、関連する各種個別計画で進捗状況の評価に用いられている項目や各種データを参考にするとともに、市民アンケート調査などの結果を踏まえたものとします。また、定性的な観点としては、同じく市民アンケート調査や団体ヒアリング調査などの結果を踏まえたものとします。これらの成果を総合的に検討し、基本目標に掲げた事柄について達成状況の評価します。



資料編

1 富岡市地域福祉計画策定委員会要綱

令和2年8月17日告示第127号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、富岡市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、市民の意見を広く反映するため、富岡市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域福祉に関して識見を有する者
- (2) 社会福祉に関する団体の代表者
- (3) 福祉施設の職員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了する日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が選任される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させて、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長が特に必要があると認めるときは、書面の持ち回りをもって会議の開催に代えることができる。

(庁内検討委員会)

第7条 第2条に規定する事務に関し専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて委員会に庁内検討委員会を置くことができる。

2 庁内検討委員会の組織、運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

2 富岡市地域福祉活動計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 地域福祉を総合的に推進することを目的とする第3次富岡市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の策定に当たり、市民の意見を広く反映するため、富岡市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから社会福祉協議会長が委嘱する。

- (1) 地域福祉に関して識見を有する者
- (2) 社会福祉に関する団体の代表者
- (3) 福祉施設の職員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他社会福祉協議会長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了する日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が選任される前に招集する会議は、社会福祉協議会長が招集する。

2 委員会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させて、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長が特に必要があると認めるときは、書面の持ち回りをもって会議の開催に代えることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務地域福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

3 富岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 委員

(敬称略)

区分	団体	委員		備考
		役職	氏名	
(1)地域福祉に 関して識見 を有する者	富岡市区長会	副会長 (区長理事)	白石 求	
	富岡市民生委員児童委員協議会	会長	舟根 登志子	副委員長
	富岡市地域づくり協議会連絡会議	委員長	横尾 繁雄	
	富岡甘楽保護区保護司会	会長	市川 周観	
(2)社会福祉に 関する団体 の代表者	富岡市保育部会	会長	今井 秀典	
	富岡市社会福祉協議会	副会長	横田 公男	委員長
	富岡市ボランティア連絡協議会	会長	佐藤 和男	
	富岡市身体障害者更生会	会長	内田 安男	
	富岡市手をつなぐ育成会	会長	岩井 三千夫	
	富岡市シルククラブ連合会	会長	芦谷 友之	
(3)福祉施設の 職員	富岡甘楽老人福祉施設連絡協議会		松倉 洋介	
			金子 久美子	
(4)関係行政 機関の職員	群馬県富岡保健福祉事務所	企画福祉課長	宮田 和久	
	富岡市福祉事務所	所長	永井 真理子	

4 第3次富岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定の経過

期日		内容
令和2年	8月～9月	市民アンケート調査
	10月	関係団体ヒアリング調査
	10月19日	第1回 富岡市地域福祉計画策定庁内検討委員会（持ち回り）
	10月26日	第1回 富岡市地域福祉活動計画検討委員会
	10月28日	第1回 富岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（持ち回り）
	11月19日	第2回 富岡市地域福祉計画策定庁内検討委員会（持ち回り）
	11月24日	第2回 富岡市地域福祉活動計画検討委員会（持ち回り）
	11月25日	第2回 富岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（あい愛プラザ会議室）
令和3年	1月4日～ 2月2日	パブリックコメント
	2月10日	第3回 富岡市地域福祉計画策定庁内検討委員会（持ち回り）
	2月10日	第3回 富岡市地域福祉活動計画検討委員会（持ち回り）
	2月22日	第3回 富岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（持ち回り）
	4月1日	公表

第 3 次 富岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画 富岡市再犯防止推進計画 富岡市成年後見制度利用促進計画

発行年月／令和3（2021）年3月

発行・編集／富岡市 健康福祉部 福祉課
〒370-2392
群馬県富岡市富岡 1460-1
TEL 0274-62-1511
（内線 1132/1133）

社会福祉法人 富岡市社会福祉協議会
〒370-2316
群馬県富岡市富岡 1439-1（あい愛プラザ1階）
TEL 0274-70-2232
